

第5 景観形成基準のガイドライン

(法第8条第2項第2号関係)

5-1 建築物の新築等に関するガイドライン

1. 自然景観保全ゾーン

自然景観保全ゾーンにおける景観形成基準は、次の3段階にレベル分けしています。

- 「◎」 必ず守る基準
- 「○」 何らかの工夫や配慮が必要な基準
- 「・」 推奨する基準

このうち、「◎」基準は福知山市による勧告（法第16条第3項、条例第18条）の対象となります。また「○」基準については、行為地周辺の景観特性を考慮しながら基準を満たすための工夫を行っていただき、「・」基準についてもできる限り遵守するように配慮してください。

ただし、形態その他の意匠について工夫を凝らすことにより、全体として良好にデザインされていると認められる場合、行為地周辺の状況等を勘案して良好な景観の形成に影響がないと認められる場合は、特例措置として景観形成基準によらないとすることもできますので、十分に協議を行ってください。



目指す景観誘導のイメージ

●敷地内における位置

○敷地内における建築位置は、前面道路からできる限り壁面を後退させ、周囲に与える威圧感を軽減し、まちなみにゆとりを与えるよう努める。

【解説】

ゆとりあるまちなみを形成する上では、敷地の規模を大きくすることが重要ですが、敷地の規模を規定することは困難です。そこで重要になるのが、敷地における建築物の位置です。

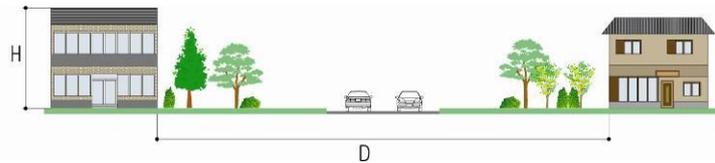
同じ道路幅であっても、道路境界と建築物の位置関係によって与える印象は下図のように大きく異なります。また、建築物の壁面位置の後退は、18 ページに示す緑化措置を行う上でも重要です。

福知山市景観計画では特に数値的な基準は設けていませんが、敷地の規模・形状などを勘案して、できる限り前面道路から後退させるようにしてください。

< 建物とその間の距離との関係による空間の違い >

$D/H \geq 4$

- ・周辺景観と一体となる
- ・閉鎖感の減少
- ・囲い庭、広場の D/H の上限



$D/H = 2$

- ・向かいの建物が見やすい
- ・広々とした感じ



$D/H = 1.5$

- ・よい広場の D/H
- ・京の町家のスケール



望ましい位置関係

$D/H = 1$

- ・向かいの前面が目に入る
- ・高さや空間のほどよい釣り合い



$D/H < 1$

- ・向かいの立面の半分程度が視界に入る
- ・近接し狭苦しい感じ
- ・閉所恐怖症的感觉が生じる ($D/H=0.5$)



参考：建築計画教科書（建築計画教科書研究会著／彰国社）

ただし、伝統的様式の建築物が連たんする通りなど、現に保全すべき良好なまちなみが形成されている場合には、壁面を後退することでファサード（建築物の正面のこと）の連続性が途切れることも考えられますので、地域の実情を十分に踏まえることが重要です。

●外構・緑化措置

◎道路等の公共空間や周辺敷地との境界部には、樹木や花き等を用いて緑化する。

○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、建築物及び周囲の景観との調和に配慮するとともに、歩行者に対して圧迫感や閉塞感を与えないよう努める。

【解説】

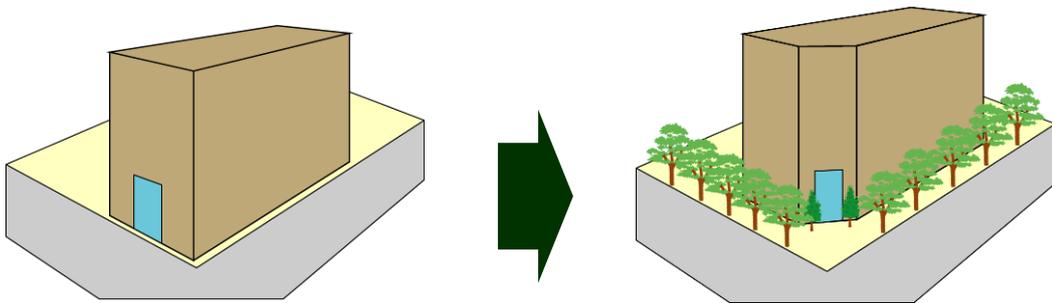
敷地内の緑は、まちなみに安らぎやうるおいを与えるとともに、都市環境を維持・改善する上で重要な要素です。また、景観の阻害要因を隠す効果もあることから、道路等の公共空間との境界部や周辺敷地との境界部などには必ず緑化措置を行ってください。

このうち、前面道路側への緑化は、まちなみの連続性を演出する上でも重要であり、建築物の壁面の後退（17 ページ）と合わせて、効果的に緑を配置してください。

この際、敷地にゆとりがあるなどの場合には、できる限り高木を植栽するとともに、季節の変化や樹木の成長などを考慮して、複数の樹種を組み合わせることが望ましいです。また、地被植物を用いて、エントランス全体や駐車場を緑化することも効果的です。

ただし、敷地に余裕がない場合、周辺のまちなみの状況から建築物の壁面を後退させることが不相当と判断される場合などにおいては、プランターやフラワーポットなどを置くことでも構いませんが、季節性や通年性を考慮するなど継続性をもたせることが必要です。

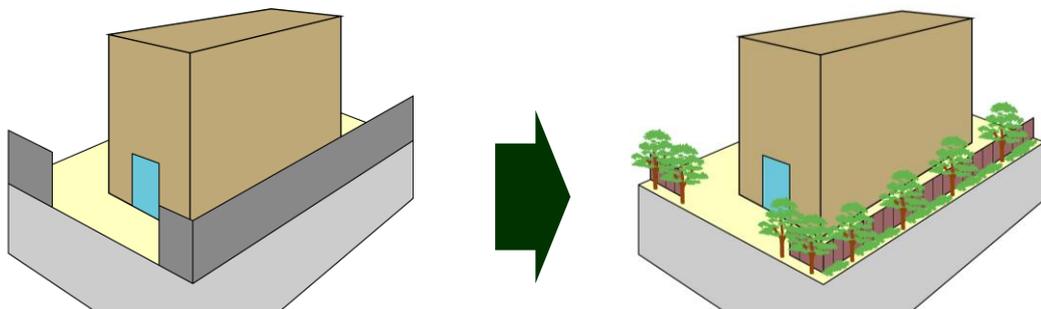
質の高いまちなみを形成するためには、これらの緑を適切に維持管理（手入れ）していくことが重要であるとともに、竣工時だけでなく、10 年後、20 年後といった時間経過を含めた視点の中で樹種の構成を考える必要があります。



敷地の周囲に垣、柵又は塀を設ける場合にも、周辺のまちなみや通りを歩く人々に与える影響を考慮することが重要です。

届出を要するような大規模な建築物の場合は、垣、柵又は塀が長大になることが予想され、まちなみの連続性を損ね閉塞的な印象を与えたり、通りを歩く人に対して圧迫感を与えたりすることも考えられます。

このため、色彩や素材を周囲の景観に合わせる、表面の仕上げに変化をもたせる、塀と樹木を組み合わせるなどして、工夫を凝らしてください。



●高さ

- ・背景となる山並みの稜線を分断するなど、周囲の景観に対して悪影響を与えない高さとするのが望ましい。ただし、既存の伝統的な寺院や神社、医療法に規定する病院に関しては、この限りではない。

【解説】

建築物の高さが周辺の景観に与える影響は大きく、周辺のまちなみや樹林などの高さから突出した建築物は、スカイラインを乱し、地域の景観や良好な眺望を損なう可能性があります。

自然景観保全ゾーンでは、現状において眺望景観を著しく損ねる高層の建築物は立地しておらず、現在の環境を保全することが重要です。

建築物と背景となる山並みの見え方との関係は、見る場所（視点場）をどこに置くかで異なることもあり、周囲の状況を勘察して著しく不調和とならないようにしてください。

ただし、地域のランドマークにもなっている伝統的な寺院や寺社、病院については、当該用途の機能が十分に発揮できないことも想定されますので、適用除外を設けています。その場合でも、屋上部に勾配をもたせるなど周囲の景観への調和に配慮してください。

建築物の高さが周辺の景観に悪影響を与えている例

まちなみが不揃いで、自然景観への眺望も阻害されています。



建築物の高さを周辺の景観に調和させた場合の例

建築物の高さを低く抑えることで山並みへの眺望が確保され、全体として調和が感じられます。



●形態

○周囲の景観との調和に配慮した形態とするよう努める。

- ・特に、優良な自然景観や伝統的な農山村景観が形成されている場所においては、地域の個性が感じられる形態とすることが望ましい。

【解説】

建築物の形態が景観に与える影響は大きく、どんなに考えられたデザインであっても、その周囲の状況によっては、地域の景観を損ねる要因となる可能性があります。

建築物の形態は、それ自体の自己主張を高めるのではなく、地域の景観を構成している自然や周囲のまちなみなどとの調和に配慮してデザインしてください。

周囲のまちなみに対して違和感のある形態の例

自己主張の強い建築デザインにより、地域一帯としての景観に違和感があります。



周辺の景観に調和させた場合の例

建築デザインを周囲の雰囲気に合わせてることにより、全体として調和が感じられます。



また、自然景観保全ゾーンには、日本の棚田百選・京都府景観資産にも選ばれている毛原の棚田をはじめとする美しい田園風景、京街道の宿場町として栄えた面影を残す農村集落など、特に良好な景観を形成している地域が各地で見られます。

このような地域において建築物を建築する際には、特に周囲の状況を勘案してください。



毛原の棚田



宿場町の面影を残す下夜久野地区のまちなみ



袖うだつが連なる河守地区のまちなみ

●意匠

<外壁>

○外壁の形態、色彩、仕上げ材等を工夫し、均一で閉塞感のある壁面としないよう努める。

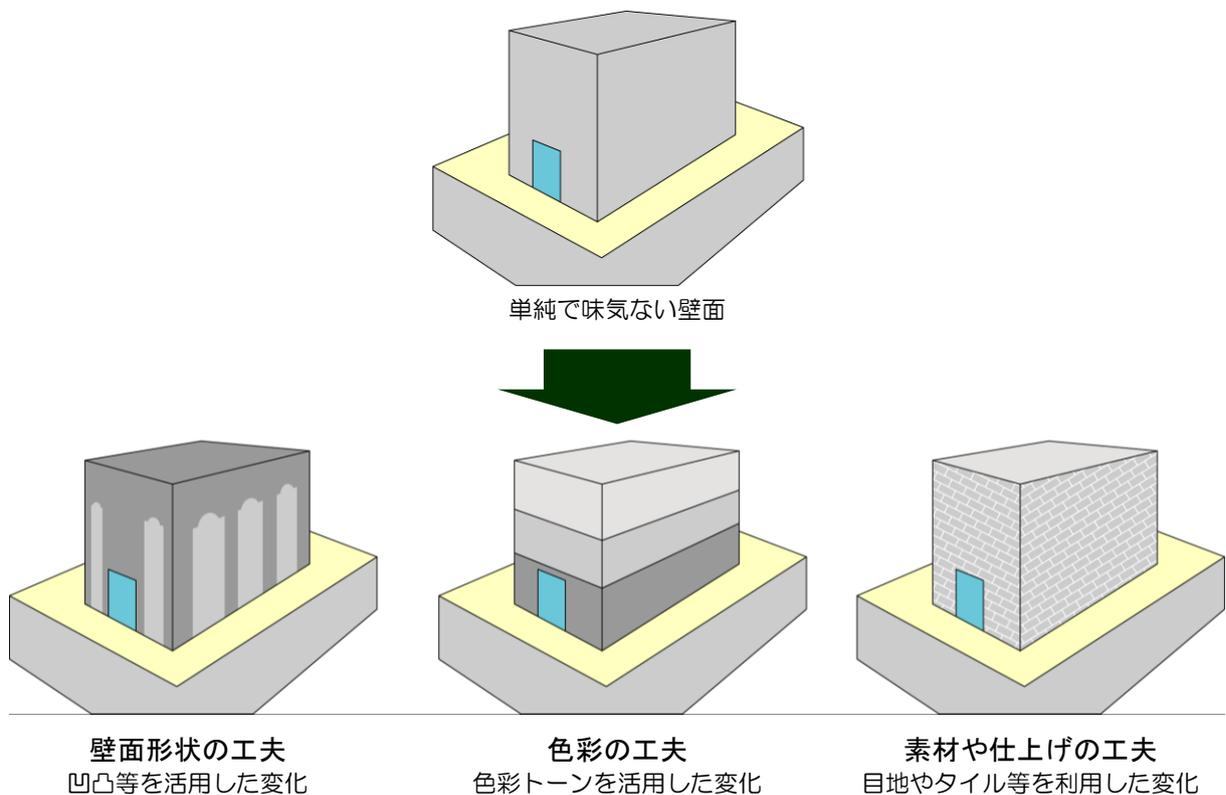
【解説】

外壁は、建築物のもっとも大きな面積を占める部分であり、その意匠をデザインすることは、周囲の景観との調和を図るだけでなく、建築物自体の質を高める上でも重要です。

届出を要する大規模な建築物は壁面の面積も広くなることから、単純な壁面の場合には深みがなく味気ない景観となりがちです。

周囲の景観との調和を前提に置きつつ、壁面に凹凸をもたせる、開口部等を利用して分節化する、色彩や表面の仕上げを工夫するなど、閉塞感のあるデザインとならないよう変化をもたせてください。

また、建築物の正面など人目に付きやすい部分だけではなく、側面や背面についても一体的にデザインし、建築物全体にまとまりをもたせてください。



<屋根>

・屋根は、可能な限り勾配を設けることが望ましい。

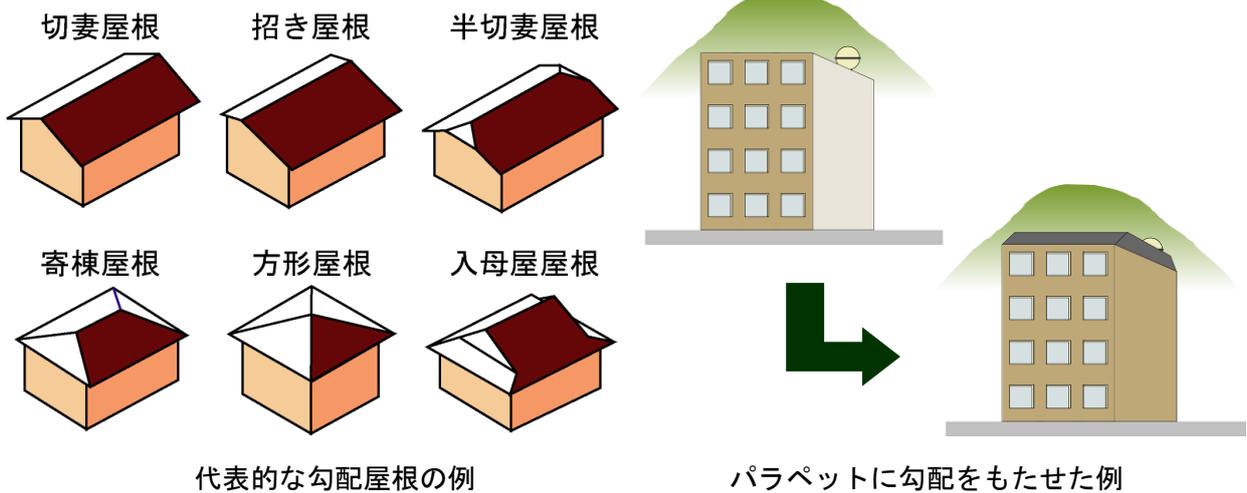
【解説】

勾配屋根は長い歴史の中で受け継がれてきた形態であり、木造家屋の多くは勾配屋根の形状となっています。また勾配屋根は、背景となる山並みや樹木の輪郭とも調和しており、人々の心の奥深くに溶け込んだ日本建築の象徴ともいえます。

特に自然景観保全ゾーンでは、山々が常に背景として映り込んできますが、山の稜線を垂直・水平に切るような建築物の意匠（屋根）は、自然景観に対して違和感を与えます。また、伝統的な家並みが連なるような地域では、屋根並みの連続性を損ねます。

このような地域では、できる限り勾配屋根とし、違和感を与えるような屋根の形状は避けてください。この際、適度な軒の出を設けることで、景観に一層の安定感が生まれるとともに、陰影の効果により、建築物の質的な向上も期待されます。

勾配屋根とならない場合でも、パラペットに勾配をもたせるなどして、可能な限り山並みや屋根並みの連続性との調和に配慮してください。



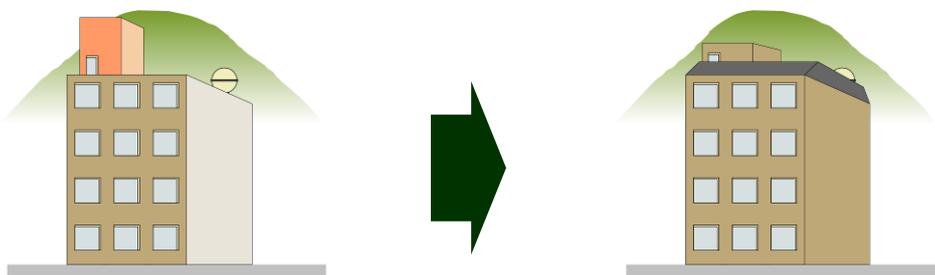
<屋上>

◎塔屋を設ける場合は、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。

【解説】

屋上に設置される塔屋は、まちなみやスカイラインに大きな影響を与えるものです。

塔屋は、通りから見えない位置に設置したり、できる限り高さを抑え、建築物と一体的にデザインしたりすることで、まとまりがあり、均整のとれたものとなるように配慮してください。



< 建築設備 >

◎屋外階段、バルコニー等は、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。

- ・ 建築物の機械設備、ゴミ置き場等は、外から見えないような位置に設置することが望ましい。

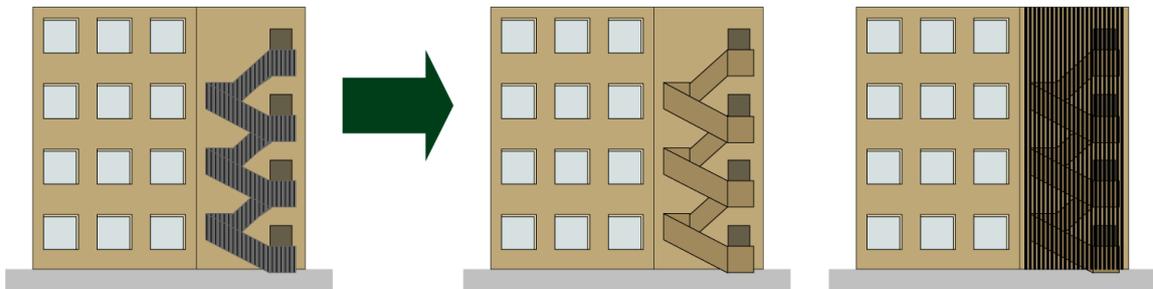
○屋上に設備を設ける場合は、ルーバーで覆うなど道路などの公共空間から見えないよう努める。

- ・ 室外機、配管設備などは、設置方法や色彩の工夫、周りを囲むなどにより過度な露出を避けることが望ましい。

- ・ アンテナ類は、景観に配慮しつつ可能な限り共有化を図ることが望ましい。

【解説】

屋外階段は建築物との一体的なデザインとなるよう配慮してください。これが難しい場合は、ルーバー等を用いて遮へいし、過度に露出することを避けてください。

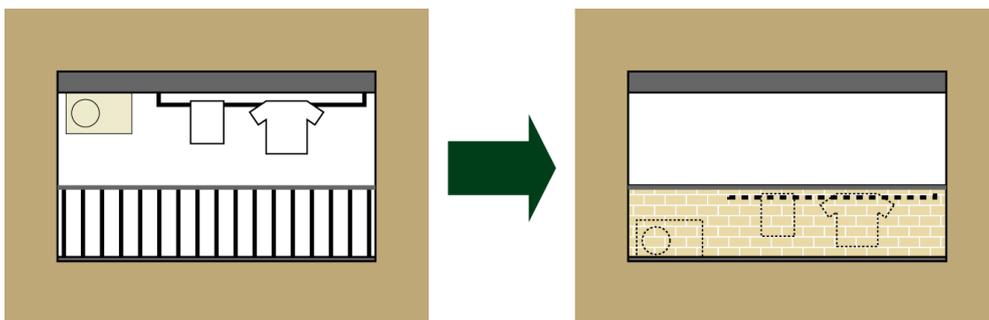


鉄骨が露出した屋外階段は避け、建築物と一体的な意匠・色彩とします
やむを得ず露出する場合は、ルーバーなどで覆います

ベランダやバルコニーは、外壁を飾る要素でもあり、建築物に表情やアクセントを与えます。

集合住宅などでは、物干場やクーラーなどの屋外設備が景観を損ねているケースが見られ、物置のように利用されているケースもあります。

ベランダやバルコニーは、建築物本体とのバランスに配慮してデザインすることが重要であるとともに、物干場や設備などが通りから見えないような工夫にも心掛けてください。



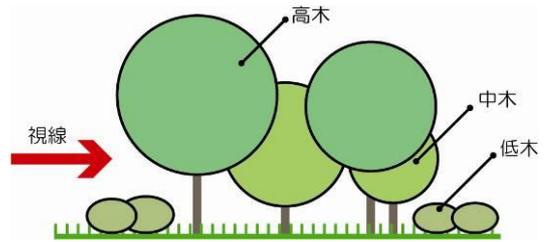
物干場や室外機を低い位置に設置し、デザインに配慮したパネルなどで覆うことで、すっきりとまとまりのある景観が生まれます

第5 ガイドライン／建築物/自然景観保全

建築物に付随する機械設備、ゴミ置き場、駐輪場などは、人の目線を見た場合に景観の阻害要因となる場合もあります。

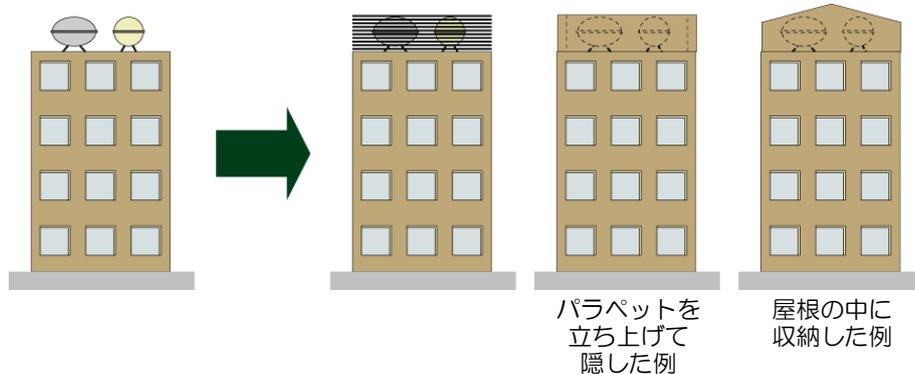
敷地の規模・形状や建築物の配置などにもよりますが、これらは可能な限り、通りから容易に見えないような場所に設置してください。

これが困難な場合には、建築物本体と一体的にデザインしたり、デザインに配慮した塀や植栽などで隠したりすることも考えてください。

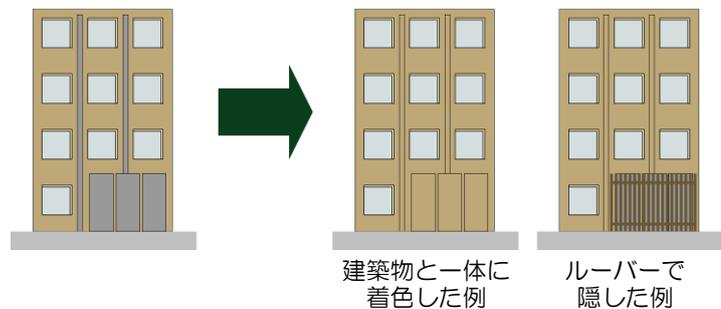


遮へい効果の高い植栽の構成

屋上に設置される設備も、塔屋と同様にスカイラインや屋根並みに大きな影響を与える可能性があります。建築物自体がよくデザインされていても、タンクや室外機などが剥き出しとなっている場合は地域の景観を大きく損ねる恐れがあるため、遮へい措置に努めてください。

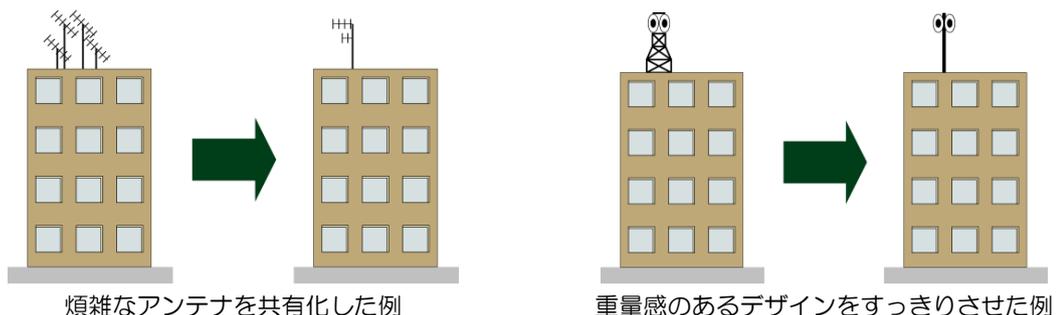


室外機や配管設備などは、外壁の外に設けられるものですが、色彩を建築物本体に合わせる、景観に配慮した素材で囲むなど、デザインの質を高めるためにも、可能な限り細かな部分にまで気を配ってください。



現代社会において、テレビや携帯電話などの通信用アンテナは不可欠な設備ですが、1つの建築物に複数のアンテナが付いていたり、不必要に目立ったりするケースが見られます。

アンテナ類についても、可能な限り共有化を図り、また、すっきりとしたデザインとなるように配慮してください。



<材料>

- 建築材料は、汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努める。
- ◎ 金属やハーフミラーなど、光を強く反射する材料を外壁の全面に均一に使用しない。ただし、ソーラーパネルなど環境負荷の低減に資するものについては、この限りではない。
- ・ 特に、周囲の優良な自然景観や伝統的な農山村景観との調和に配慮し、自然素材を用いることが望ましい。

【解説】

建築物の外壁は、日光や雨風に絶えずさらされており、建築当初は美しい外観を有していても、年月とともに汚れや退色が進むことは避けられません。

届出を要する大規模な建築物は、維持補修に掛かる時間や費用が増大することもあるため、長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる質の高い素材・材料を用いてください。

ステンレスやアルミなどの金属、ハーフミラーなどの光沢のある素材は、自然景観や農山村集落の落ち着いた雰囲気とは馴染み難く、地域の景観を損ねる恐れがあるため、壁面の大部分にわたって使用することは避けてください。

違和感を与える素材の例

光を強く反射する素材は、自然景観や伝統的な集落景観とは馴染みません。

**周辺の景観に調和させた場合の例**

特に目に付きやすい1階部分の材料を工夫することで、まちなみに調和や連続性をもたせることができます。



また、自然景観保全ゾーンには、日本の棚田百選・京都府景観資産にも選ばれている毛原の棚田をはじめとする美しい田園風景、京街道の宿場町として栄えた面影を残す農村集落など、特に良好な景観を形成している地域が各地で見られます（20 ページ参照）。

このような地域において建築物を建築する際には、特に周囲の状況を勘案して調和のとれる材料を用いるようにしてください。これが困難な場合には、色彩や表面の仕上げを工夫することが有効です。

●色彩

<外壁>

◎建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値※¹による彩度4以下、無彩色は明度3以上とする。ただし、着色していない石材、木材（焼き杉板等を含む）、漆喰壁、金属材、ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。

○建物の外壁に使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを損ねないよう努める。

<屋根>

◎勾配屋根を設ける場合は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度3以下とする。ただし、建築物と一体的にデザインする場合、もしくは無釉の和瓦又は銅板によるものの色彩はこの限りではない。

【解説】

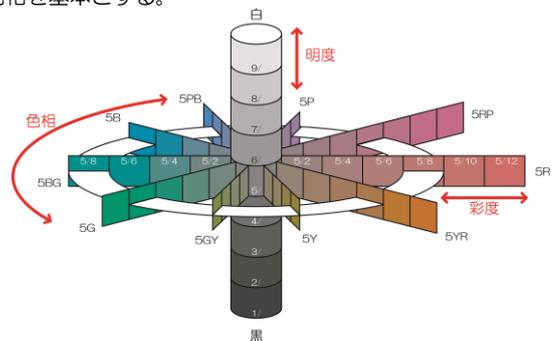
建築物の壁面や屋根などの色彩をコントロールすることは、美しいまちなみを保全・形成していく上で最も重要な要素の一つです。また、色が人間の心理に与える影響は大きく、使い次第で、安心感を与えたり不快感を与えたりします。さらに、同じ色彩であっても、壁面などの面積の大きな所に使われると、鮮やかさや明るさが増して見えるため、注意が必要です。

周囲の景観との調和を乱すけばけばしい色彩は避け、空・木・土・水などの自然の色と馴染みやすい、暖色※²系の落ち着いた低彩度色を基本とします。

日本で古来より使われてきた日本の伝統色と呼ばれる色彩の多くは、マンセル値による彩度が4以下であることから、その範囲の色彩を用いることで自然景観や伝統的な農山村集落の景観と調和すると考えられます。

また、漆喰壁の白や屋根瓦の銀鼠色、格子に塗られた紅柄色※³など、地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色を使うことも、地域との調和を図る上で重要です。

- ※1 マンセル値 : 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するもの。
- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とする。
 - ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性という。
 - ・マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう10）は、色相5G、明度5、彩度10。



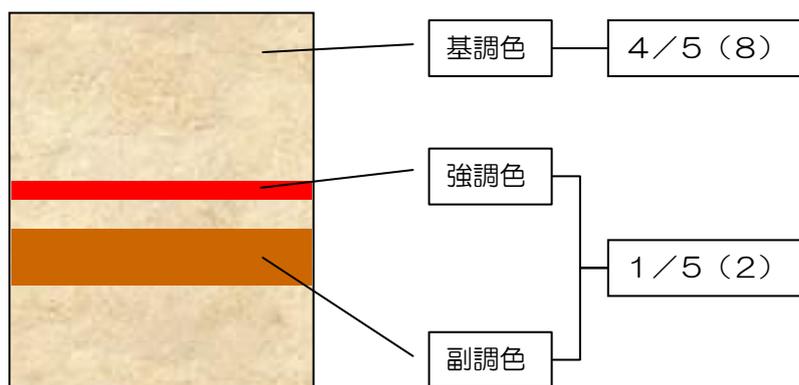
- ※2 暖色 : 暖かい感じを与える色。赤・橙・黄の系統の色。（対義語→寒色）
- ※3 紅柄色 : 第二酸化鉄を主成分とする赤色の顔料「べにがら」の色。弁柄ともいう。JISの慣用色。マンセル値は8R3.5/7。

色彩には、面積や組み合わせなどにより印象が大きく変わるという性質があり、周辺景観と調和した落ち着いた色彩をデザインするためには、色彩の性質に配慮する必要があります。

複数の色彩を使用する場合は、それぞれの面積比が「9：1」、「8：2」、「7：3」程度であれば、美しく快い印象となります。

自然景観保全ゾーンにおいては、各面見付面積（開口部含む）の4／5の部分については彩度4以下、無彩色は明度3以上の色彩を基調色として用いてください。

各面見付面積（開口部含む）の1／5を超えない部分については、全体のバランスに配慮しながら、強調色（アクセントカラー）などを効果的に用いていただいても構いません。

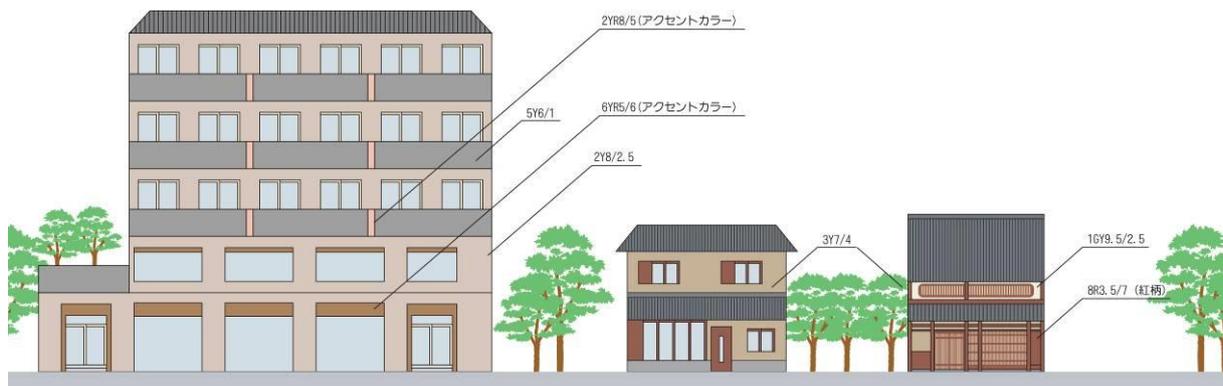


「基調色：（副調色＋強調色）＝ 8：2」

＜配色構成＞

基調色 （ベースカラー）	最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右する。 個性の強すぎない物を選ぶのが一般的。
副調色 （サブカラー）	基調色と強調色の間を調和させ安定感を与えるために落ち着いた色を選ぶのがよい。
強調色 （アクセントカラー）	小さな面積に用いて全体を引き締めるために使う。 単調になりすぎた配色に変化や動きを与えるため、比較的ハッキリした色を選ぶとよい。

＜落ち着いた色彩を基調色とした建築物のイメージ＞



色彩により混乱した景観の例

景観を混乱させている、見る人に騒がしさや不快感を与える色を騒色（そうしょく）と呼びます。場の雰囲気になじみかわしくない、独りよがりな主張をする色彩により、景観が煩雑になっています。「目立つ」ということと、「シンボリック」、「個性的」ということを混同しないように配慮が必要です。



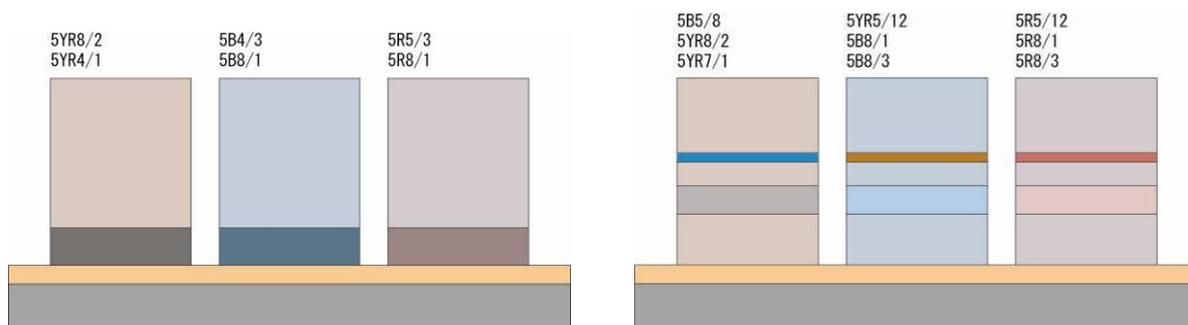
色彩の調和した景観の例

形態は異なっても、周辺の建築物と同系色の色彩を用いることで、全体的に調和が感じられます。



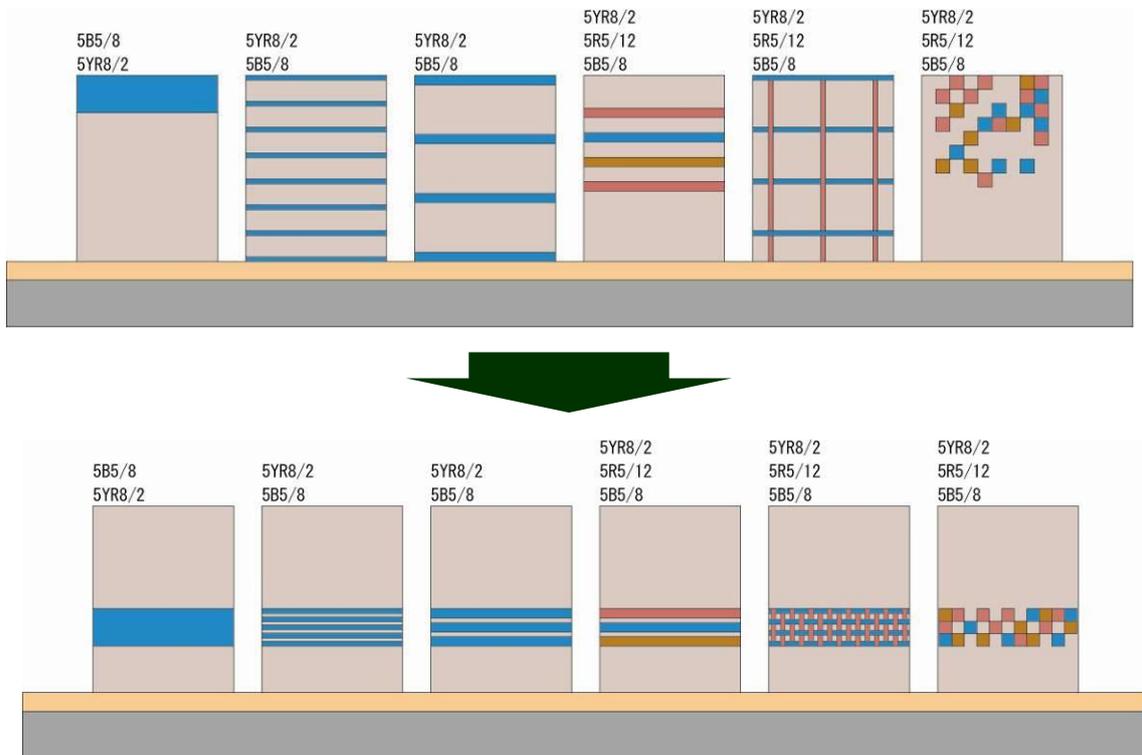
複数の色を用いる場合は、多色使いを避け、2～3色程度とすると調和を図りやすくなります。その際、明度の低い色彩を下層に配置すると、安定した印象を感じさせることができます。

また、3色以上を用いる場合は、落ち着いた色（彩度3以下、明度4～8程度）を基調として、アクセントカラーとの対比調和に配慮します。

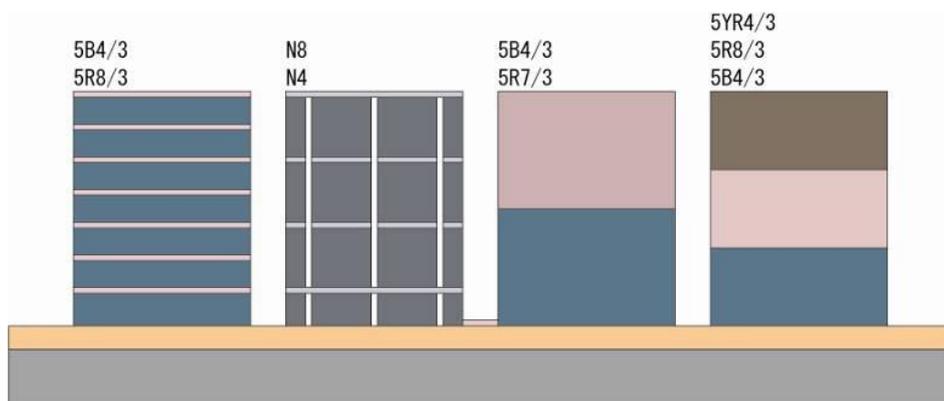


各面見付面積の1/5を超えない範囲であっても、アクセントカラーを建築物の上層に多用したり、ボーダー状・格子状・モザイク状などに配色したりすることは避けてください。

ボーダー状・格子状・モザイク状など模様状に色彩を配する場合、また、写真やデザイン画などを用いる場合は、模様全体を基調色以外の色彩として扱いますので、その面積が全体の1/5以上とならないようにしてください。



なお、落ち着いた色彩同士の配色であっても、色相や明度の差の大きい色彩の組み合わせは、周辺景観と調和が図りにくいため、避けるようにしてください。



2. 市街地ゾーン

市街地ゾーンにおける景観形成基準は、次の3段階にレベル分けしています。

- | | |
|-----|-----------------|
| 「◎」 | 必ず守る基準 |
| 「○」 | 何らかの工夫や配慮が必要な基準 |
| 「・」 | 推奨する基準 |

このうち、「◎」基準は福知山市による勧告（法第16条第3項、条例第18条）の対象となります。また「○」基準については、行為地周辺の景観特性を考慮しながら基準を満たすための工夫を行っていただき、「・」基準についてもできる限り遵守するように配慮してください。

ただし、形態その他の意匠について工夫を凝らすことにより、全体として良好にデザインされていると認められる場合、行為地周辺の状況等を勘案して良好な景観の形成に影響がないと認められる場合は、特例措置として景観形成基準によらないとすることもできますので、十分に協議を行ってください。



目指す景観誘導のイメージ

●敷地内における位置

○敷地内における建築位置は、前面道路からできる限り壁面を後退させ、周囲に与える威圧感を軽減し、まちなみにゆとりを与えるよう努める。

【解説】

ゆとりあるまちなみを形成する上では、敷地の規模を大きくすることが重要ですが、敷地の規模を規定することは困難です。そこで重要になるのが、敷地における建築物の位置です。

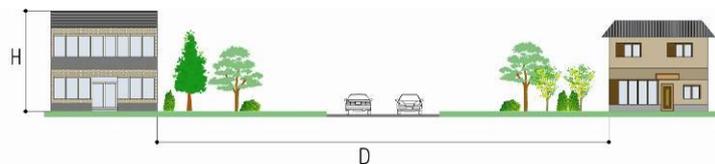
同じ道路幅であっても、道路境界と建築物の位置関係によって与える印象は下図のように大きく異なります。また、建築物の壁面位置の後退は、32 ページに示す緑化措置を行う上でも重要です。

福知山市景観計画では特に数値的な基準は設けていませんが、敷地の規模・形状などを勘案して、できる限り前面道路から後退させるようにしてください。

< 建物とその間の距離との関係による空間の違い >

$D/H \geq 4$

- ・ 周辺景観と一体となる
- ・ 閉鎖感の減少
- ・ 囲い庭、広場の D/H の上限



$D/H = 2$

- ・ 向かいの建物が見やすい
- ・ 広々とした感じ



$D/H = 1.5$

- ・ よい広場の D/H
- ・ 京の町家のスケール



望ましい位置関係

$D/H = 1$

- ・ 向かいの前面が目に入る
- ・ 高さや空間のほどよい釣り合い



$D/H < 1$

- ・ 向かいの立面の半分程度が視界に入る
- ・ 近接し狭苦しい感じ
- ・ 閉所恐怖症の感覚が生じる ($D/H=0.5$)



参考：建築計画教科書（建築計画教科書研究会著／彰国社）

ただし、伝統的様式の建築物が連たんする通りなど、現に保全すべき良好なまちなみが形成されている場合には、壁面を後退することでファサード（建築物の正面のこと）の連続性が途切れることも考えられますので、地域の実情を十分に踏まえることが重要です。

●外構・緑化措置

◎道路等の公共空間や周辺敷地との境界部には、樹木や花き等を用いて緑化する。

○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、建築物及び周囲の景観との調和に配慮するとともに、歩行者に対して圧迫感や閉塞感を与えないよう努める。

【解説】

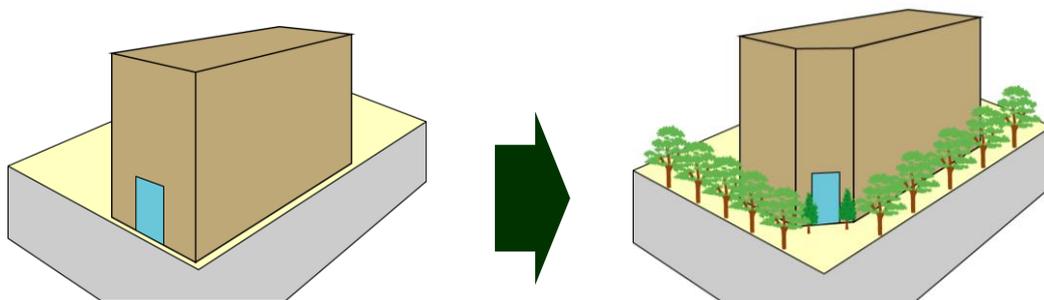
敷地内の緑は、まちなみに安らぎやうるおいを与えるとともに、都市環境を維持・改善する上で重要な要素です。また、景観の阻害要因を隠す効果もあることから、道路等の公共空間との境界部や周辺敷地との境界部などには必ず緑化措置を行ってください。

このうち、前面道路側への緑化は、まちなみの連続性を演出する上でも重要であり、建築物の壁面の後退（31 ページ）と合わせて、効果的に緑を配置してください。

この際、敷地にゆとりがあるなどの場合には、できる限り高木を植栽するとともに、季節の変化や樹木の成長などを考慮して、複数の樹種を組み合わせることが望ましいです。また、地被植物を用いて、エントランス全体や駐車場を緑化することも効果的です。

ただし、敷地に余裕がない場合、周辺のまちなみの状況から建築物の壁面を後退させることが不相当と判断される場合などにおいては、プランターやフラワーポットなどを置くことでも構いませんが、季節性や通年性を考慮するなど継続性をもたせることが必要です。

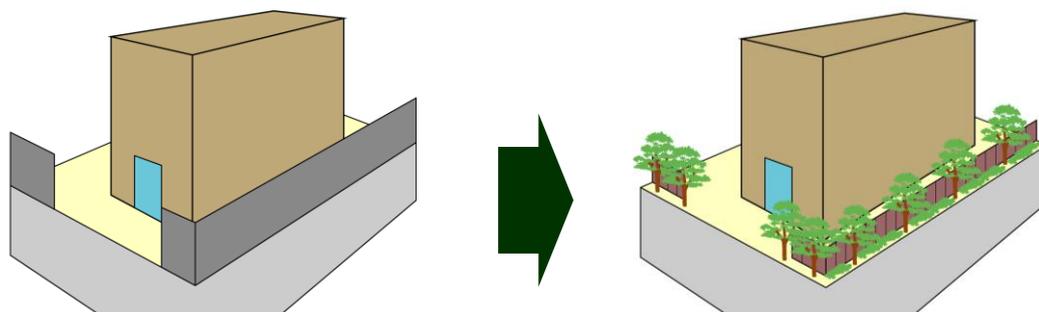
質の高いまちなみを形成するためには、これらの緑を適切に維持管理（手入れ）していくことが重要であるとともに、竣工時だけでなく、10 年後、20 年後といった時間経過を含めた視点の中で樹種の構成を考える必要があります。



敷地の周囲に垣、柵又は塀を設ける場合にも、周辺のまちなみや通りを歩く人々に与える影響を考慮することが重要です。

特に、大規模な工場などの場合は、垣、柵又は塀が長大になることが予想され、周囲の景観との調和を乱し、閉塞的な印象を与えたり、通りを歩く人に対して圧迫感を与えたりすることも考えられます。

このため、色彩や素材を周囲の景観に合わせる、表面の仕上げに変化をもたせる、塀と樹木を組み合わせるなどして、工夫を凝らしてください。



●高さ

- ・周囲の景観に対して悪影響を与えない高さとするのが望ましい。ただし、医療法に規定する病院及び工業専用地域内で行われるものに関しては、この限りではない。

【解説】

建築物の高さが周辺の景観に与える影響は大きく、周辺のまちなみや樹林などの高さから突出した建築物は、スカイラインを乱し、地域の景観や良好な眺望を損なう可能性があります。

建築物と背景となる山並みの見え方との関係は、見る場所（視点場）をどこに置くかで異なることもあり、周囲の状況を勘察して著しく不調和とならないようにしてください。

また、病院や大規模な工場については、当該用途の機能が十分に発揮できないことも想定されますので、適用除外を設けています。その場合でも、屋上部に勾配をもたせるなど周囲の景観への調和に配慮してください。

建築物の高さが周辺の景観に悪影響を与えている例

煩雑なまちなみの印象があり、住環境にも影響を与えることが考えられます。



建築物の高さを周辺の景観に調和させた場合の例

著しく突出した建築物を抑えることで、全体として調和が感じられ、山並みへの眺望も確保されます。



●形態

○周囲の景観との調和に配慮した形態とするよう努める。

【解説】

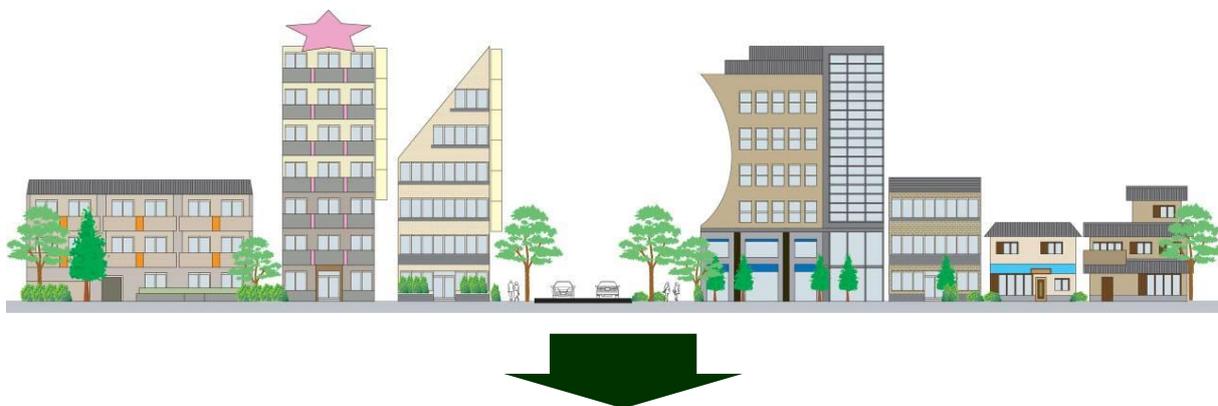
建築物の形態が景観に与える影響は大きく、どんなに考えられたデザインであっても、その周囲の状況によっては、地域の景観を損ねる要因となる可能性があります。

建築物の形態は、それ自体の自己主張を高めるのではなく、地域の土地利用の状況や周囲のまちなみなどとの調和に配慮してデザインしてください。

特に住宅地においては、ヒューマンスケール（人間の体を設計基準にして決めた空間）に配慮したデザイン的な工夫を行うことが必要です。

周囲のまちなみに対して違和感のある形態の例

自己主張の強い建築デザインにより、地域一帯としての景観に違和感があります。



周辺の景観に調和させた場合の例

建築デザインを周囲の雰囲気に合わせてにより、全体として調和が感じられます。

特に目に付きやすい1階部分を工夫することで、まちなみに調和や連続性を持たせることができます。



●意匠

<外壁>

○外壁の形態、色彩、仕上げ材等を工夫し、均一で閉塞感のある壁面としないよう努める。

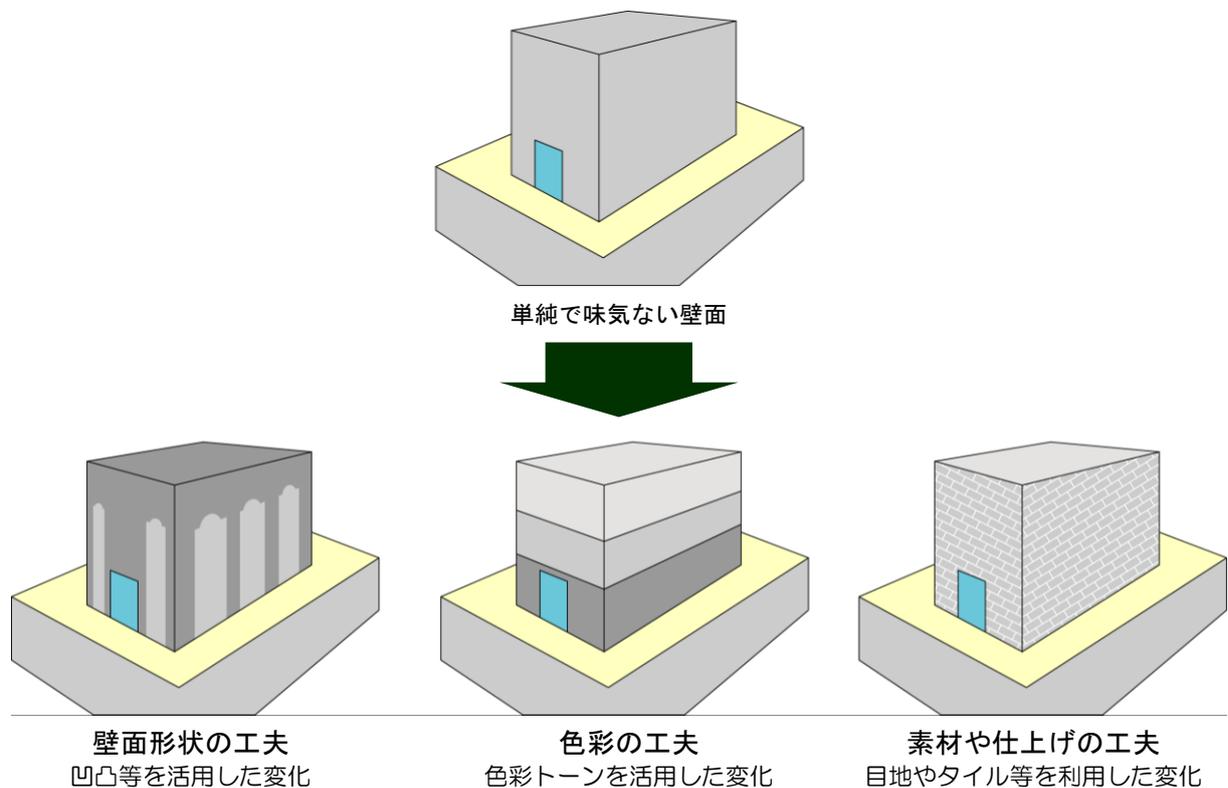
【解説】

外壁は、建築物のもっとも大きな面積を占める部分であり、その意匠をデザインすることは、周囲の景観との調和を図るだけでなく、建築物自体の質を高める上でも重要です。

届出を要する大規模な建築物は壁面の面積も広くなることから、単純な壁面の場合には深みがなく味気ない景観となりがちです。

周囲の景観との調和を前提に置きつつ、壁面に凹凸をもたせる、開口部等を利用して分節化する、色彩や表面の仕上げを工夫するなど、閉塞感のあるデザインとならないよう変化をもたせてください。

また、建築物の正面など人目に付きやすい部分だけではなく、側面や背面についても一体的にデザインし、建築物全体にまとまりをもたせてください。



<屋根>

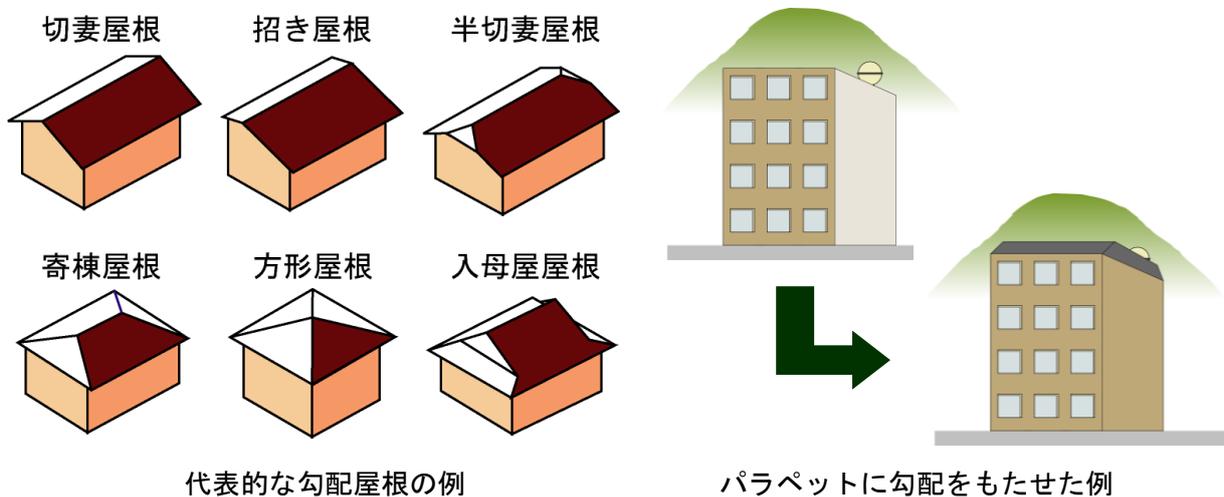
・屋根は、可能な限り勾配を設けることが望ましい。

【解説】

勾配屋根は長い歴史の中で受け継がれてきた形態であり、木造家屋の多くは勾配屋根の形状となっています。また勾配屋根は、背景となる山並みや樹木の輪郭とも調和しており、人々の心の奥深くに溶け込んだ日本建築の象徴ともいえます。

市街地ゾーンは周囲を山並みに囲まれるため、建築物の背景として山並みが映り込んでくる場合が多く、山の稜線を垂直・水平に切るような建築物の意匠（屋根）は、自然景観に対して違和感を与えます。

高層・大規模な建築物の屋根はフラットになりがちですが、パラペットに勾配をもたせるなどして、背後の山並みや周囲の屋根並みとの調和に配慮してください。



代表的な勾配屋根の例

パラペットに勾配をもたせた例

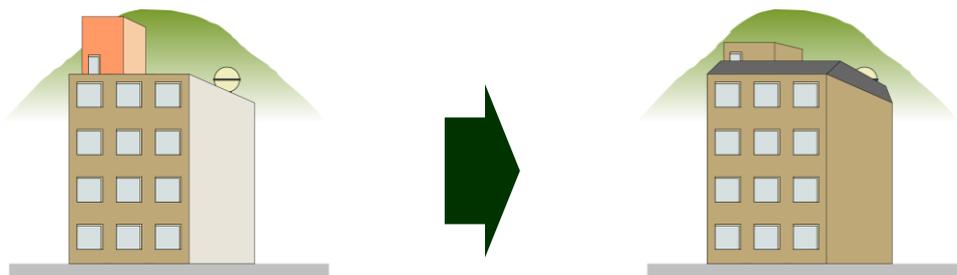
<屋上>

◎塔屋を設ける場合は、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。

【解説】

屋上に設置される塔屋は、まちなみやスカイラインに大きな影響を与えるものです。

塔屋は、通りから見えない位置に設置したり、できる限り高さを抑え、建築物と一体的にデザインしたりすることで、まとまりがあり、均整のとれたものとなるように配慮してください。

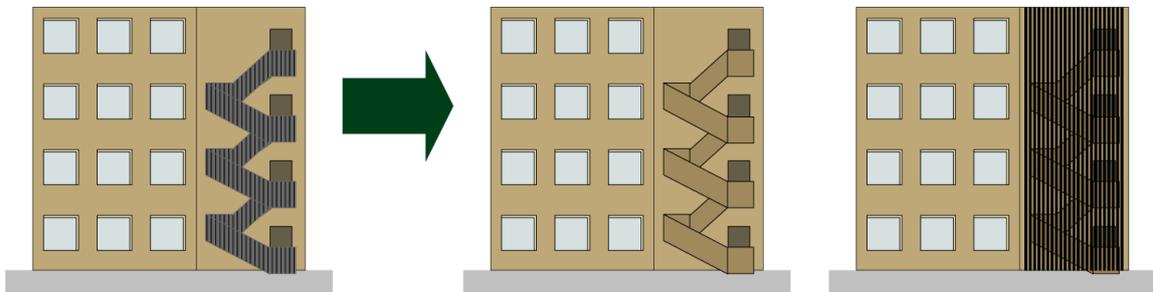


< 建築設備 >

- ◎屋外階段、バルコニー等は、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。
 - ・建築物の機械設備、ゴミ置き場等は、外から見えないような位置に設置することが望ましい。
- 屋上に設備を設ける場合は、ルーバーで覆うなど道路などの公共空間から見えないよう努める。
- 室外機、配管設備などは、設置方法や色彩の工夫、周りを囲むなどにより過度な露出を避けるよう努める。
 - ・アンテナ類は、景観に配慮しつつ可能な限り共有化を図ることが望ましい。

【解説】

屋外階段は建築物との一体的なデザインとなるよう配慮してください。これが難しい場合は、ルーバー等を用いて遮へいし、過度に露出することを避けてください。

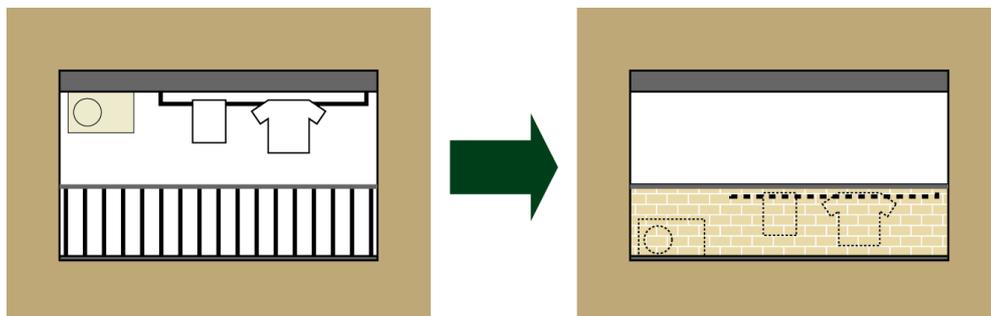


鉄骨が露出した屋外階段は避け、建築物と一体的な意匠・色彩とします
やむを得ず露出する場合は、ルーバーなどで覆います

ベランダやバルコニーは、外壁を飾る要素でもあり、建築物に表情やアクセントを与えます。

集合住宅などでは、物干場やクーラーなどの屋外設備が景観を損ねているケースが見られ、物置のように利用されているケースもあります。

ベランダやバルコニーは、建築物本体とのバランスに配慮してデザインすることが重要であるとともに、物干場や設備などが通りから見えないような工夫にも心掛けてください。



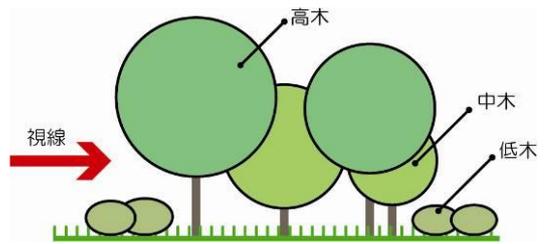
物干場や室外機を低い位置に設置し、デザインに配慮したパネルなどで覆うことで、すっきりとまとまりのある景観が生まれます

第5 ガイドライン／建築物/市街地

建築物に付随する機械設備、ゴミ置き場、駐輪場などは、人の目線を見た場合に景観の阻害要因となる場合もあります。

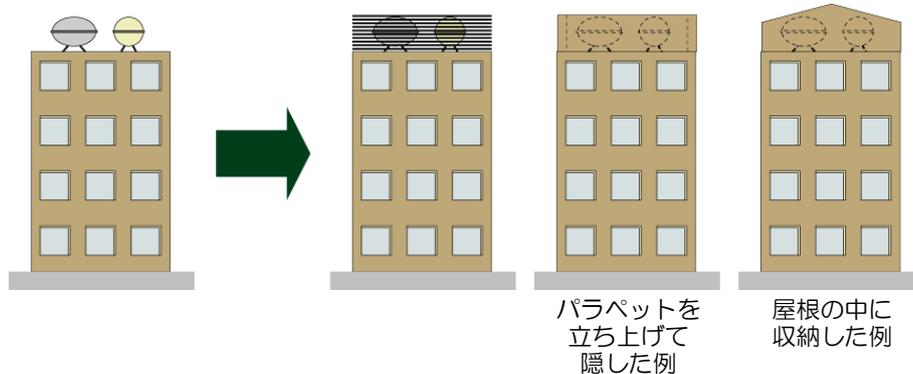
敷地の規模・形状や建築物の配置などにもよりますが、これらは可能な限り、通りから容易に見えないような場所に設置してください。

これが困難な場合には、建築物本体と一体的にデザインしたり、デザインに配慮した塀や植栽などで隠したりすることも考えてください。

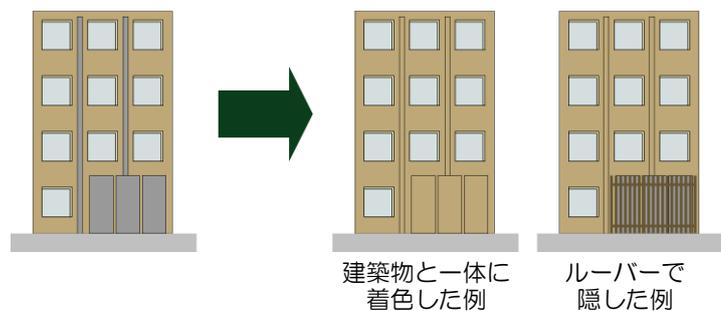


遮へい効果の高い植栽の構成

屋上に設置される設備も、塔屋と同様にスカイラインや屋根並みに大きな影響を与える可能性があります。建築物自体がよくデザインされていても、タンクや室外機などが剥き出しとなっている場合は地域の景観を大きく損ねる恐れがあるため、遮へい措置に努めてください。

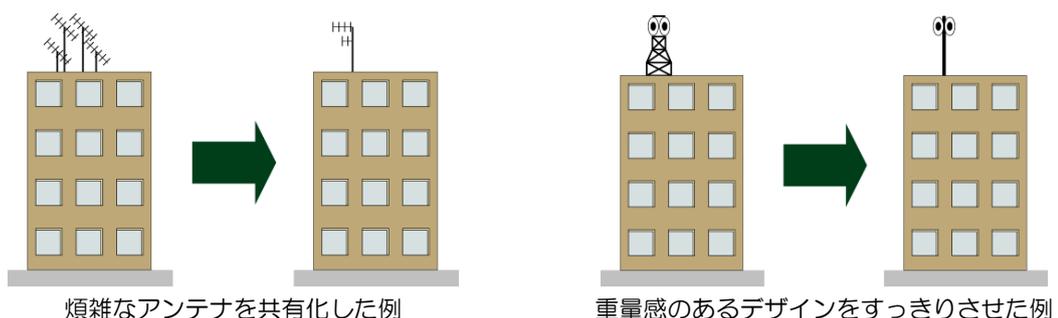


室外機や配管設備などは、外壁の外に設けられるものですが、色彩を建築物本体に合わせる、景観に配慮した素材で囲むなど、デザインの質を高めるためにも、可能な限り細かな部分にまで気を配ってください。



現代社会において、テレビや携帯電話などの通信用アンテナは不可欠な設備ですが、1つの建築物に複数のアンテナが付いていたり、不必要に目立ったりするケースが見られます。

アンテナ類についても、可能な限り共有化を図り、また、すっきりとしたデザインとなるように配慮してください。



<材料>

○建築材料は、汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努める。

◎金属やハーフミラーなど、光を強く反射する材料を外壁の全面に均一に使用しない。ただし、ソーラーパネルなど環境負荷の低減に資するものについては、この限りではない。

【解説】

建築物の外壁は、日光や雨風に絶えずさらされており、建築当初は美しい外観を有していても、年月とともに汚れや退色が進むことは避けられません。

届出を要する大規模な建築物は、維持補修に掛かる時間や費用が増大することもあるため、長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる質の高い素材・材料を用いてください。

ステンレスやアルミなどの金属、ハーフミラーなどの光沢のある素材は、都会的なイメージがある半面、住宅地などの落ち着いた雰囲気とは馴染み難く、地域の景観を損ねる恐れがあるため、壁面の大部分にわたって使用することは避けてください。

違和感を与える素材の例

光を強く反射する素材は、自然景観や住宅地の景観とは馴染みません。



周辺の景観に調和させた場合の例

特に目に付きやすい1階部分の材料を工夫することで、まちなみに調和や連続性をもたせることができます。



●色彩

<外壁>

◎建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値※¹による彩度6以下、無彩色は明度3以上とする。ただし、着色していない石材、木材（焼き杉板等を含む）、漆喰壁、金属材、ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。

・特に、マンセル値による色相がR、YR系以外の色を使用する場合は、彩度4以下とすることが望ましい。

○建物の外壁に使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを損ねないように努める。

<屋根>

◎勾配屋根を設ける場合は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度3以下とする。ただし、建築物と一体的にデザインする場合、もしくは無釉の和瓦又は銅板によるものの色彩はこの限りではない。

【解説】

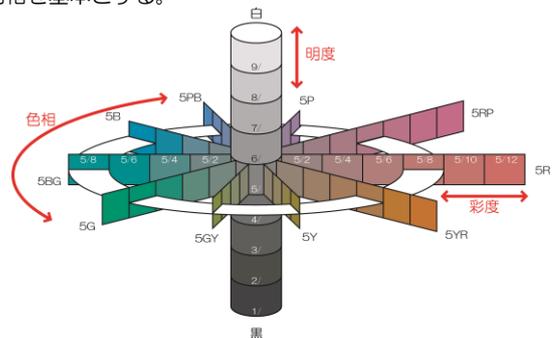
建築物の壁面や屋根などの色彩をコントロールすることは、美しいまちなみを保全・形成していく上で最も重要な要素の一つです。また、色が人間の心理に与える影響は大きく、使い方次第で、安心感を与えたり不快感を与えたりします。さらに、同じ色彩であっても、壁面などの面積の大きな所に使われると、鮮やかさや明るさが増して見えるため、注意が必要です。

周囲の景観との調和を乱すけばけばしい色彩は避け、空・木・土・水などの自然の色と馴染みやすい、暖色※²系の落ち着いた低彩度色を基本とします。

市街地としての賑やかな雰囲気演出することも重要ですが、日本で古来より使われてきた日本の伝統色と呼ばれる色彩の多くは、マンセル値による彩度が4以下であり、心地よさが感じられる質の高い市街景観を形成するためにも、できる限り低彩度色で抑えてください。

また、漆喰壁の白や屋根瓦の銀鼠色、格子に塗られた紅柄色※³など、地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色を使うことも、地域との調和を図る上で重要です。

- ※1 マンセル値 : 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するもの。
- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とする。
 - ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性という。
 - ・マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相5G、明度5、彩度10。



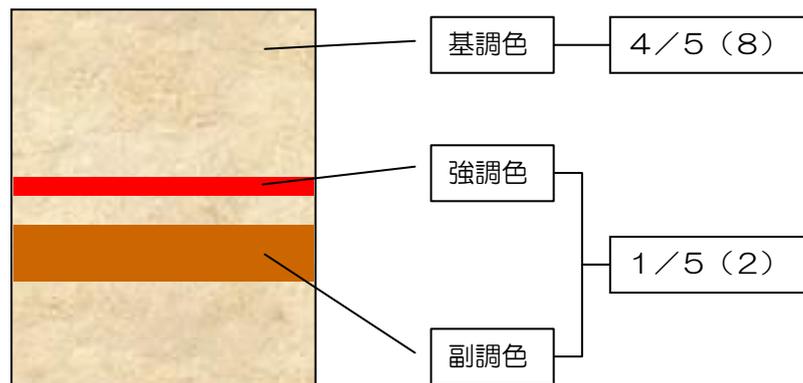
- ※2 暖色 : 暖かい感じを与える色。赤・橙・黄の系統の色。（対義語→寒色）
- ※3 紅柄色 : 第二酸化鉄を主成分とする赤色の顔料「べにがら」の色。弁柄ともいう。JISの慣用色。マンセル値は8R3.5/7。

色彩には、面積や組み合わせなどにより印象が大きく変わるという性質があり、周辺景観と調和した落ち着いたある色彩をデザインするためには、色彩の性質に配慮する必要があります。

複数の色彩を使用する場合は、それぞれの面積比が「9：1」、「8：2」、「7：3」程度であれば、美しく快い印象となります。

市街地ゾーンにおいては、各面見付面積（開口部含む）の4／5の部分については彩度6以下、無彩色は明度3以上の色彩を基調色として用いてください。

各面見付面積（開口部含む）の1／5を超えない部分については、全体のバランスに配慮しながら、強調色（アクセントカラー）などを効果的に用いていただいても構いません。



「基調色 : (副調色 + 強調色) = 8 : 2」

<配色構成>

基調色 (ベースカラー)	最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右する。 個性の強すぎない物を選ぶのが一般的。
副調色 (サブカラー)	基調色と強調色の間を調和させ安定感を与えるために落ち着いたある色を選ぶのがよい。
強調色 (アクセントカラー)	小さな面積に用いて全体を引き締めるために使う。 単調になりすぎた配色に変化や動きを与えるため、比較的ハッキリした色を選ぶとよい。

<落ち着いた色彩を基調色とした建築物のイメージ>



色彩により混乱した景観の例

景観を混乱させている、見る人に騒がしさや不快感を与える色を騒色（そうしょく）と呼びます。場の雰囲気になじみかわしくない、独りよがりな主張をする色彩により、景観が煩雑になっています。「目立つ」ということと、「シンボリック」、「個性的」ということを混同しないように配慮が必要です。



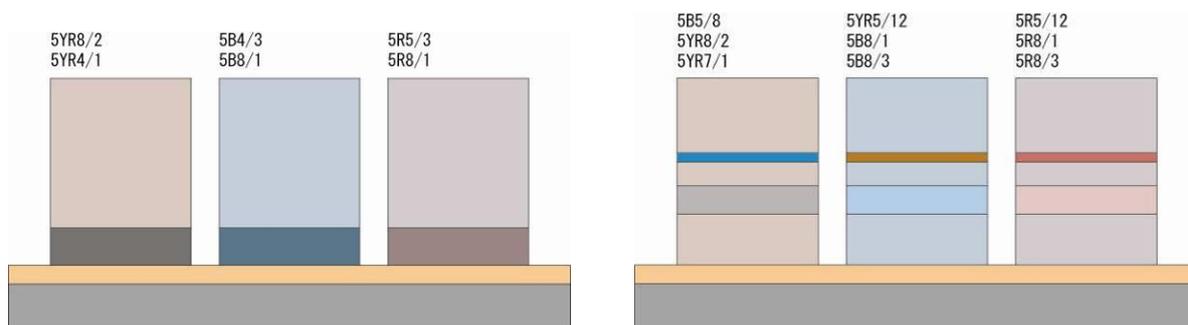
色彩の調和した景観の例

形態は異なっても、周辺の建築物と同系色の色彩を用いることで、全体的に調和が感じられます。



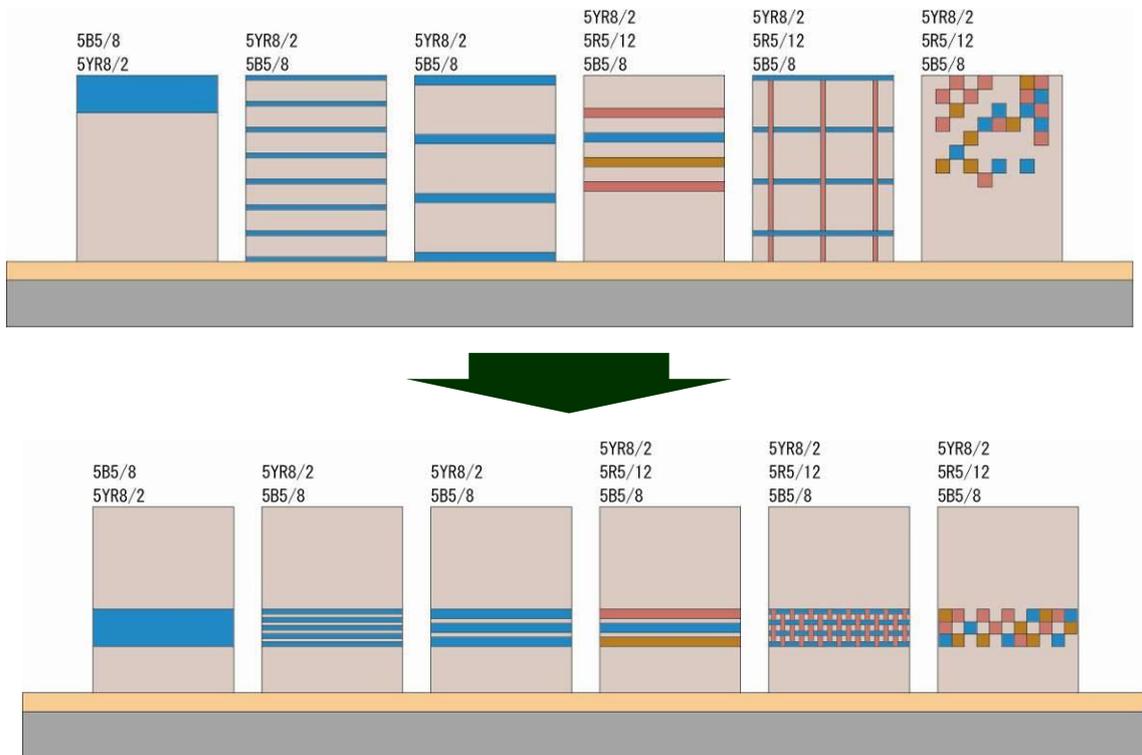
複数の色を用いる場合は、多色使いを避け、2～3色程度とすると調和を図りやすくなります。その際、明度の低い色彩を下層に配置すると、安定した印象を感じさせることができます。

また、3色以上を用いる場合は、落ち着いた色（彩度3以下、明度4～8程度）を基調として、アクセントカラーとの対比調和に配慮します。

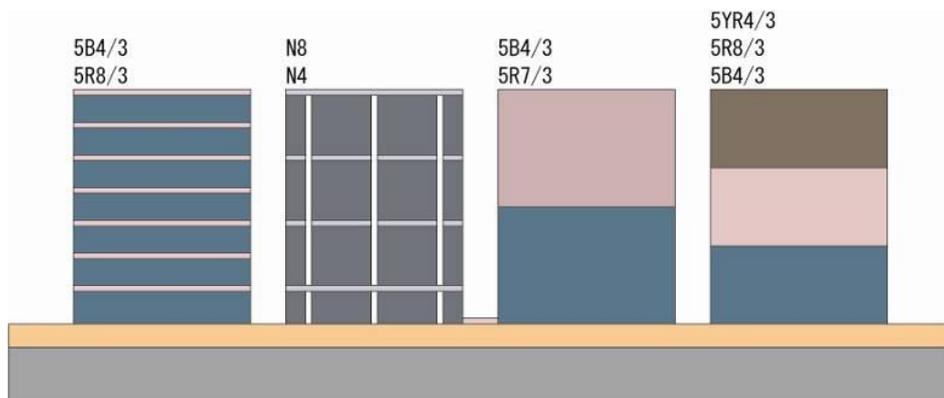


各面見付面積の1／5を超えない範囲であっても、アクセントカラーを建築物の上層に多用したり、ボーダー状・格子状・モザイク状などに配色したりすることは避けてください。

ボーダー状・格子状・モザイク状など模様状に色彩を配する場合、また、写真やデザイン画などを用いる場合は、模様全体を基調色以外の色彩として扱いますので、その面積が全体の1／5以上とならないようにしてください。



なお、落ち着いた色彩同士の配色であっても、色相や明度の差の大きい色彩の組み合わせは、周辺景観と調和が図りにくいいため、避けるようにしてください。



3. ふくちやま景観重点ゾーン（城下町まちなみ景観重点地区）

ふくちやま景観重点ゾーン（城下町まちなみ景観重点地区）における景観形成基準は、次の3段階にレベル分けしています。

- | | |
|-----|-----------------|
| 「◎」 | 必ず守る基準 |
| 「○」 | 何らかの工夫や配慮が必要な基準 |
| 「・」 | 推奨する基準 |

このうち、「◎」基準は福知山市による勧告（法第16条第3項、条例第18条）の対象となります。また「○」基準については、行為地周辺の景観特性を考慮しながら基準を満たすための工夫を行っていただき、「・」基準についてもできる限り遵守するように配慮してください。

特に「◎」基準については、福知山市による変更命令（条例第16条）の対象となる場合がありますので、注意してください。

ただし、形態その他の意匠について工夫を凝らすことにより、全体として良好にデザインされていると認められる場合、行為地周辺の状況等を勘案して良好な景観の形成に影響がないと認められる場合は、特例措置として景観形成基準によらないとすることもできますので、十分に協議を行ってください。



目指す景観誘導のイメージ（町家エリア）



目指す景観誘導のイメージ（商店街エリア）

●敷地内における位置

- 周辺の建築物と壁面線を揃え、まちなみ景観の連続性を乱さないよう努める。
- 敷地内における位置は、前面道路からセットバックした場合には、敷地との境界部を演出するなど、まちなみの連続性を確保するよう努める。

【解説】

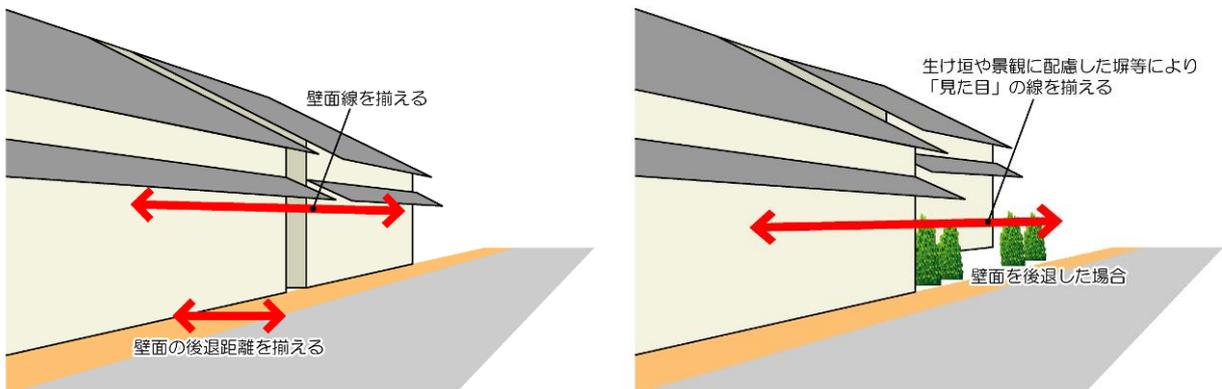
建築物の配置は、まちなみの連続性に大きな影響を与える要素です。

ゆとりのある空間を形成する上では、前面道路からできる限り壁面を後退させることが重要ですが、城下町まちなみ景観重点地区においては、壁面線が揃っていることでまちなみ全体に統一感が生まれるものと考えられます。

このため、周囲の状況を勘察し、壁面線が揃った良好なまちなみが形成されていると判断される場合には、できる限りこれに合わせるようにしてください。

ただし、生活空間などにおいては、敷地前面に駐車場や庭空間を設けるために、建築物をセットバックすることが考えられます。

この場合においても、前面道路との境界に生け垣を配置するなどして、まちなみ全体としての連続性が途切れないようにしてください。



●外構・緑化措置

○玄関先や前庭・中庭などの緑化に努める。

○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、まちなみ景観の連続性を分断しないよう努める。

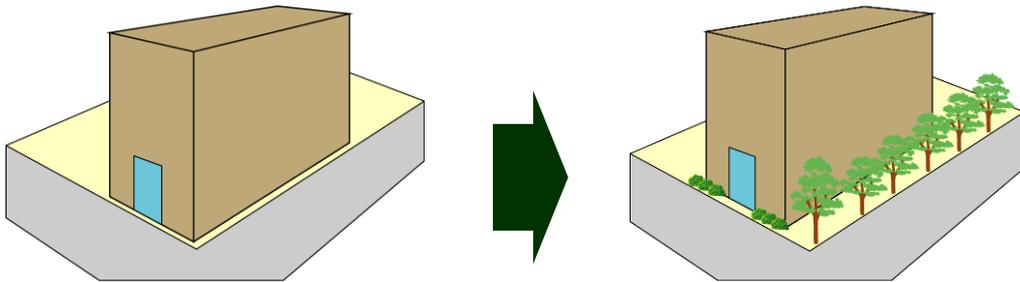
【解説】

敷地内の緑は、まちなみに安らぎやうるおいを与え、住環境を快適にし、来訪者に心地よさを感じさせる重要な要素であり、敷地内や敷地前面などにはできる限り緑を設けてください。

この際、敷地にゆとりがあるなどの場合には、できる限り高木を植栽するとともに、季節の変化や樹木の成長などを考慮して、複数の樹種を組み合わせることが望ましいです。また、地被植物を用いて、エントランス全体や駐車場を緑化することも効果的です。

ただし、周辺のまちなみの連続性を創出するために壁面の位置を揃えた場合など、緑化スペースを設けることが困難な場合においては、プランターやフラワーポットなどを置くことでも構いませんが、季節性や通年性を考慮するなど継続性をもたせることが必要です。

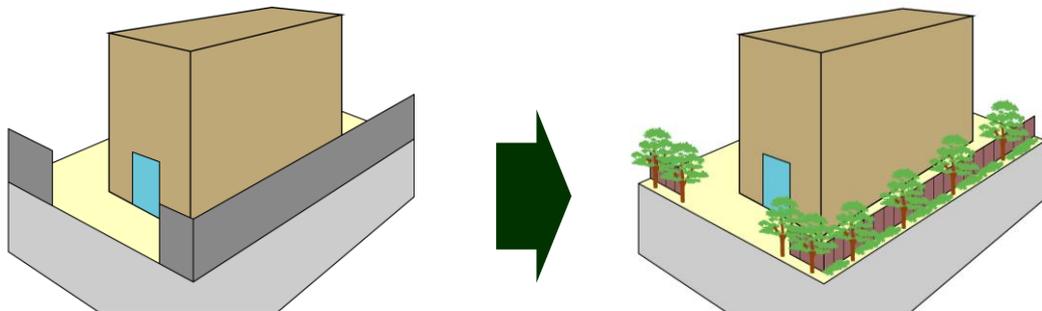
質の高いまちなみを形成するためには、これらの緑を適切に維持管理（手入れ）していくことが重要であるとともに、竣工時だけでなく、10年後、20年後といった時間経過を含めた視点の中で樹種の構成を考える必要があります。



敷地の周囲に垣、柵又は塀を設ける場合にも、まちなみ景観との連続性や通りを歩く人々に与える影響を考慮することが重要です。

特に、無機質なブロック塀などは、旧城下町としての雰囲気や閉塞的な印象を与えるだけでなく、通りを歩く人に対して圧迫感を与えることも考えられます。

このため、色彩や素材を周囲の景観に合わせる、表面の仕上げに変化をもたせる、塀と樹木を組み合わせるなどして、工夫を凝らしてください。



●高さ

- ・周囲の景観に対して悪影響を与えない高さとするのが望ましい。ただし、既存の伝統的な寺院や神社に関しては、この限りではない。

【解説】

建築物の高さが周囲の景観に与える影響は大きく、周辺のまちなみの高さから突出した建築物は、旧城下町としての雰囲気損ね、また、住環境の悪化につながる恐れもあります。

城下町まちなみ景観重点地区においては、一部を除いて概ね低層の建築物が建ち並んでおり、現在のまちなみ景観を損ねないようにしてください。

ただし、既存の伝統的な寺院や神社については、地域における景観的シンボルの要素を有していると考えられるため、適用除外を設けています。



福知山城から望む
城下町まちなみ景観重点地区

建築物の高さが周囲の景観に悪影響を与えている例

旧城下町としての雰囲気損ねるだけでなく、住環境の悪化にもつながります。

【町家エリア】



【商店街エリア】



建築物の高さを周囲の景観に調和させた場合の例

形態（p.48）や色彩（p.55）等と併せて配慮することで、旧城下町の落ち着いた佇まいが形成されます。

【町家エリア】



【商店街エリア】



●形態

【町家エリア】

◎道路に面した部分の軒又は庇の高さを揃えるなど、まちなみ景観の連続性を乱さないこと。

○形態は、旧城下町としての特性を踏まえ、和風感を演出するよう努める。

【商店街エリア】

◎道路に面した部分の軒又は庇の高さを揃えるなど、まちなみ景観の連続性を乱さないこと。

○まちなみの連続性に配慮し、一体的な景観づくりに貢献する質の高い形態とするよう努める。

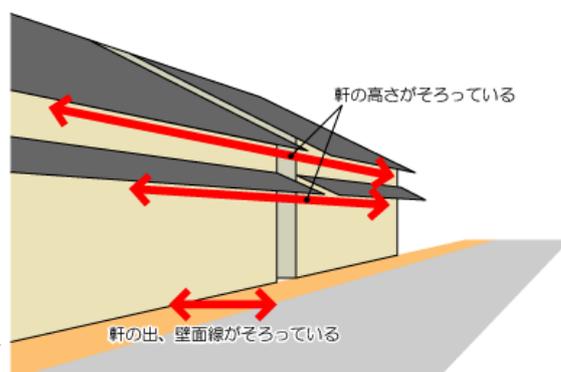
【解説】

建築物の形態が景観に与える影響は大きく、どんなに考えられたデザインであっても、その周囲の状況によっては、地域の景観を損ねる要因となる可能性があります。

建築物の形態は、それ自体の自己主張を高めるのではなく、周囲のまちなみなどとの調和に配慮してデザインしてください。

特に、低層の建築物が建ち並ぶ城下町まちなみ景観重点地区においては、ヒューマンスケール（人間の体を設計基準にして決めた空間）に配慮したデザイン的な工夫を行うことが必要であり、1階部分の軒又は庇の高さを揃えるだけでも、統一感を感じることができます。

ただし、住宅・商店・事務所など多様な用途が混在する地区であることから、軒や庇については、必ず設けなければならない、またその高さを数値的に揃えなければならないというものではなく、周囲の状況なども勘案して総合的に判断することが重要です。



また、「和風」については、定義を明確にすることは難しく、伝統的な日本家屋から、戦前の近代和風建築、現代風にアレンジした現代和風といった言葉もあります。

城下町まちなみ景観重点地区においては、伝統的な日本の建築様式を有する建物が残っていますが、そのような建物の復元を目指すものではありません。

例えば、洋風外観の建物であっても、屋根に勾配をもたせる、落ち着いた色彩にする、外壁や窓等の開口部の一部に自然素材や伝統的な様式を用いる、樹木を効果的に配置することなどによって、「和風感」を演出することが可能です。

城下町まちなみ景観重点地区において建築等を行う際には、是非とも事前に相談していただき、より良いデザインに仕上げるために一緒に検討していきたいと考えます。

●意匠

<外壁>

【町家エリア】

○外壁は、旧城下町としての特性を踏まえ、和風感を演出するよう努める。

【商店街エリア】

○均一で閉塞感のある壁面は避け、賑わいや歩行者の回遊性の創出に資するよう努める。

【解説】

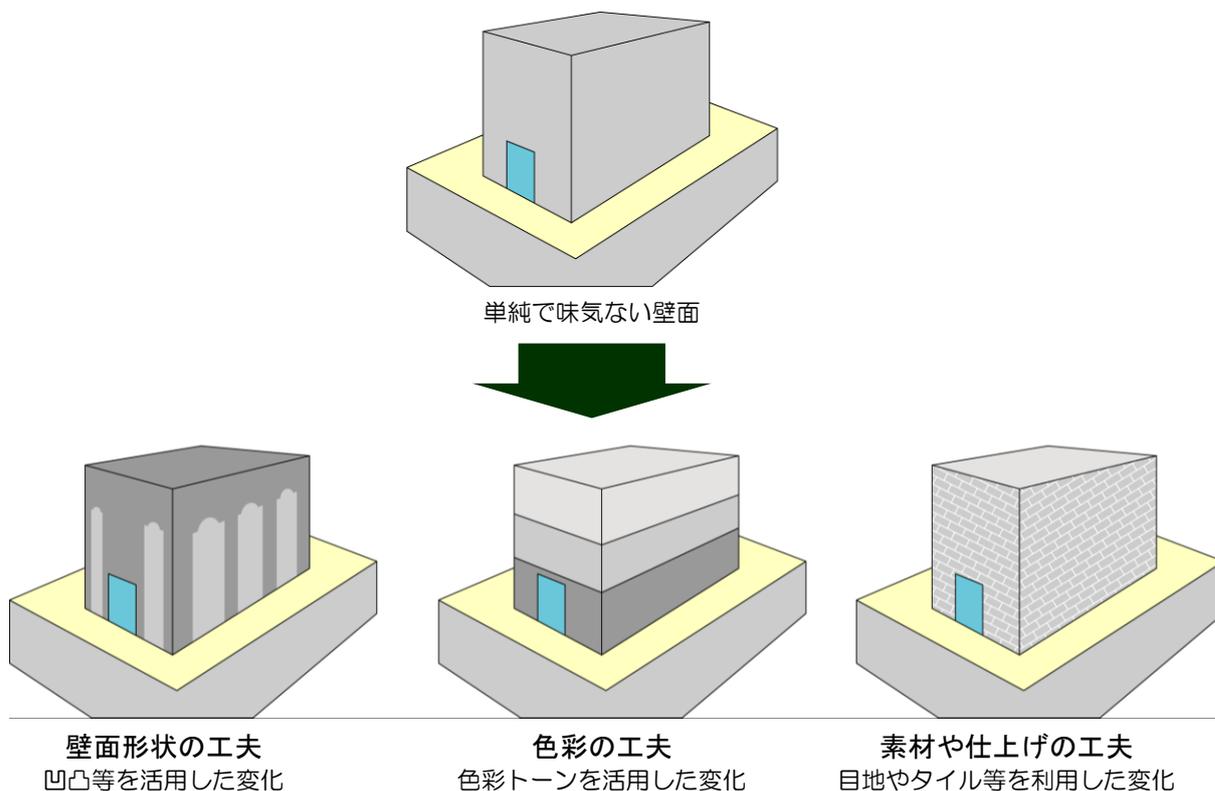
外壁は、建築物のもっとも大きな面積を占める部分であり、その意匠をデザインすることは、周囲の景観との調和を図るだけでなく、建築物自体の質を高める上でも重要であり、小規模な建築物であっても十分に配慮することが必要です。

町家エリアにおいては、形態の規制と併せて「和風感」を演出するようにしてください。

ただし、町家エリアのほとんどは、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を受けていることもあり、木造建築物で揃えることを目指すものではありません。

ここでいう「和風感」とは、あくまで「全体的なデザイン」を指した基準であり、耐火又は防火構造に準じながら、町家エリアとしての雰囲気を感じられるような工夫を行ってください。
(48 ページ参照)

商店街エリアにおいては、周囲の景観との調和を前提に置きつつ、壁面に凹凸をもたせる、開口部等を利用して分節化する、色彩や表面の仕上げを工夫するなど、閉塞感のあるデザインとならないよう変化をもたせ、心地よく歩けるまちなみとなるよう工夫してください。



<屋根>

- ◎屋根は、勾配屋根とし、和風感のある瓦又はこれに準ずるものを原則とする。
- ◎やむを得ず陸屋根にする場合は、パラペット部に勾配を設ける、又は、深い軒を設けるなど工夫する。
- 屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃えるなど、屋並みの連続性を乱さないよう努める。

【解説】

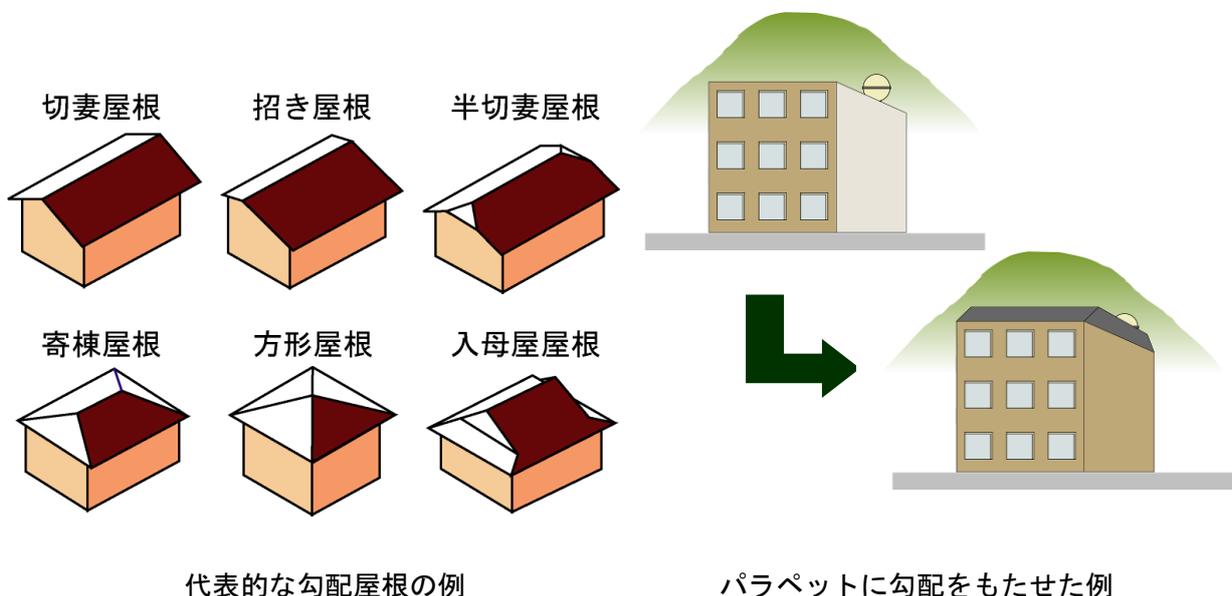
勾配屋根は長い歴史の中で受け継がれてきた形態であり、木造家屋の多くは勾配屋根の形状となっています。また勾配屋根は、背景となる山並みや樹木の輪郭とも調和しており、人々の心の奥深くに溶け込んだ日本建築の象徴ともいえます。

また、福知山市のシンボルである福知山城から望むと、屋根の勾配と背後の山の稜線の勾配とが融和して見え、落ち着きや安心感を覚えます。

このため、城下町まちなみ景観重点地区においては、勾配屋根を原則としてください。

ただし、形態や外壁の制限と同様に、伝統的な和風建築の復元を目指すものではなく、陸屋根とすることを禁止するものではありません。しかし、この場合においても、パラペット部を勾配形状とするなど、屋根並みとしての連続性に配慮してください。(48 ページ、49 ページ参照)

また、勾配屋根には様々な形状があり、福知山市を代表するようなものではありませんが、周囲の状況を勘案して、できる限り屋根並みが揃うように努めてください。



代表的な勾配屋根の例

パラペットに勾配をもたせた例

<屋上>

○屋上には、原則として塔屋は設けない。

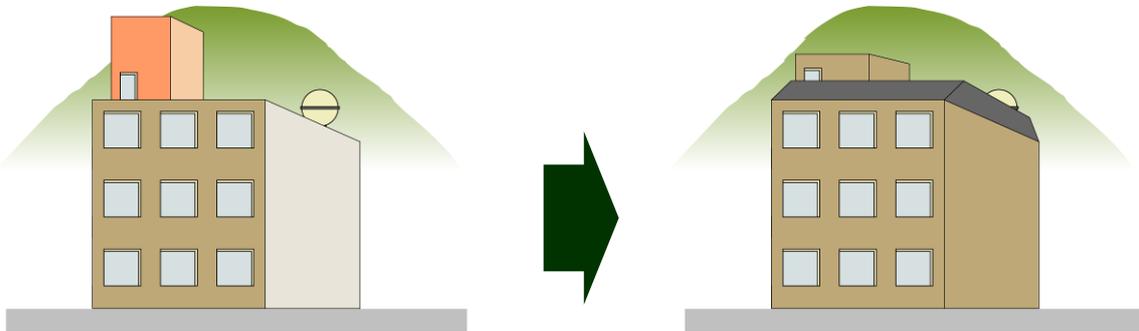
◎やむを得ず塔屋を設ける場合は、高さを低くし、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。

【解説】

屋上に設置される塔屋は、まちなみやスカイラインに大きな影響を与えるものです。

特に、城下町まちなみ景観重点地区においては、和風感のある形態や外観、勾配屋根を基本としていることから、塔屋は望ましいデザインではなく、基本的に設けないようにしてください。

やむを得ず塔屋を設ける場合には、通りから見えない位置に設置したり、できる限り高さを抑えて建築物と一体的にデザインしたりするなどして、まちなみや屋根並みの連続性を損ねないようにしてください。



＜建築設備＞

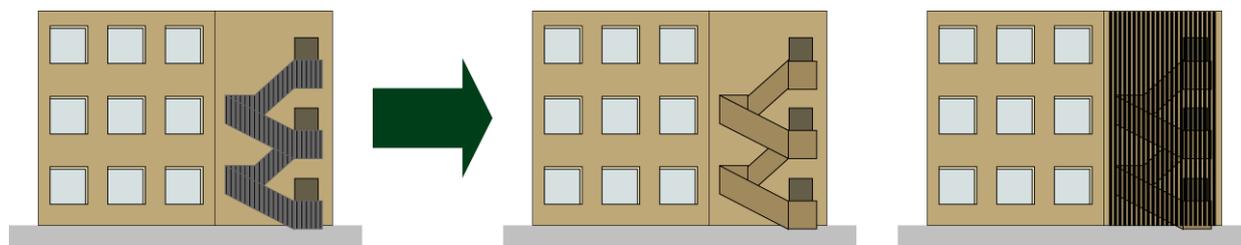
- ◎屋外階段、バルコニー等は、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。
- 室外機、配管設備などは、設置方法や色彩の工夫、周りを囲むなどにより過度な露出を避けるよう努める。
 - ・建築物の機械設備、ゴミ置き場等は、外から見えないような位置に設置することが望ましい。
 - ・アンテナ類は、景観に配慮しつつ可能な限り共有化を図ることが望ましい。

【町家エリア】

- 原則として、屋上には設備を設けないよう努める。

【解説】

屋外階段は建築物との一体的なデザインとなるよう配慮してください。これが難しい場合は、ルーバー等を用いて遮へいし、過度に露出することを避けてください。

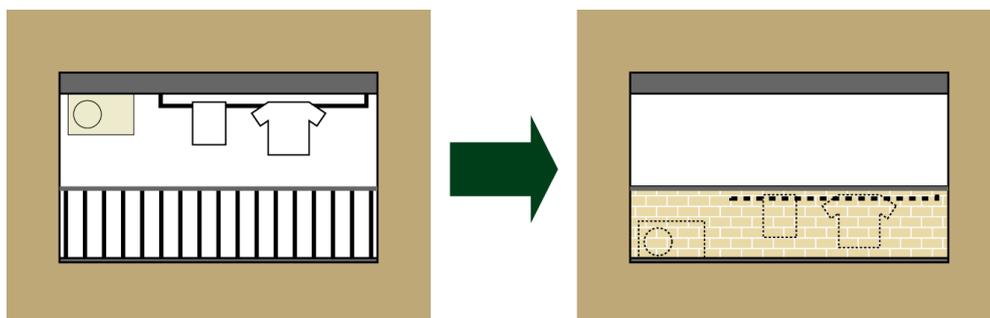


鉄骨が露出した屋外階段は避け、建築物と一体的な意匠・色彩とします
やむを得ず露出する場合は、ルーバーなどで覆います

ベランダやバルコニーは、外壁を飾る要素でもあり、建築物に表情やアクセントを与えます。

集合住宅などでは、物干場やクーラーなどの屋外設備が景観を損ねているケースが見られ、物置のように利用されているケースもあります。

ベランダやバルコニーは、建築物本体とのバランスに配慮してデザインすることが重要であるとともに、物干場や設備などが通りから見えないような工夫にも心掛けてください。

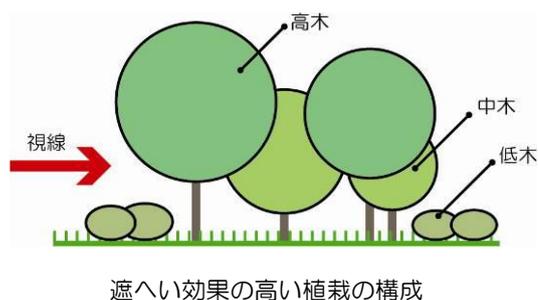


物干場や室外機を低い位置に設置し、デザインに配慮したパネルなどで覆うことで、
すっきりとまとまりのある景観が生まれます

建築物に付随する機械設備、ゴミ置き場、駐輪場などは、人の目線で見えた場合に景観の阻害要因となる場合もあります。

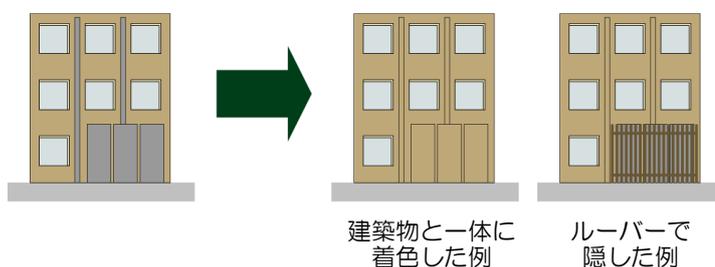
敷地の規模・形状や建築物の配置などにもよりますが、これらは可能な限り、通りから容易に見えないような場所に設置してください。

これが困難な場合には、建築物本体と一体的にデザインしたり、デザインに配慮した塀や植栽などで隠したりすることも考えてください。



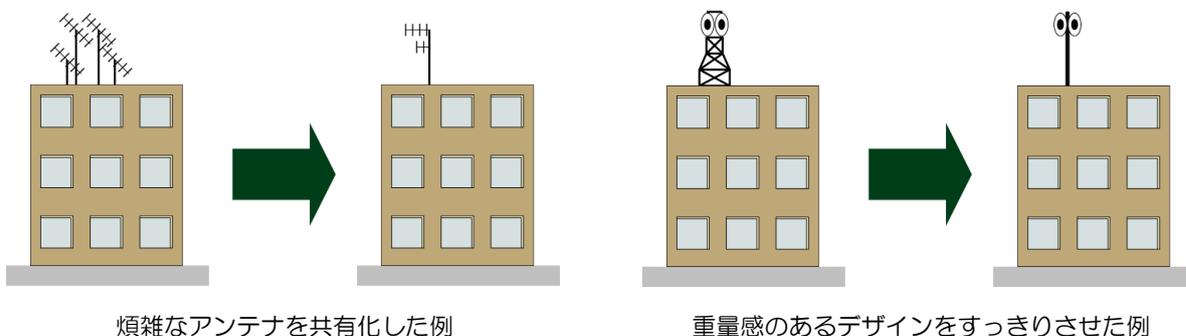
遮へい効果の高い植栽の構成

室外機や配管設備などは、外壁の外に設けられるものですが、色彩を建築物本体に合わせる、景観に配慮した素材で囲むなど、デザインの質を高めるためにも、可能な限り細かな部分にまで気を配ってください。



現代社会において、テレビや携帯電話などの通信用アンテナは不可欠な設備ですが、1つの建築物に複数のアンテナが付いていたり、不必要に目立ったりするケースが見られます。

アンテナ類についても、可能な限り共有化を図り、また、すっきりとしたデザインとなるように配慮してください。



なお、町家エリアにおいては、和風建築の形態や外観、勾配屋根を基本としていることから、屋上設備は基本的に設けないようにしてください。

<材料>

○建築材料は、汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努める。

【町家エリア】

○建築材料は、旧城下町としての特性を踏まえ、和風感が感じられるもの、もしくはこれを模したものを使用するよう努める。

【解説】

建築物の外壁は、日光や雨風に絶えずさらされており、建築当初は美しい外観を有していても、年月とともに汚れや退色が進むことは避けられません。

建築物の外観の維持補修に掛かる費用は、所有者や管理者の負担に直接つながることから、長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる質の高い素材・材料を用いてください。

特に町家エリアにおいては、形態や外壁の規制と併せて「和風感」を演出するようにしてください。（48 ページ、49 ページ参照）

ただし、町家エリアのほとんどは、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を受けていることもあり、木造建築物で揃えることを目指すものではありません。

ここでいう「和風感」とは、あくまで「全体的なデザイン」を指した基準であり、耐火又は防火構造に準しながら、町家エリアとしての雰囲気を感じられるような質の高い材料を用いてください。

特に、ステンレスやアルミなどの金属や、ハーフミラーなどの光沢のある材料などの素材は、旧城下町の歴史を感じさせる落ち着いた雰囲気とはなじみにくだけでなく、周囲の住環境を損ねる恐れもあるため、用いないようにしてください。

●色彩

<外壁>

【町家エリア】

◎建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値※1による色相をR、YR系とし、彩度4以下、無彩色は明度3以上とする。ただし、着色していない石材、木材（焼き杉板等を含む）、漆喰壁、金属材、ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。

○建物の外壁に使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを損ねないように努める。

【商店街エリア】

◎建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度3以上とする。ただし、着色していない石材、木材（焼き杉板等を含む）、漆喰壁、金属材、ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。

○建物の外壁に使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを損ねないように努める。

<屋根>

◎屋根の色彩は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度3以下とする。ただし、無釉の和瓦、銅版によるものの色彩はこの限りではない。

【解説】

建築物の壁面や屋根などの色彩をコントロールすることは、美しいまちなみを保全・形成していく上で最も重要な要素の一つです。また、色が人間の心理に与える影響は大きく、使い次第で、安心感を与えたり不快感を与えたりします。

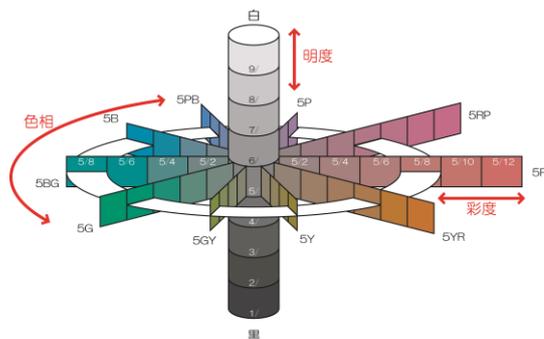
周囲の景観との調和を乱すけばけばしい色彩は避け、空・木・土・水などの自然の色と馴染みやすい、暖色※2系の落ち着いた低彩度色を基本とします。

商店街などとしての賑やかな雰囲気演出することも重要ですが、日本で古来より使われてきた日本の伝統色と呼ばれる色彩の多くは、マンセル値による彩度が4以下であり、旧城下町としての落ち着いた感じられる景観を形成するためにも、出来る限り低彩度色で抑えてください。

また、漆喰壁の白や屋根瓦の銀鼠色、格子に塗られた紅柄色※3など、地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色を使うことも、地域との調和を図る上で重要です。

※1 マンセル値 : 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するもの。

- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とする。
- ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性という。
- ・マンセル値 5G 5/10（ごじーこのじゅう）は、色相5G、明度5、彩度10。



※2 暖色 : 暖かい感じを与える色。赤・橙・黄の系統の色。（対義語→寒色）

※3 紅柄色 : 第二酸化鉄を主成分とする赤色の顔料「べにがら」の色。弁柄ともいう。JISの慣用色。マンセル値は8R3.5/7。

第5 ガイドライン／建築物/重点（城下町）

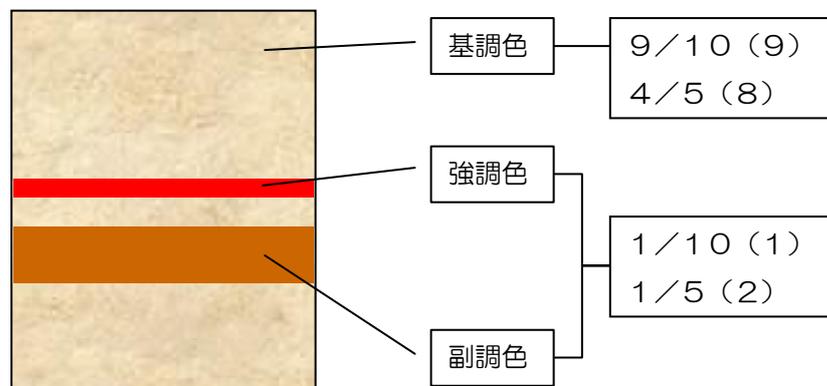
色彩には、面積や組み合わせなどにより印象が大きく変わるという性質があり、周辺景観と調和した落ち着いた色彩をデザインするためには、色彩の性質に配慮する必要があります。

複数の色彩を使用する場合は、それぞれの面積比が「9：1」、「8：2」、「7：3」程度であれば、美しく快い印象となります。

町家エリアにおいては、各面見付面積（開口部含む）の9/10の部分については彩度4以下、無彩色は明度3以上の色彩を基調色として用いてください。

商店街エリアにおいては、各面見付面積（開口部含む）の4/5の部分については彩度6以下、無彩色は明度3以上の色彩を基調色として用いてください。

それぞれ、各面見付面積（開口部含む）の1/10、1/5を超えない部分については、全体のバランスに配慮しながら、強調色（アクセントカラー）などを効果的に用いていただいても構いません。



町家エリア……………「基調色：（副調色＋強調色）＝ 9：1」

商店街エリア……………「基調色：（副調色＋強調色）＝ 8：2」

<配色構成>

基調色 （ベースカラー）	最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右する。 個性の強すぎない物を選ぶのが一般的。
副調色 （サブカラー）	基調色と強調色の間を調和させ安定感を与えるために落ち着いた色彩を選ぶのがよい。
強調色 （アクセントカラー）	小さな面積に用いて全体を引き締めるために使う。 単調になりすぎた配色に変化や動きを与えるため、比較的ハッキリした色を選ぶとよい。

<落ち着いた色彩を基調色とした建築物イメージ>



色彩により混乱した景観の例

景観を混乱させている、見る人に騒がしさや不快感を与える色を騒色（そうしょく）と呼びます。場の雰囲気になじみかわしくない、独りよがりな主張をする色彩により、景観が煩雑になっています。「目立つ」ということと、「シンボリック」、「個性的」ということを混同しないように配慮が必要です。



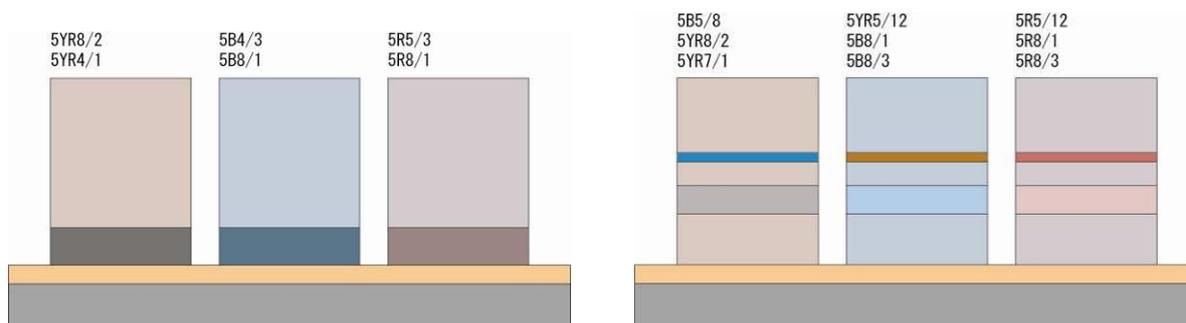
色彩の調和した景観の例

形態は異なっても、周辺の建築物と同系色の色彩を用いることで、全体的に調和が感じられます。



複数の色を用いる場合は、多色使いを避け、2～3色程度とすると調和を図りやすくなります。その際、明度の低い色彩を下層に配置すると、安定した印象を感じさせることができます。

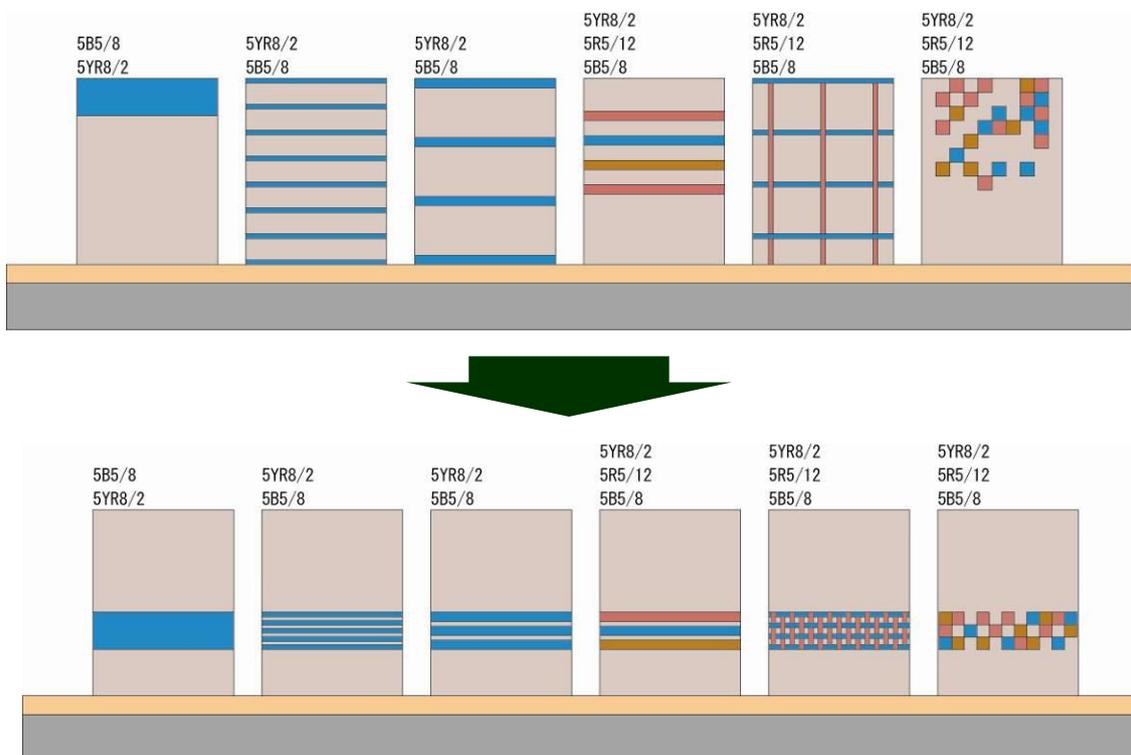
また、3色以上を用いる場合は、落ち着いた色（彩度3以下、明度4～8程度）を基調として、アクセントカラーとの対比調和に配慮します。



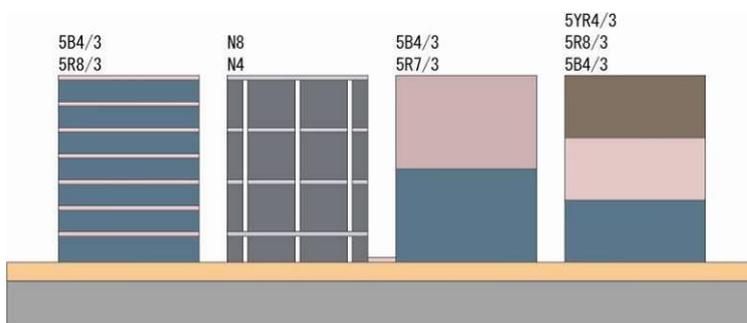
第5 ガイドライン/建築物/重点（城下町）

各面見付面積のそれぞれ1/10、1/5以内であっても、周辺の景観と対比するアクセントカラーを建築物の上層部に多用したり、ボーダー状・格子状・モザイク状などに配色したりすることは避けてください。

ボーダー状・格子状・モザイク状など模様状に色彩を配する場合は、地の色（基調色）を含めた模様全体の面積が1/5となるように配慮してください。



なお、落ち着いた色彩同士の配色であっても、色相や明度の差の大きい色彩の組み合わせは、周辺景観と調和が図りにくいいため、原則として避けるようにしてください。



4. ふくちやま景観重点ゾーン（けやき通りまちなみ景観重点地区）

ふくちやま景観重点ゾーン（けやき通りまちなみ景観重点地区）における景観形成基準は、次の3段階にレベル分けしています。

- | | |
|-----|-----------------|
| 「◎」 | 必ず守る基準 |
| 「○」 | 何らかの工夫や配慮が必要な基準 |
| 「・」 | 推奨する基準 |

このうち、「◎」基準は福知山市による勧告（法第16条第3項、条例第18条）の対象となります。「○」基準については、行為地周辺の景観特性を考慮しながら基準を満たすための工夫を行っていただき、「・」基準についてもできる限り遵守するように配慮してください。

特に「◎」基準については、福知山市による変更命令（条例第16条）の対象となる場合がありますので、注意してください。

ただし、形態その他の意匠について工夫を凝らすことにより、全体として良好にデザインされていると認められる場合、行為地周辺の状況等を勘案して良好な景観の形成に影響がないと認められる場合は、特例措置として景観形成基準によらないとすることもできますので、十分に協議を行ってください。



目指す景観誘導のイメージ

●敷地内における位置

○けやき通りに面した部分の壁面の位置、ファサードについて配慮し、まちなみ景観の連続性を乱さないよう努める。

【解説】

ゆとりあるまちなみを形成する上では、敷地の規模を大きくすることが重要ですが、敷地の規模を規定することは困難です。そこで重要になるのが、敷地における建築物の位置です。

同じ道路幅であっても、道路境界と建築物の位置関係によって与える印象は下図のように大きく異なります。また、建築物の壁面位置の後退は、61 ページに示す緑化措置を行う上でも重要です。

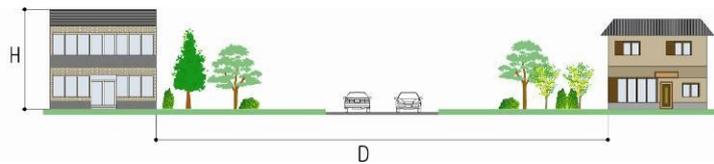
特に、広幅員で整備されたけやき通りは、福知山市のシンボルロードであり、ゆとりや風格が感じられる景観を目指します。福知山市景観計画では特に数値的な基準は設けていませんが、敷地の規模・形状などを勘案して、できる限り前面道路から後退させるようにしてください。

ただし、現に複数の建築物が連たんして連続したファサード（建築物の正面のこと）が形成されている場合など、セットバックすることが必ずしも望ましいとは言えないケースも考えられますので、地域の実情を十分に踏まえることが重要です。

<建物とその間の距離との関係による空間の違い>

$D/H \geq 4$

- ・周辺景観と一体となる
- ・閉鎖感の減少
- ・囲い庭、広場のD/Hの上限



$D/H = 2$

- ・向かいの建物が見やすい
- ・広々とした感じ



$D/H = 1.5$

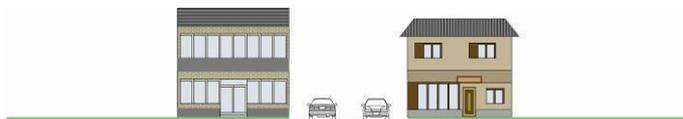
- ・よい広場のD/H
- ・京の町家のスケール



望ましい位置関係

$D/H = 1$

- ・向かいの前面が目に入る
- ・高さと言間のほどよい釣り合い



$D/H < 1$

- ・向かいの立面の半分程度が視界に入る
- ・近接し狭苦しい感じ
- ・閉所恐怖症の感覚が生じる (D/H=0.5)



参考：建築計画教科書（建築計画教科書研究会著／彰国社）

●外構・緑化措置

〇うるおいのあるまちなみ景観を演出するため、入口などは樹木や花き等を用いて緑化するよう努める。

【解説】

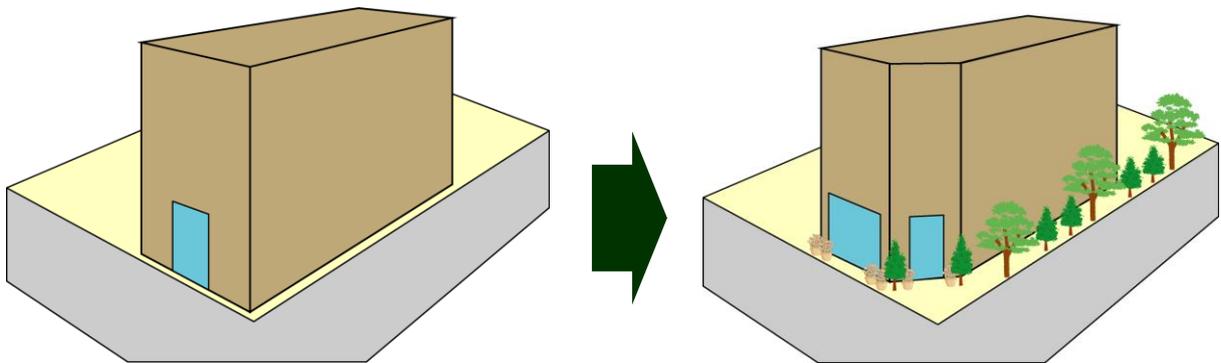
敷地内の緑は、まちなみに安らぎやうるおいを与えると同時に、都市環境を維持・改善する上で重要な要素であり、また、景観の阻害要因を隠す効果もあります。

けやき通りは、中央分離帯に設けられたけやき並木や歩道部の植栽帯によって、緑豊かな景観が形成されていますが、通りを歩く人にさらに心地よさや楽しさを感じてもらうためには、建築物側への緑化が重要です。

また、店舗の入口などを花や緑で美しく飾ることは、お店の中に入ってみたいと思わせる効果も期待されます。

敷地の前面に高木の植栽帯を設けることは困難と考えられますが、中・低木や地被植物、プランターやフラワーポットなどを用いてエントランス全体を効果的に緑化するようにしてください。

質の高いまちなみを形成するためには、これらの緑を適切に維持管理（手入れ）していくことが重要であるとともに、季節性や10年後、20年後といった時間経過を含めた視点の中で、木や花の構成を考える必要があります。



●高さ

- ・けやき通りのビスタを保全するため、周囲の建築物に対して突出した高さとしめないことが望ましい。ただし、医療法に規定する病院に関しては、この限りではない。

【解説】

建築物の高さが周辺の景観に与える影響は大きく、周辺のまちなみや樹林などの高さから突出した建築物は、スカイラインを乱し、地域の景観や良好な眺望を損なう可能性があります。

けやき通りは、福知山市の中心市街地に位置し、福知山駅周辺北・南地区と一体となってシンボリックな都市空間の形成を図る観点から、周囲の状況を勘案して著しく不調和とならないようにしてください。

ただし、病院については、当該用途の機能が十分に発揮できないことも想定されますので、適用除外を設けています。その場合でも、屋上部に勾配をもたせるなど周囲の景観への調和に配慮してください。

●形態

- 福知山市の玄関口として、洗練された都市空間にふさわしい形態とするよう努める。

【解説】

建築物の形態が景観に与える影響は大きく、自己主張の強い建築物はそれ自体のデザインの評価に関わらず、地域の景観を損なう可能性があります。

福知山市の玄関口として、けやき並木との調和が感じられる風格のある形態、洗練された品の良さを感じられる形態となるようデザインしてください。

特に1階部分については、ヒューマンスケール（人間の体を設計基準にして決めた空間）に配慮したデザイン的な工夫を行うことが必要です。



●意匠

<外壁>

○外壁の形態、色彩及び仕上げ等を工夫し、均一で閉塞感のある壁面としないよう努める。

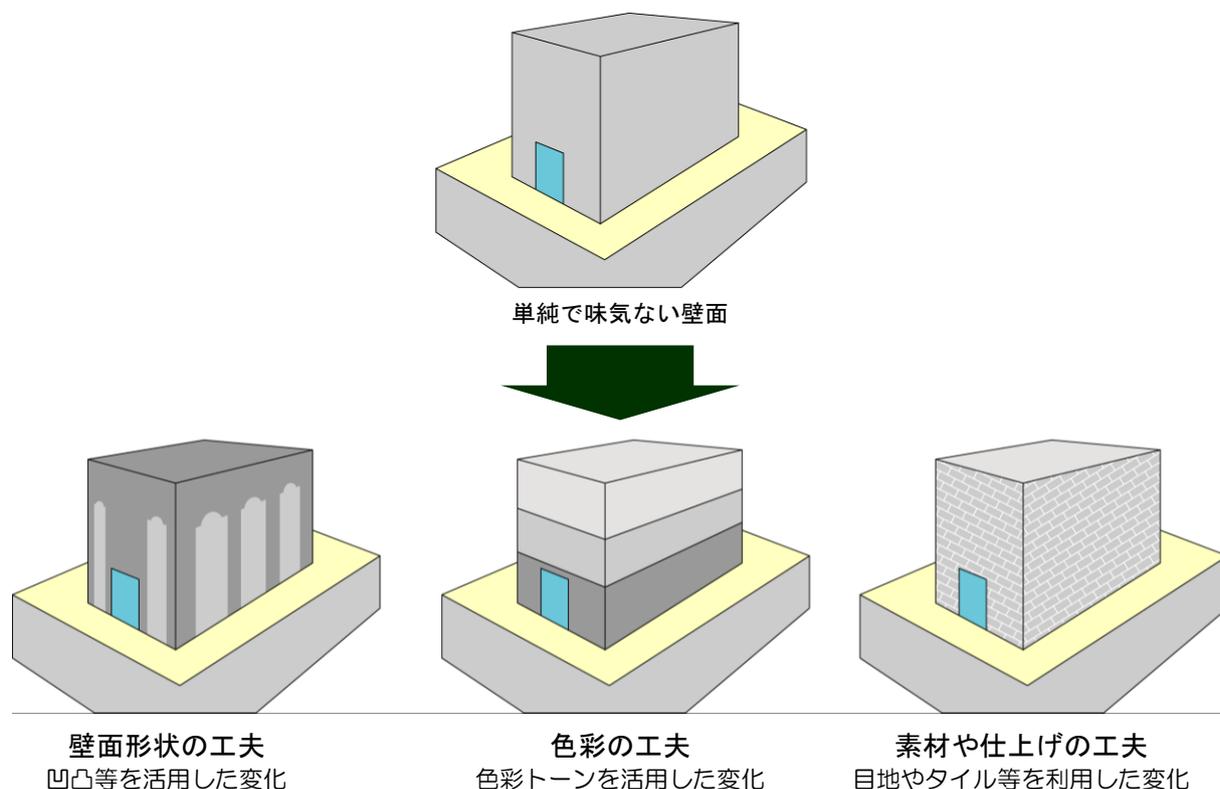
【解説】

外壁は、建築物のもっとも大きな面積を占める部分であり、その意匠をデザインすることは、周囲の景観との調和を図るだけでなく、建築物自体の質を高める上でも重要です。

届出を要する大規模な建築物は壁面の面積も広くなることから、単純な壁面の場合には深みがなく味気ない景観となりがちです。

周囲の景観との調和を前提に置きつつ、壁面に凹凸をもたせる、開口部等を利用して分節化する、色彩や表面の仕上げを工夫するなど、閉塞感のあるデザインとならないよう変化をもたせてください。

また、建築物の正面など人目に付きやすい部分だけではなく、側面や背面についても一体的にデザインし、建築物全体にまとまりをもたせてください。



<屋根>

- ・可能な限り勾配を設けることが望ましい。

【解説】

勾配屋根は長い歴史の中で受け継がれてきた形態であり、木造家屋の多くは勾配屋根の形状となっています。また勾配屋根は、背景となる山並みや樹木の輪郭とも調和しており、人々の心の奥深くに溶け込んだ日本建築の象徴ともいえます。

高層な建築物の屋根はフラットになりがちですが、けやき並木の樹容の輪郭との調和を図る上でも、パラペットに勾配をもたせるなどの配慮を行ってください。

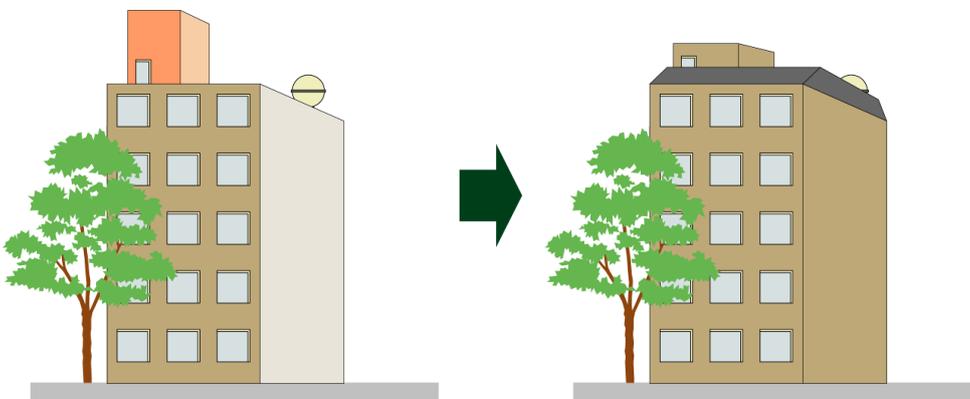
<屋上>

- ◎塔屋を設ける場合は、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。

【解説】

屋上に設置される塔屋は、まちなみやスカイラインに大きな影響を与えるものです。

塔屋は、通りから見えない位置に設置したり、できる限り高さを抑え、建築物と一体的にデザインしたりすることで、まとまりがあり、均整のとれたものとなるように配慮してください。

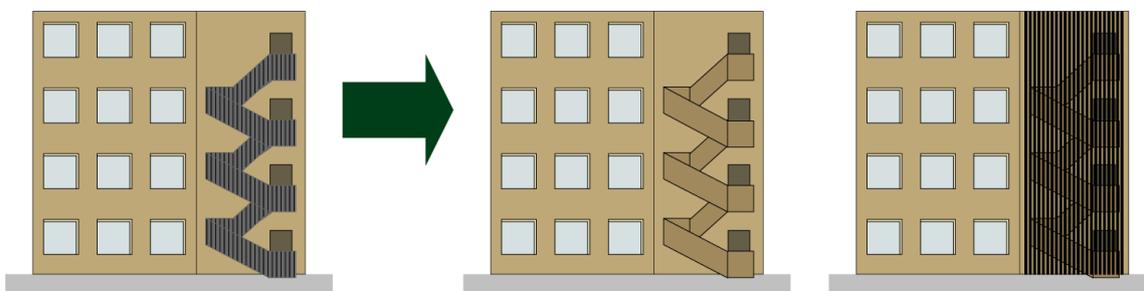


<建築設備>

- ◎屋外階段、バルコニー等は、建築物本体と一体的に均整がとれたものとする。
- ・建築物の機械設備、ゴミ置き場等は、外から見えないような位置に設置することが望ましい。
- 屋上に設備を設ける場合は、ルーバーで覆うなど道路などの公共空間から見えないよう努める。
- ・室外機、配管設備などは、設置方法や色彩の工夫、周りを囲むなどにより過度な露出を避けることが望ましい。
- ・アンテナ類は、景観に配慮しつつ、可能な限り共有化を図ることが望ましい。

【解説】

屋外階段は建築物との一体的なデザインとなるよう配慮してください。これが難しい場合は、ルーバー等を用いて遮へいし、過度に露出することを避けてください。

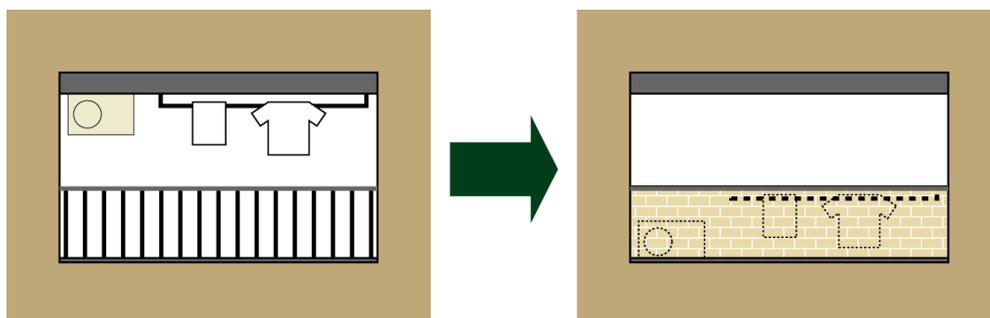


鉄骨が露出した屋外階段は避け、建築物と一体的な意匠・色彩とします
やむを得ず露出する場合は、ルーバーなどで覆います

ベランダやバルコニーは、外壁を飾る要素でもあり、建築物に表情やアクセントを与えます。

集合住宅などでは、物干場やクーラーなどの屋外設備が景観を損ねているケースが見られ、物置のように利用されているケースもあります。

ベランダやバルコニーは、建築物本体とのバランスに配慮してデザインすることが重要であるとともに、物干場や設備などが通りから見えないような工夫にも心掛けてください。



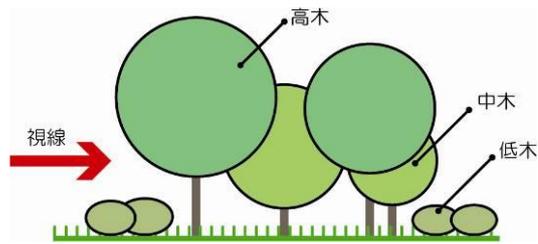
物干場や室外機を低い位置に設置し、デザインに配慮したパネルなどで覆うことで、すっきりとまとまりのある景観が生まれます

第5 ガイドライン／建築物/重点（けやき通り）

建築物に付随する機械設備、ゴミ置き場、駐輪場などは、人の目線を見た場合に景観の阻害要因となる場合もあります。

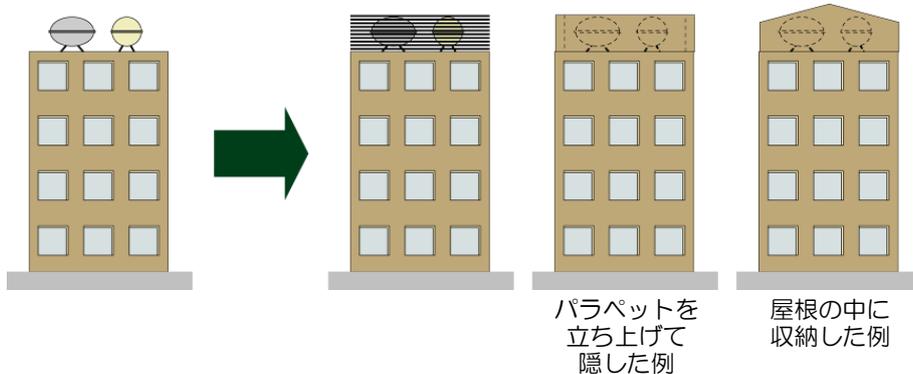
敷地の規模・形状や建築物の配置などにもよりますが、これらは可能な限り、通りから容易に見えないような場所に設置してください。

これが困難な場合には、建築物本体と一体的にデザインしたり、デザインに配慮した塀や植栽などで隠したりすることも考えてください。

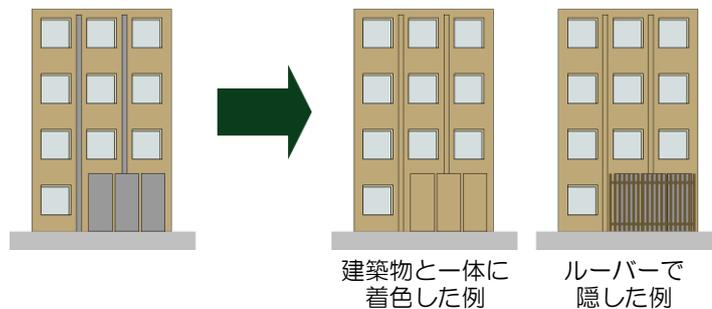


遮へい効果の高い植栽の構成

屋上に設置される設備も、塔屋と同様にスカイラインや屋根並みに大きな影響を与える可能性があります。建築物自体がよくデザインされていても、タンクや室外機などが剥き出しとなっている場合は地域の景観を大きく損ねる恐れがあるため、遮へい措置に努めてください。

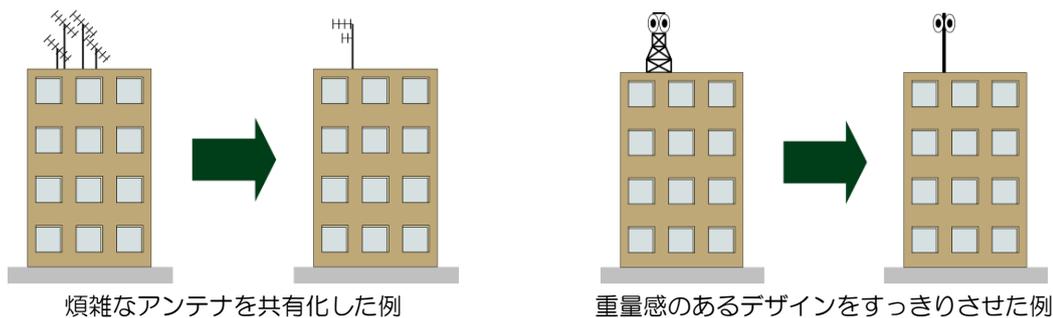


室外機や配管設備などは、外壁の外に設けられるものですが、色彩を建築物本体に合わせる、景観に配慮した素材で囲むなど、デザインの質を高めるためにも、可能な限り細かな部分にまで気を配ってください。



現代社会において、テレビや携帯電話などの通信用アンテナは不可欠な設備ですが、1つの建築物に複数のアンテナが付いていたり、不必要に目立ったりするケースが見られます。

アンテナ類についても、可能な限り共有化を図り、また、すっきりとしたデザインとなるように配慮してください。



<材料>

○汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努める。

【解説】

建築物の外壁は、日光や雨風に絶えずさらされており、建築当初は美しい外観を有していても、年月とともに汚れや退色が進むことは避けられません。

届出を要する大規模な建築物は、維持補修に掛かる時間や費用が増大することもあるため、長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる質の高い素材・材料を用いてください。

●色彩

<外壁>

◎建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値※¹による彩度6以下、無彩色は明度3以上とする。ただし、着色していない石材、木材（焼き杉板等を含む）、漆喰壁、金属材、ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。

・特に、マンセル値による色相がR、YR系以外の色を使用する場合は、彩度4以下とすることが望ましい。

○使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを損ねないように努める。

<屋根>

◎勾配屋根を設ける場合は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度3以下とする。ただし、建築物と一体的にデザインする場合、もしくは無釉の和瓦又は銅板によるものの色彩はこの限りではない。

【解説】

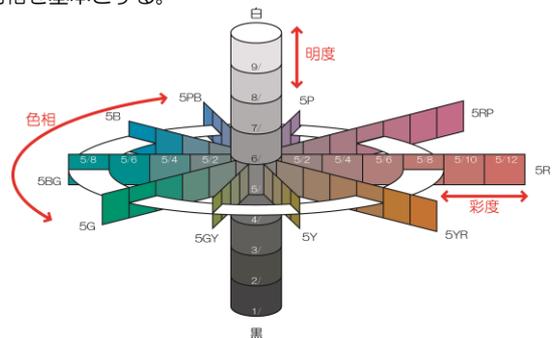
建築物の壁面や屋根などの色彩をコントロールすることは、美しいまちなみを保全・形成していく上で最も重要な要素の一つです。また、色が人間の心理に与える影響は大きく、使い方で、安心感を与えたり不快感を与えたりします。さらに、同じ色彩であっても、壁面などの面積の大きな所に使われると、鮮やかさや明るさが増して見えるため、注意が必要です。

周囲の景観との調和を乱すけばけばしい色彩は避け、空・木・土・水などの自然の色と馴染みやすい、暖色※²系の落ち着いた低彩度色を基本とします。

シンボルロードとしての賑やかな雰囲気を出すことも重要ですが、日本で古来より使われてきた日本の伝統色と呼ばれる色彩の多くは、マンセル値による彩度が4以下であり、けやき並木の緑と調和する景観を形成する上でも、出来る限り低彩度色で抑えてください。

また、漆喰壁の白や屋根瓦の銀鼠色、格子に塗られた紅柄色※³など、地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色を使うことも、地域との調和を図る上で重要です。

- ※1 マンセル値 : 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するもの。
- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とする。
 - ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性という。
 - ・マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相5G、明度5、彩度10。



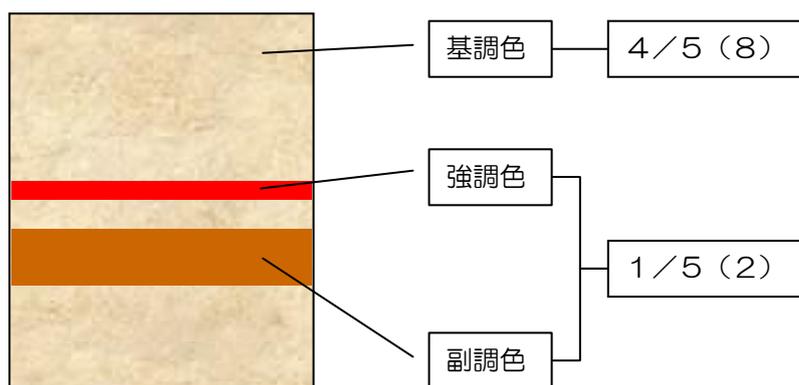
- ※2 暖色 : 暖かい感じを与える色。赤・橙・黄の系統の色。（対義語→寒色）
- ※3 紅柄色 : 第二酸化鉄を主成分とする赤色の顔料「べにがら」の色。弁柄ともいう。JISの慣用色。マンセル値は8R3.5/7。

色彩には、面積や組み合わせなどにより印象が大きく変わるという性質があり、周辺景観と調和した落ち着いたある色彩をデザインするためには、色彩の性質に配慮する必要があります。

複数の色彩を使用する場合は、それぞれの面積比が「9：1」、「8：2」、「7：3」程度であれば、美しく快い印象となります。

市街地ゾーンにおいては、各面見付面積（開口部含む）の4／5の部分については彩度6以下、無彩色は明度3以上の色彩を基調色として用いてください。

各面見付面積（開口部含む）の1／5を超えない部分については、全体のバランスに配慮しながら、強調色（アクセントカラー）などを効果的に用いていただいても構いません。



「基調色 : (副調色 + 強調色) = 8 : 2」

<配色構成>

基調色 (ベースカラー)	最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右する。 個性の強すぎない物を選ぶのが一般的。
副調色 (サブカラー)	基調色と強調色の間を調和させ安定感を与えるために落ち着いたある色を選ぶのがよい。
強調色 (アクセントカラー)	小さな面積に用いて全体を引き締めるために使う。 単調になりすぎた配色に変化や動きを与えるため、比較的ハッキリした色を選ぶとよい。

<落ち着いた色彩を基調色とした建築物のイメージ>



色彩により混乱した景観の例

景観を混乱させている、見る人に騒がしさや不快感を与える色を騒色（そうしょく）と呼びます。場の雰囲気になじみかわしくない、独りよがりな主張をする色彩により、景観が煩雑になっています。「目立つ」ということと、「シンボリック」、「個性的」ということを混同しないように配慮が必要です。



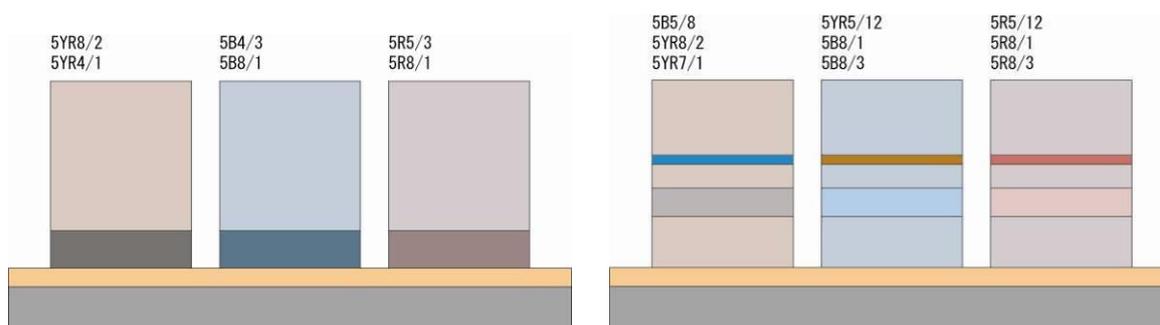
色彩の調和した景観の例

形態は異なっても、周辺の建築物と同系色の色彩を用いることで、全体的に調和が感じられます。



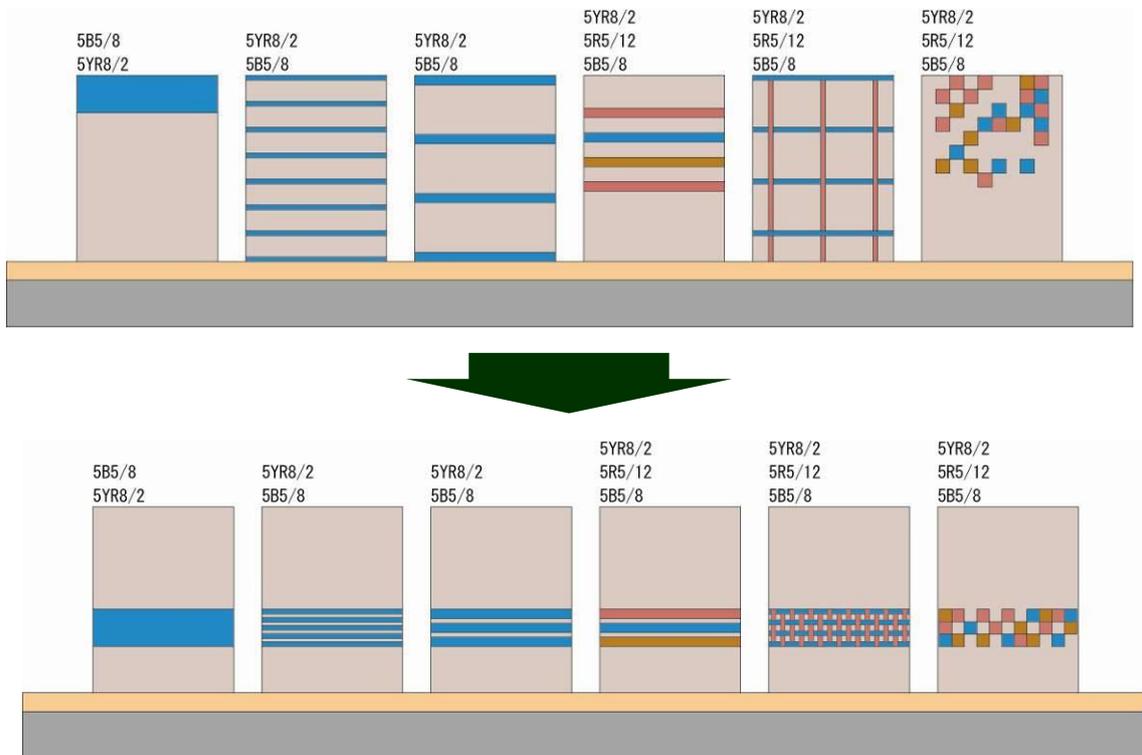
複数の色を用いる場合は、多色使いを避け、2～3色程度とすると調和を図りやすくなります。その際、明度の低い色彩を下層に配置すると、安定した印象を感じさせることができます。

また、3色以上を用いる場合は、落ち着いた色（彩度3以下、明度4～8程度）を基調として、アクセントカラーとの対比調和に配慮します。

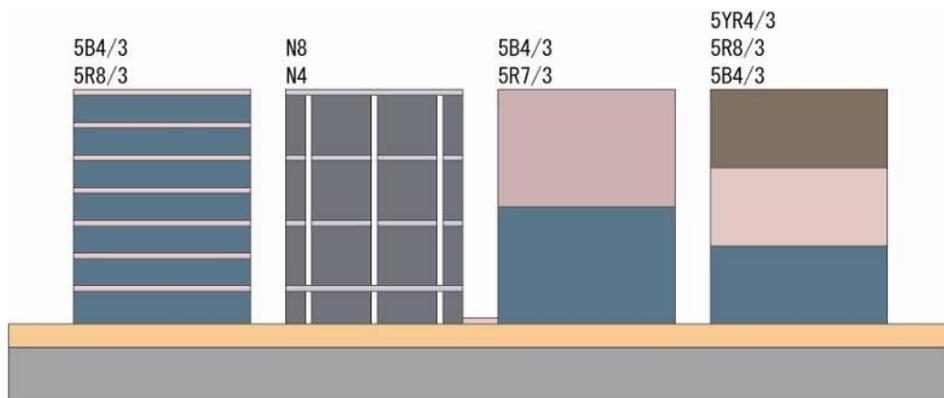


各面見付面積の1／5を超えない範囲であっても、アクセントカラーを建築物の上層に多用したり、ボーダー状・格子状・モザイク状などに配色したりすることは避けてください。

ボーダー状・格子状・モザイク状など模様状に色彩を配する場合、また、写真やデザイン画などを用いる場合は、模様全体を基調色以外の色彩として扱いますので、その面積が全体の1／5以上とならないようにしてください。



なお、落ち着いた色彩同士の配色であっても、色相や明度の差の大きい色彩の組み合わせは、周辺景観と調和が図りにくいいため、避けるようにしてください。



5. ふくちやま景観重点ゾーン（福知山城眺望景観重点地区）

ふくちやま景観重点ゾーン（福知山城眺望景観重点地区）においては、福知山城への眺望を保全するために必要な基準として、次の2段階にレベル分けしています。（「・」基準（推奨基準）は設定していません。）

- | | |
|-----|-----------------|
| 「◎」 | 必ず守る基準 |
| 「○」 | 何らかの工夫や配慮が必要な基準 |

このうち、「◎」基準は福知山市による勧告（法第16条第3項、条例第18条）の対象となり、また、変更命令（条例第16条）の対象となる場合がありますので、注意してください。

「○」基準については、行為地周辺の景観特性を考慮しながら基準を満たすための工夫を行ってください。

ただし、事業者や設計者等の方が形態その他の意匠について工夫し、福知山城への良好な眺望景観に影響がないと認められる場合は、景観形成基準によらないとすることもできます（特例措置）ので、福知山市と十分に協議してください。

●高さ

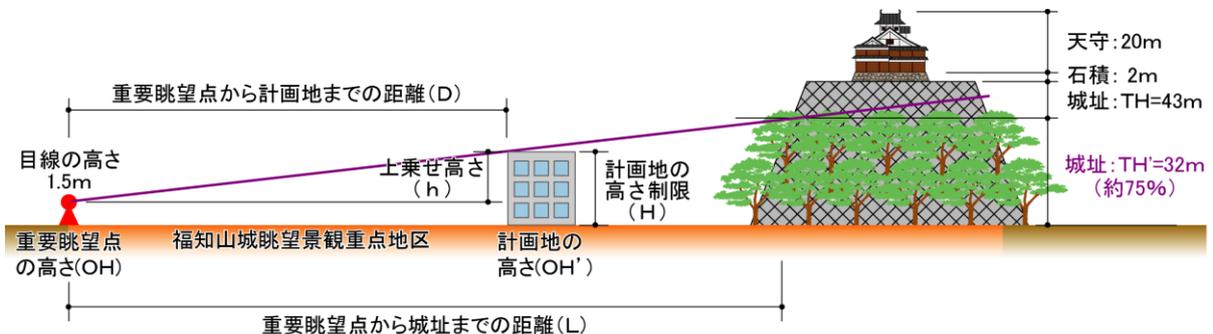
◎重要眺望点から福知山城の眺望を阻害しない高さとする。

【解説】

重要眺望点から福知山城を眺めた景観は、福知山市を代表する最も重要な景観といえます。福知山城の見える良好な景観を維持するとともに、より良い景観に育てていくため、建築物の高さは、福知山城への眺望を阻害しない高さとしします。

福知山城の一部が見えていればよいというのではなく、安定的な眺望となるように、土台となる城址（石垣）についても眺望が確保されるようにしてください。具体的には、城址から天守頂上までの高さ（22m）の半分の高さ（11m）の部分について城址が見えるようにします。

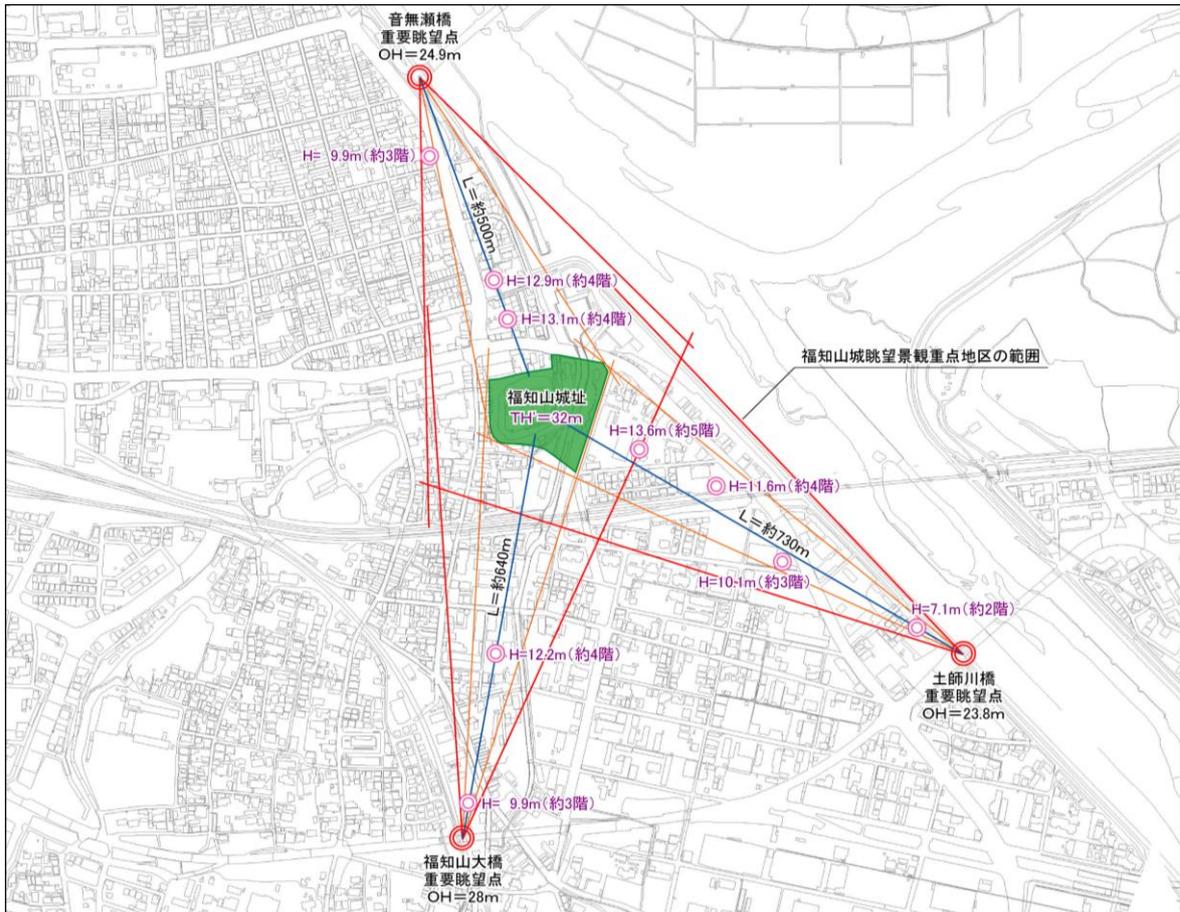
行為地における建築物の高さの上限は、当該行為地から福知山城までの距離に応じて、下図に示す数式により算出されます。



$$\begin{aligned} \text{計画地における上乗せ高さ}(h) &= \{ TH' - (OH + 1.5) \} \times D / L \\ &= \{ 32 - (OH + 1.5) \} \times D / L \end{aligned}$$

$$\text{計画地における高さ制限}(H) = (h + 1.5) + (OH - OH')$$

重要眺望点から福知山城までの直線距離とサンプル地点における建築物の高さの上限値は下図のとおりですので、参考にしてください。



●形態

○重要眺望点から福知山城への眺望に対して不調和とならない形態とするよう努める。

●屋根

<意匠>

○屋根は、勾配を設けるなど、福知山城の形状との調和に努める。

<色彩>

○重要眺望点から福知山城への眺望に対して、不調和とならない色彩とするよう努める。

【解説】

福知山城への良好な眺望景観を守るため、自己主張の強い奇抜なデザインや色彩を避け、福知山城のもつ風格と調和するよう配慮してください。

屋根の意匠については、必ずしも瓦屋根や勾配屋根にする必要はありませんが、パラペット部に勾配をもたせるなど、福知山城及び城址（石垣）の輪郭と調和するように努めてください。

※これら以外の項目については、行為地における景観形成基準に基づきます。

5-2 工作物の建設等に関するガイドライン

1. 工作物の建設等に関する景観形成基準の運用

工作物の建設等に関する景観形成基準は、次の3段階にレベル分けしています。

- | |
|---------------------|
| 「◎」 必ず守る基準 |
| 「○」 何らかの工夫や配慮が必要な基準 |
| 「・」 推奨する基準 |

このうち、「◎」基準は福知山市による勧告（法第16条第3項、条例第18条）の対象となります。「○」基準については、行為地周辺の景観特性を考慮しながら基準を満たすための工夫を行っていただき、「・」基準についてもできる限り遵守するように配慮してください。

特に、「福知山景観重点ゾーン」内における行為に関する「◎」基準については、福知山市による変更命令（条例第16条）の対象となる場合がありますので、注意してください。

ただし、事業者や設計者等の方が形態その他の意匠について工夫し、全体として良好にデザインされていると認められる場合、行為地周辺の状況等を勘案して、良好な景観の形成に影響がないと認められる場合、また、基準を遵守することにより工作物としての機能が発揮できない場合などは、景観形成基準によらないとすることもできます（特例措置）ので、福知山市と十分に協議してください。

工作物の建設等に関する景観形成基準の内容は、基本的に各ゾーン共通であるため、ガイドラインも一括して掲載しています。

（福知山景観重点ゾーン（福知山城眺望景観重点地区）に関しては、別掲としています。）

ただし、景観の特性は各ゾーンによって異なるため、各ゾーンの景観特性及び行為地周辺の景観の状況を十分に勘案してデザイン等を検討してください。

2. ガイドライン（福知山城眺望景観重点地区については、p. 81も参照してください。）

●敷地内における位置

<共通>

○周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。

【解説】

当該工作物が周辺の景観に悪影響を与えることがないように、できる限り敷地境界線から後退させてください。

特に道路などの公共用地に面する敷地境界線からは、できる限り大きく後退し、工作物による威圧感・圧迫感を軽減するとともに、ゆとりある道路空間が形成されるようにしてください。

また、同一敷地内に複数の工作物を設置する場合には、なるべくまとまりのある配置となるよう努めてください。

●外構・緑化措置

＜共通＞

・道路等の公共空間や周辺敷地との境界部には、樹木や花き等を用いて緑化することが望ましい。

○特に、巨大、単調、圧迫感を与えるような工作物の場合は、できるかぎり樹木等による遮へいに努める。

＜自然景観保全ゾーン・市街地ゾーン＞

○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩、壁面形状等を工夫し、単調で均一としないよう努める。

＜福知山景観重点ゾーン(城下町まちなみ景観重点地区・けやき通りまちなみ景観重点地区)＞

○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、まちなみ景観の連続性や一体性に配慮した形態・意匠とするよう努める。

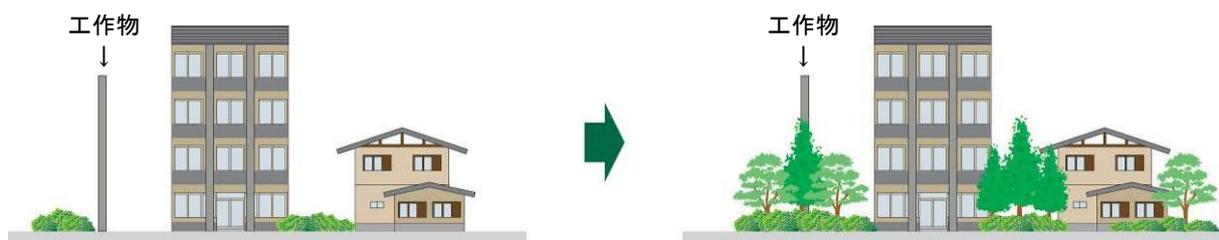
【解説】

工作物が道路などの公共空間から容易に望見することができないよう、敷地の外周部には、施設の規模や形状などの状況に応じて遮へい性の高い樹木等を用いてください。

特に、巨大、単調、圧迫感を与えるような工作物の場合は、できる限り樹木等による遮へいを行い、周辺景観に与える影響の緩和に努めてください。

また、常緑の中高木を取り入れるなど、1年を通して遮へい・修景の効果が上がるよう配慮するとともに、10年後、20年後のように長い時間の経過を含めた展望に立って、樹種の構成を考えてください。（効果的な緑化の方法については、建築物編を参照してください。）

ただし、記念塔など地域のシンボルとして公衆の観覧に供することが目的のもの、安全管理の面などから植栽が好ましくない場合などは、この限りではありません。



道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合には、単なる境界表示・物理的なバリアとならないような配慮が必要です。

敷地内を遮へいすることを目的とする場合でも、緑を設ける、壁面形状に変化をもたせるなどして、単調な景観とならないように努めてください。

敷地内に高木等がある場合は、「塀越しに楽しむ緑」のような趣きのある見せ方を演出することも効果的です。

福知山景観重点ゾーンにおいては、まちなみ景観の連続性や旧城下町としての雰囲気などを損ねることがないように配慮するとともに、通りを歩く人に対して圧迫感や閉塞感を与えないようにしてください。

●高さ

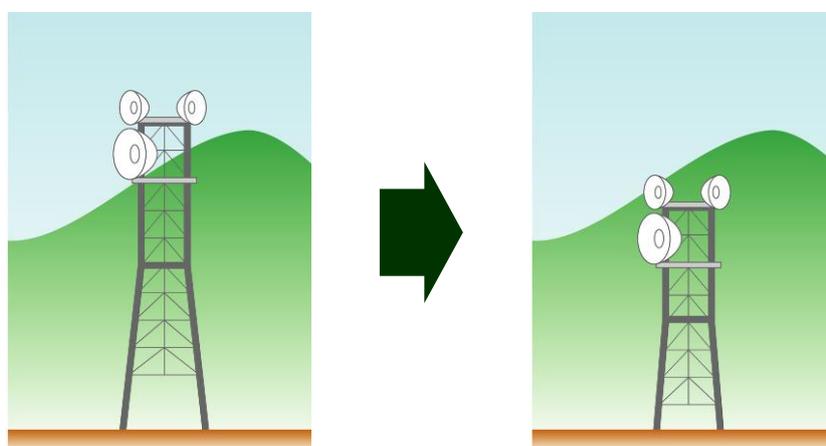
<共通>

○背景となる山並みの稜線を分断するなど、周囲の景観に対して悪影響を与えない高さとするよう努める。

【解説】

工作物の高さが周辺の景観に与える影響は大きく、周辺のまちなみや樹林などの高さから突出した工作物は、スカイラインを乱し、地域の景観や良好な眺望を損ねる可能性があります。

工作物と背景となる山並みの見え方との関係は、見る場所（視点場）をどこに置くかで異なります。また、本来の機能を発揮するために必要な高さは工作物の種類によって様々であることから、具体的な数値基準は定めていませんが、周囲の状況を勘案して著しく不調和とならないようにしてください。



また、山稜付近に新たに送電鉄塔を設置する場合は、稜線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできる限り低い位置とすることも効果的です。



●形態

<共通>

- 周囲の景観との調和に配慮した形態となるよう努める。
- 建築物と一体に建設を行う場合は、建築物本体の形態や意匠と調和するよう努める。
 - ・外部に設ける配管類は外壁面に露出させないことが望ましい。
 - ・アンテナ類は、設置場所を工夫する、できる限り共有化を図るなど、景観に配慮することが望ましい。

<自然景観保全ゾーン・市街地ゾーン>

- 道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽帯を設ける、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫に努める。

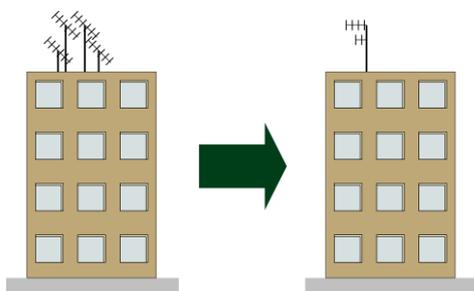
<福知山景観重点ゾーン(城下町まちなみ景観重点地区)>

- アーケードは明るく開放的になるようにするとともに、適切な維持管理に努める。

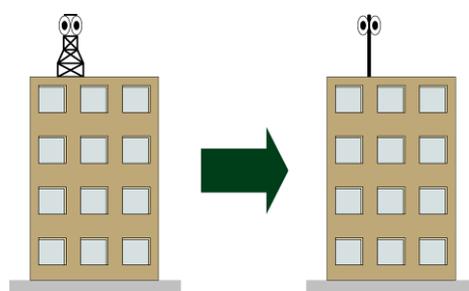
【解説】

工作物の形態については、機能面と構造上の安全性を考慮した上で、構造体そのものをスマートなデザインにする、適切な遮へい措置を行うなどして、できる限りすっきりした印象となるよう配慮してください。

テレビ・携帯電話のアンテナや高架水槽などを建築物の建築と合わせて設置する場合は、建築物と一体となってバランスのとれたものになるよう、設置方法や遮へい措置などの工夫を行ってください。



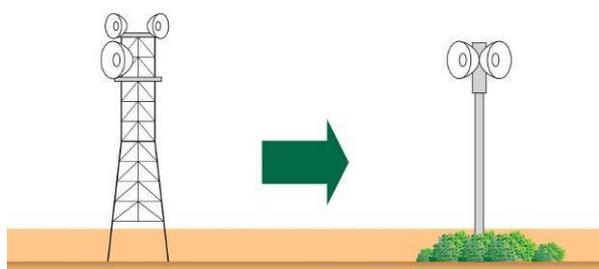
アンテナ類は乱立させず構造の共有化を図ります



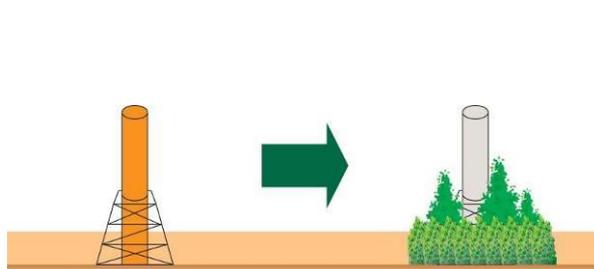
重量感のある形態は避け、設備等もまとめて設置します

単独のアンテナ類、送電線鉄塔などについても、林立することにより雑然とした景観とならないよう、形態を簡素化するなどの配慮を行ってください。

<電波塔の場合>

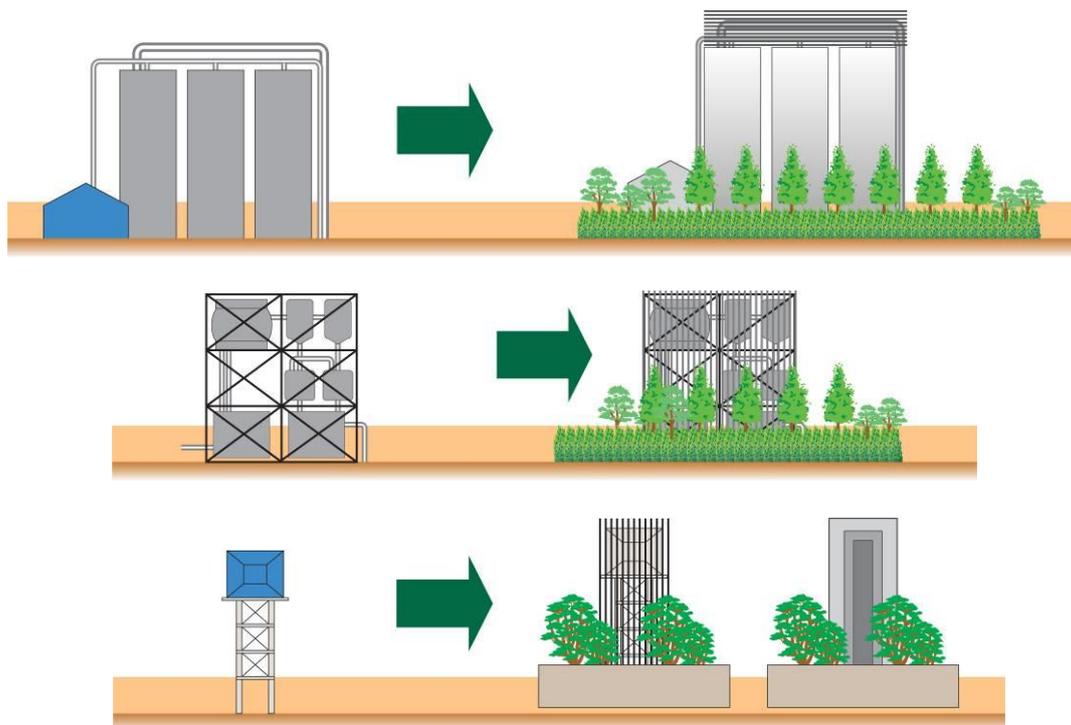


<煙突の場合>

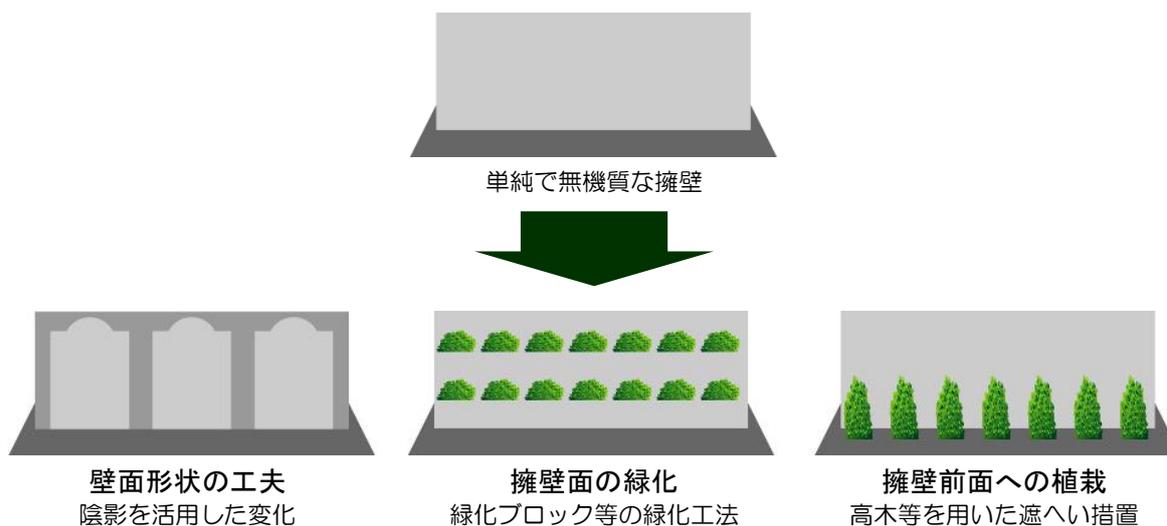


第5 ガイドライン／工作物（共通）

配管類も、構造体の形態を見直す、道路から見えにくい場所に配置する、ルーバーを取り付ける、構造体と同色で塗装するなどの景観的处理を行い、できる限りすっきりとした印象となるように配慮してください。



長大で単調な擁壁は、周囲の良好な自然景観や都市美を損ねる要因となるため、緑化を施す、壁面に陰影を付けるなどの工夫を行ってください。



アーケードについては、明るく開放的な空間となるよう、形状や色彩、素材などを含めて一体的に検討してください。

また、汚れや破損の有無などを定期的にチェックし、適切に維持管理を行ってください。

●色彩

<共通>

◎地域の景観を際立たせるもの、地域のシンボルとして必要と判断されるもの等以外の色彩は、当該ゾーンの建築物の基準に準じる。ただし、法令により他の色彩を用いることが規定されている場合はこの限りでない。

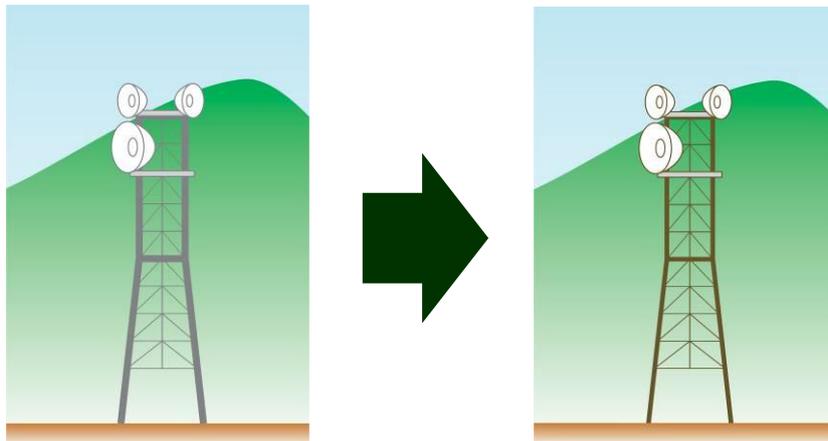
<福知山景観重点ゾーン(城下町まちなみ景観重点地区・けやき通りまちなみ景観重点地区)>

- ・自動販売機については、周囲のまちなみ景観に調和した色彩とするとともに、設置場所や形態、設置方法などを工夫することが望ましい。

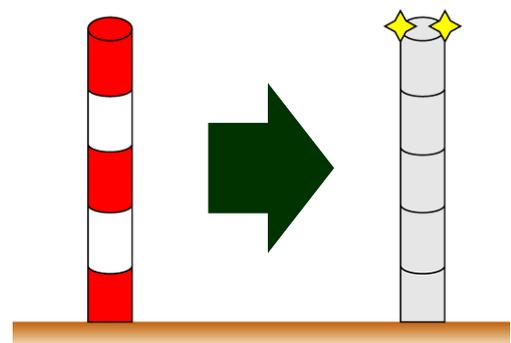
【解説】

大規模な鉄塔など、背景となる山並みの稜線を遮る、あるいは周囲のまちなみから突出することがやむを得ない場合には、地域の景観特性と調和する色彩としてください。

自然景観に隣接・囲まれる地域や歴史的な雰囲気をもつ地域においては、茶色系を用いることが考えられますが、電波塔など建築物の屋上に設置する場合には、明度の低い色彩は周囲の景観に圧迫感や威圧感を与えるため、注意が必要です。



高さが60m以上の鉄塔など、航空法により赤白の着色（昼間障害標識）が求められるものについても、できる限り高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を用い、周囲の景観を損ねないようにしてください。



ただし、弁柄など古くから地域の伝統色として親しまれているもの、芸術作品など地域のシンボルとして設置するものについては、この限りではありません。

城下町まちなみ景観重点地区、けやき通りまちなみ景観重点地区においては、旧城下町としての歴史的な雰囲気又は福知山市の玄関口としての洗練された都市空間の形成を損ねないように、自動販売機の色を抑えるとともに、景観に配慮した構造物による遮へい、通りに直接面して設置しないなどの工夫を行ってください。

●材料

<共通>

○汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努める。

<自然景観保全ゾーン>

・特に、優良な自然景観や伝統的な農山村景観が形成されている場所においては、地域の個性が感じられる素材を用いることが望ましい。

<福知山景観重点ゾーン(城下町まちなみ景観重点地区/町家エリア)>

○旧城下町としての特性を踏まえ、歴史的な雰囲気を感じられる材料もしくはこれを模したものをを使用するよう努める。

【解説】

工作物は、日光や雨風に絶えずさらされており、建設当初は美しい外観を有していても、年月とともに汚れや退色、劣化などが進むことは避けられません。

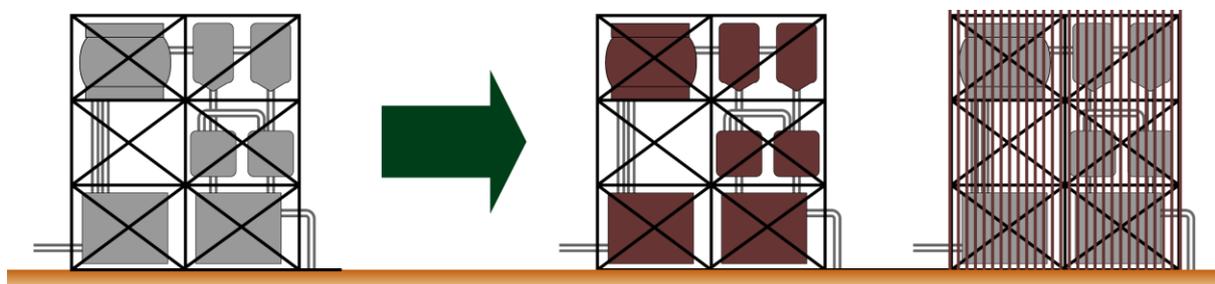
特に大規模な工作物の場合は、維持補修に掛かる時間や費用が増大することもあるため、長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる質の高い素材・材料を用いてください。

自然景観保全ゾーンにおいては、日本の棚田百選・京都府景観資産にも選ばれている毛原の棚田をはじめとする美しい田園風景、京街道の宿場町として栄えた面影を残す農村集落など、特に良好な景観を形成している地域が各地で見られます（20 ページ参照）。

特にこのような地域において工作物を建設する際には、周囲の状況を勘案して調和のとれる材料又はこれを模したものをを用いる、あるいは、自然の風合いが感じられるように色彩や表面の仕上げを工夫することが有効です。

また、福知山景観重点ゾーン（城下町まちなみ景観重点地区／町家エリア）においては、色彩の配慮（79 ページ参照）とともに、できる限り旧城下町としての雰囲気が感じられるような素材を用いてください。

これが困難な場合には、工作物の周囲を自然素材又はこれを模したもので囲むことも有効です。



3. ガイドライン（福知山城眺望景観重点地区）

ふくちやま景観重点ゾーン（福知山城眺望景観重点地区）においては、福知山城への眺望を保全するために必要な基準として、次の2段階にレベル分けしています。（「・」基準（推奨基準）は設定していません。）

- | | |
|-----|-----------------|
| 「◎」 | 必ず守る基準 |
| 「○」 | 何らかの工夫や配慮が必要な基準 |

このうち、「◎」基準は福知山市による勧告（法第16条第3項、条例第18条）の対象となり、また、変更命令（条例第16条）の対象となる場合がありますので、注意してください。

「○」基準については、行為地周辺の景観特性を考慮しながら基準を満たすための工夫を行ってください。

ただし、事業者や設計者等の方が形態その他の意匠について工夫し、福知山城への良好な眺望景観に影響がないと認められる場合は、景観形成基準によらないとすることもできます（特例措置）ので、福知山市と十分に協議してください。

●高さ

◎重要眺望点から福知山城の城垣への眺望を阻害しない高さとする。

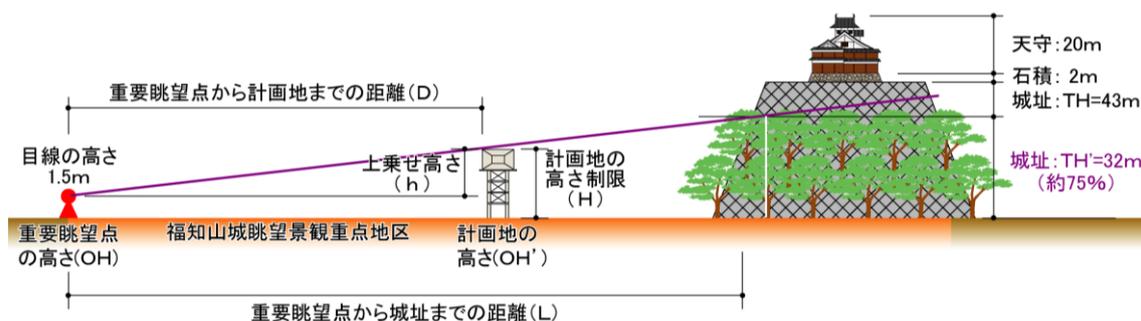
【解説】

重要眺望点から福知山城を眺めた景観は、福知山市を代表する最も重要な景観といえます。福知山城の見える良好な景観を維持するとともに、より良い景観に育てていくため、工作物の高さは、福知山城への眺望を阻害しない高さとします。

福知山城の一部が見えていけばよいというのではなく、安定的な眺望となるように、土台となる城址（石垣）についても眺望が確保されるようにしてください。具体的には、城址から天守頂上までの高さ（22m）の半分の高さ（11m）の部分について城址が見えるようにします。

行為地における工作物の高さ（建築物に定着して建設される場合は、地盤面からの高さ）の上限は、当該行為地から福知山城までの距離に応じて、下図に示す数式により算出されます。

重要眺望点から福知山城までの直線距離とサンプル地点における工作物の高さの上限値は、73ページを参照してください。



$$\begin{aligned} \text{計画地における上乗せ高さ}(h) &= \{ TH' - (OH + 1.5) \} \times D / L \\ &= \{ 32 - (OH + 1.5) \} \times D / L \\ \text{計画地における高さ制限}(H) &= (h + 1.5) + (OH - OH') \end{aligned}$$

●形態

○重要眺望点から福知山城への眺望に対して不調和とならない形態とするよう努める。

【解説】

福知山城への良好な眺望景観を守るため、キャラクター性の強いデザインや自己主張の強い奇抜なデザインなどを避け、できる限りすっきりとした形態としてください。

●色彩

○重要眺望点から福知山城への眺望に対して、不調和とならない色彩とするよう努める。

【解説】

色彩については、茶色系・ベージュ系を基本とするなど、福知山城に見られる色彩に対して対比関係の強い色彩（※）は用いないようにしてください。

※対比関係の強い色彩

同じ色彩であっても、そのもの自体の大小、隣接又は背景となるものの色彩との関係で、実際よりも明るく見えたり、暗くくすんで見えたりします。（「色の対比効果」と言います。）

●材料

◎光を強く反射する材料を外面の全面に均一に使用しない。ただし、ソーラーパネルなど環境負荷の低減に資するものについては、この限りではない。

【解説】

光を強く反射する材料は、福知山城への眺望を損ねる恐れがあるため、ステンレスやアルミなどの金属材を用いる場合においても、落ち着いた色彩で着色するなど、光の反射を和らげる措置を行ってください。

ただし、ソーラーパネルなど環境負荷の低減に資する設備等については、この限りではありません。

※これら以外の項目については、行為地における景観形成基準に基づきます。

5-3 その他の行為に関するガイドライン

その他の行為に関する景観形成基準は、次の2段階にレベル分けしています。

- | | |
|-----|-----------------|
| 「○」 | 何らかの工夫や配慮が必要な基準 |
| 「・」 | 推奨する基準 |

建築物や工作物と同様に、行為すること自体を制限するものではなく、行為ができなくなるような厳しい基準は設けていませんが、当該行為地周辺の状況等を勘案して、景観に与える影響をできる限り最小限に留めるよう努めてください。

●土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更

- 当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの遮へい措置に努める。
- 道路等の公共空間から容易に見える位置に長大な法面や擁壁が生じる場合は、法面や擁壁面を緑化し、又は、その前面に植栽を施すよう努める。
- ・行為後に自然環境を復元する際には、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。

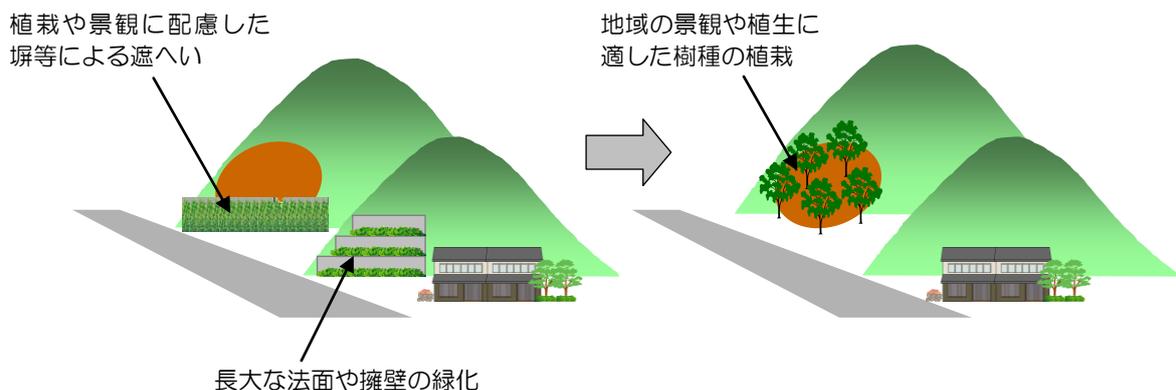
【解説】

これらの行為の期間中は、雑然とした景観になりやすいため、外部からできる限り容易に望見できないよう、植栽や景観に配慮した塀などによって遮へい措置を行ってください。

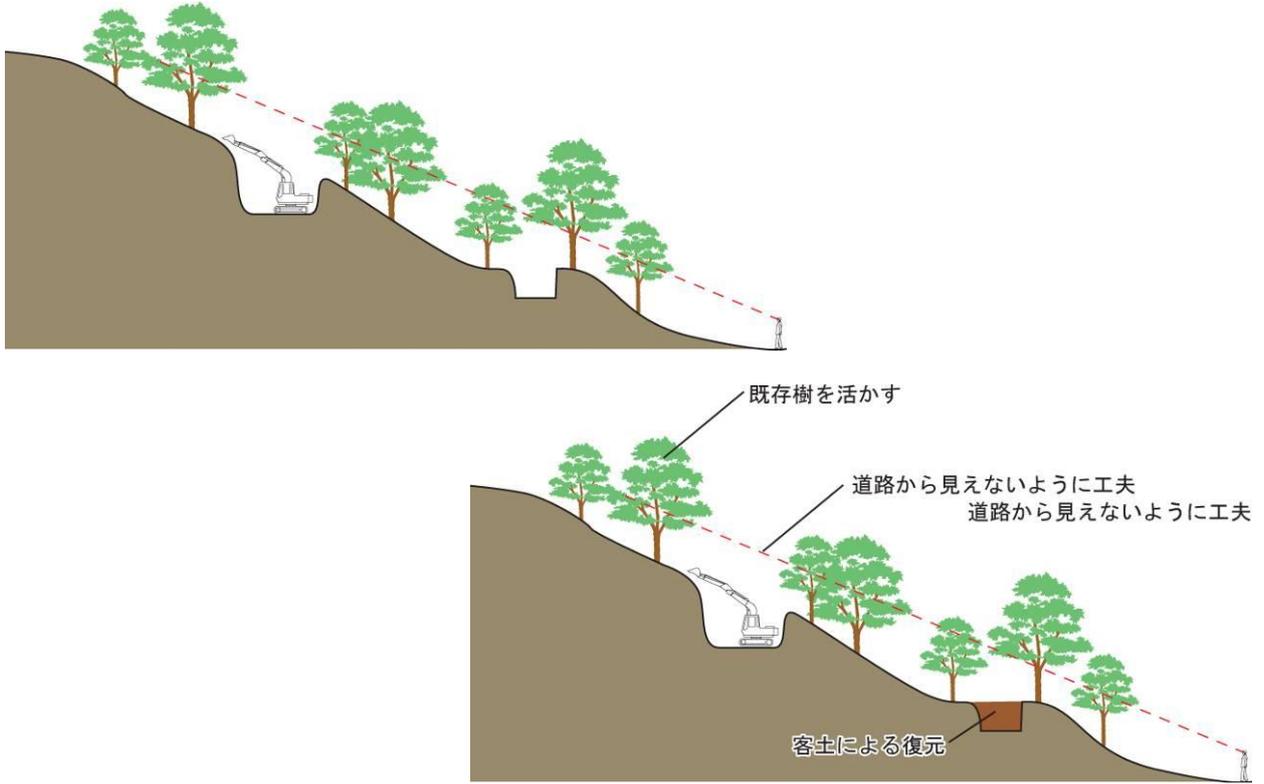
特に大規模な法面や擁壁については、周囲の自然景観や都市美に対して無機質な印象を与えることから、法面や擁壁面自体やその前面に緑化措置を行ってください。（78ページを参照）

これらの行為が完了した後は、整地するとともに、山肌が剥き出しとならないよう、植栽等の緑化措置を行ってください。

行為後の植栽に当たっては、地域に昔から見られる樹種や四季の変化が感じられる樹種など、地域の景観や植生に適した樹種を用いるようにしてください。



第5 ガイドライン／その他行為（共通）



●屋外における土石、廃棄物(※1)、再生資源(※2)、その他の物件の堆積

- 道路等の公共空間から目立たないように、植栽又は景観に配慮した塀等による遮へい措置に努める。
- 堆積する高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないように努める。

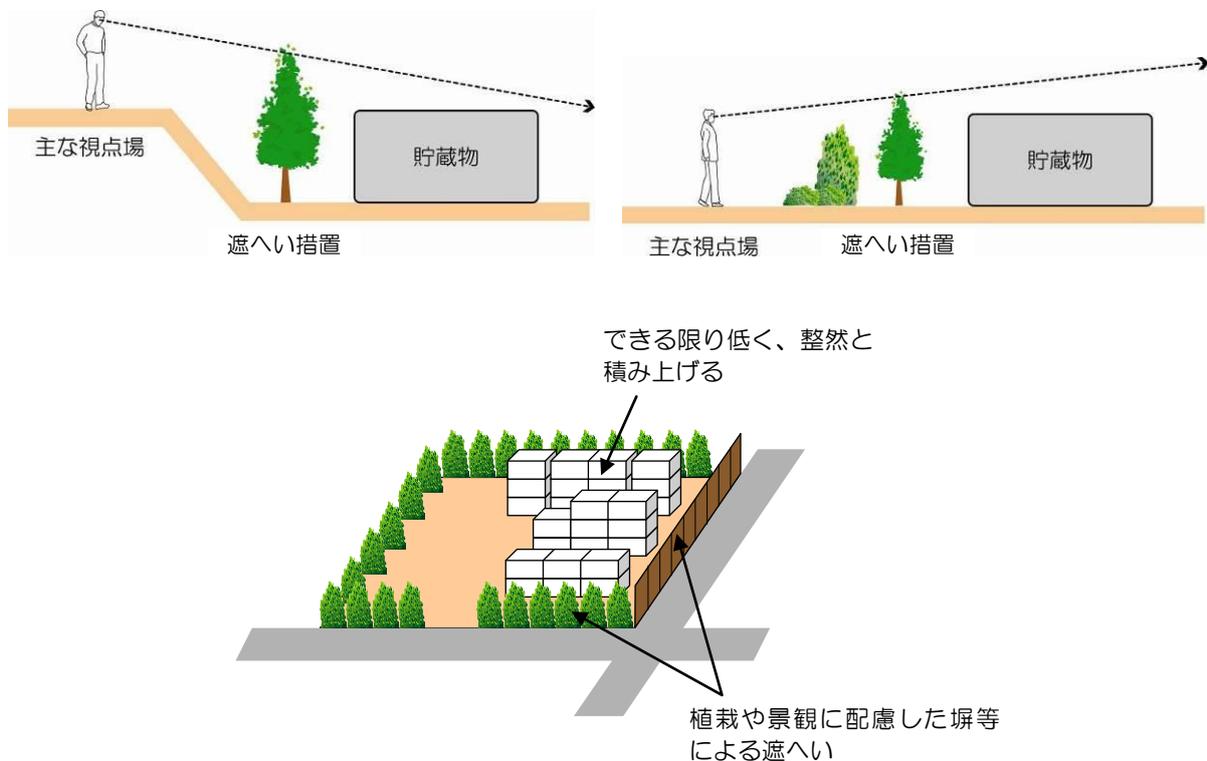
【解説】

土石、廃棄物、再生資源などの物件は、そのもの自体がきれいに整えられたものではなく、群として堆積されることで、地域の景観を著しく損ねる恐れがあります。

このため、これらの行為を行う土地の周囲には、植栽や景観に配慮した塀などを設け、外部から容易に望見することができないようにしてください。土地の区域にゆとりがある場合は、道路等の公共空間からできる限り離れた場所で堆積するようにしてください。

また、植栽や塀の高さなどは、堆積される物件の高さを考慮して、効果的に遮へいされるよう高さや配置などを工夫してください。

一方、これらの堆積物は、地域の景観を損ねるだけでなく、崩壊などの危険性を伴う恐れがあるため、できる限り低く、また、整然と積み上げるようにしてください。



(※1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物

(※2) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源

●特定照明

- 周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないよう努める。
- 光源の種類、照明方法、明るさ、投光時間等について十分に検討し、照明の目的や周辺の景観特性に合ったものとなるよう努める。

【解説】

特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明を言います。建築物や工作物だけでなく、例えば、福知山城の石垣、ランドマークとなる樹木なども対象となります。

光によって建築物その他の工作物又は物件の形態・意匠を夜間に演出することが目的であり、街路灯や防犯灯、門灯や常夜灯、外観に施すイルミネーションなどは特定照明には該当しません。

また、イベントなど 60 日以内で行う短期的なライトアップは行為制限（届出）の対象とはしていません。

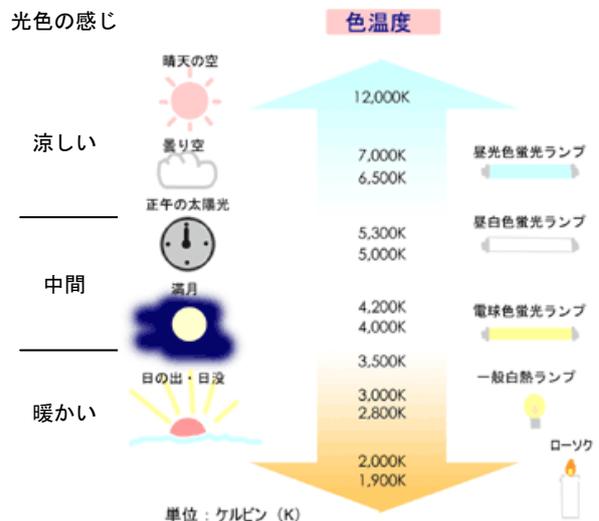
「光害」とは、良好な「照明環境」の形成が、漏れ光（照明器具から照射される光で、その目的とする照明対象の範囲外に照射される光）によって阻害されている状況、又は、それによる悪影響（人の活動や生物等に与える悪影響）を言います。

特定照明としての照明計画においては、「光色（色温度）」、「演色性」、「光源」に特に気を付けることが重要であり、より美しく演出するためには、対象となる物件の特徴を踏まえた「光の当て方」もポイントとなります。

また、住宅地や農山村地域などにおいては、生活リズムや作物生育への悪影響を勘案して、投光する時間についても配慮を行ってください。

■光色（色温度）

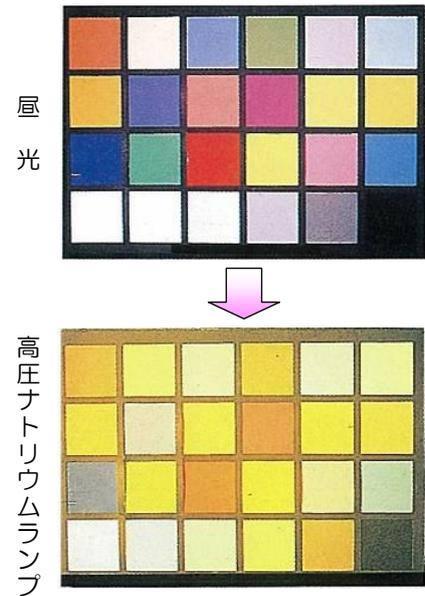
- 色温度とは、光色を表わす1つの尺度で、物体が高温に熱せられると光を放射し、温度に応じて光の色が変わる事を利用して、光色を温度で表わし、これを色温度と呼びます。
- 色温度はK（ケルビン）で表され、一般に色温度が低いと赤っぽいオレンジがかった暖かみのある光となり、色温度が高くなるにつれて日中の太陽光のような白っぽい光となります。さらに高くなると、青味がかかったさわやかな光となります。



- 太陽が昇ると活動をはじめ、夜になると休息するという人の生活リズムがあります。人の生活リズムは自然界のサイクルが基準になっていて、もっとも影響しているのは自然光（太陽光）といわれています。
- 人を活動的にし、作業や勉強に適した環境をつくるには、色温度の高い、太陽光や天空光をイメージした白色または昼光色の蛍光灯の光が、心身をリラックスさせ、やすらぎを演出する場合には、色温度の低い、夕日を思わせる赤みをおびた白熱灯の光が最適です。

■演色性

- 演色性とは、光源によって照らした時の物体の色の見え方を決める光源の性質のことをいい、光源の演色性が高いほど照らされる対象物の色を忠実に再現するため、光の品質といえます。
- 光源の演色性は、平均演色評価数という数値で表されます。演色性が最も良い場合が 100 で、低下するほど数値が小さくなります。
- 多数の人が使用する場所の照明には、色彩が不快に見えないような演色性の良い光源の使用が望まれます。
- 木の葉の緑や紅葉の紅のように、特定の色を引き立てる場合には、平均演色評価数のほかに特殊演色評価数の高い光源の使用も有効です。



■主な光源と特徴

- 景観照明に用いられる光源には主に以下のような種類があり、光を当てるモノや場所の特性に応じて適切に使い分けることが重要となります。
- また、省エネルギー対策の観点からは、効率性が高く、集光（光が出る方向の調整）の容易な光源を使用することが重要となります。

景観照明に用いられる主な光源の種類と特徴

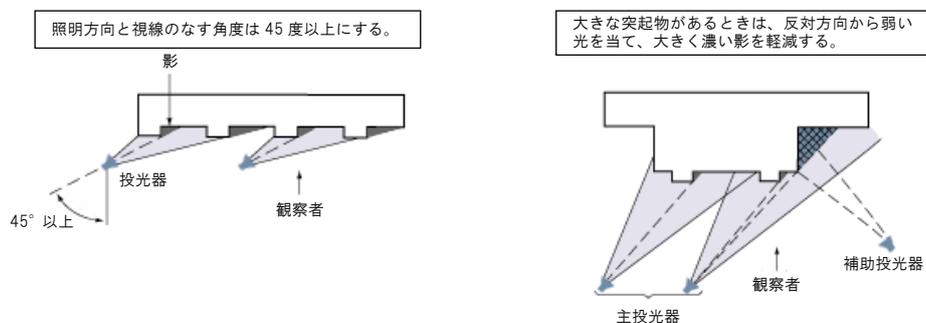
光源の種類	特徴項目	寸法	効率	光色	演色性	寿命
一般照明用電球		小	低	暖	高	短
ミラー付ハロゲン電球		小	低	暖	高	短
両口金ハロゲン電球（投光用）		小	低	暖	高	短
電球形蛍光ランプ		小	高	暖、中、涼	高	中
コンパクト形蛍光ランプ		小、中	高	暖、中、涼	高	長
直管形蛍光ランプ		中	高	暖、中、涼	高	長
透明水銀ランプ		大	中	涼	低	長
蛍光水銀ランプ		大	中	中	中	長
高演色形メタルハライドランプ		中	高	暖、中	高	長
一般形メタルハライドランプ		大	高	中	やや高	長
高演色形高圧ナトリウムランプ		中	高	暖	高	長
高圧ナトリウムランプ		大	高	暖	低	長
発光ダイオード（LED：白色）		小	低、中	暖、中	高	非常に長い

第5 ガイドライン／その他行為（共通）

- 建築物や構造物等に対して光を当てる際には、細かい明暗の変化が生じ、輪郭が明瞭になるように照明を考えることが重要であり、照明の対象となるものによって望ましい光の当て方は異なります。

対象	留意点	良好な照明の例
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 全体を均一に照明して平面的に見せると「目立ち」「落ち着き」及び総合評価（美しさ）が低下する。 従って、凸凹が多い建物を選定し、それによって生じる陰影がはっきり分かるように、また、輪郭が明瞭に際立って見えるように照明することが重要になる。 	
構造物	<ul style="list-style-type: none"> 背景が暗い場合には、鉄骨構造対などが暗い背景に発光体のように見え、「目立ち」「落ち着き」及び総合評価（美しさ）がすべて向上する。 即ち、細かく強い輝度対比が生じる「トラス構造物」のようなものを選択することがポイントになる。 	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 幹中心の照明は「落ち着き」や「美しさ」の評価が悪いが、葉中心の照明にすれば逆に評価が高くなる。 従って、幹を目立たせず、しかも葉がある程度の広がりを持って光るように照明する。 光源としては、透明タイプの水銀ランプが適する。 	

- また、凹凸のある壁面等に対して光を当てる場合には、“陰影”を上手く活用することが重要であり、光を当てる角度などに配慮することが必要です。

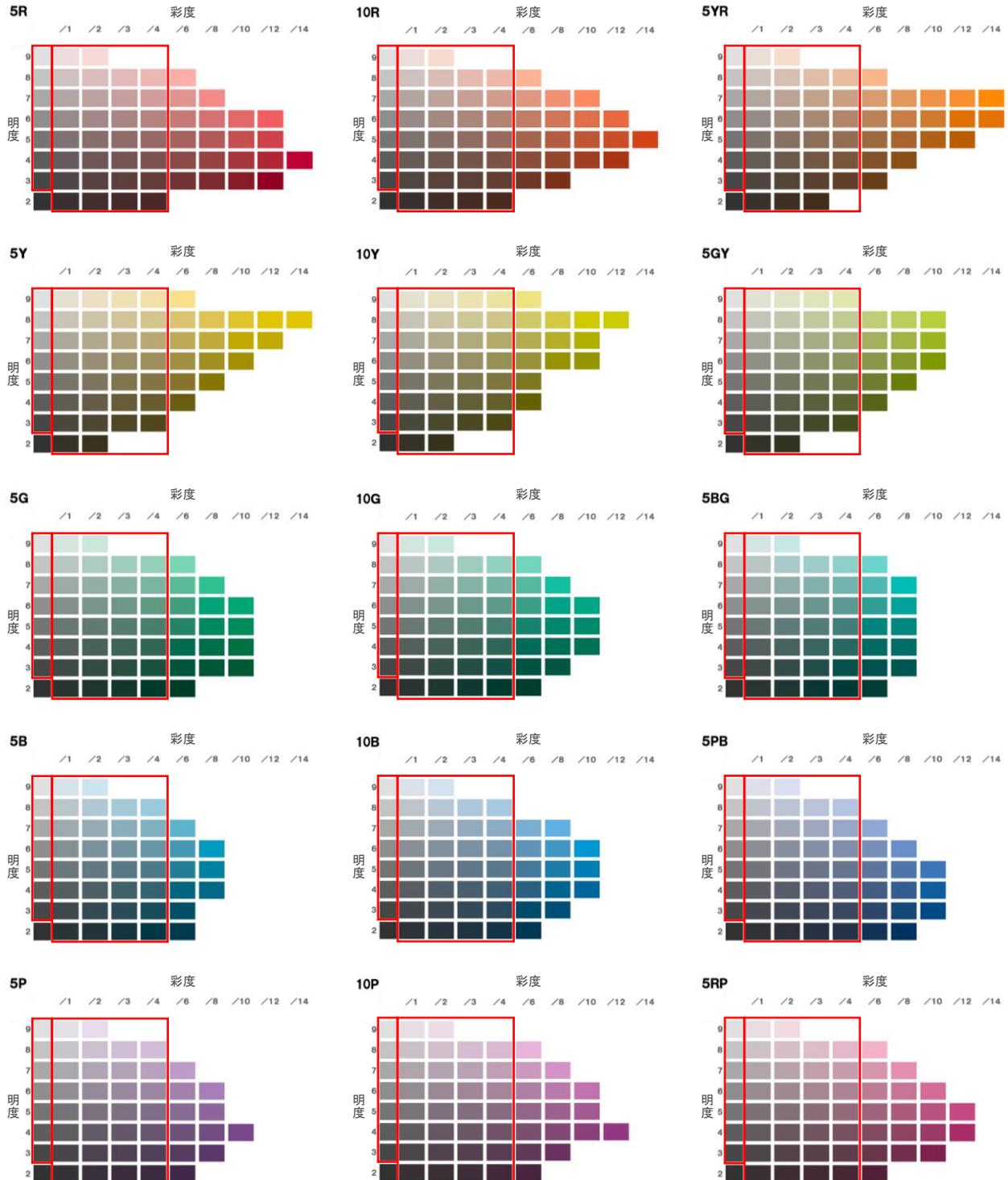


（出典：照明学会編：照明ハンドブック第2版（2003）、岩崎電気株式会社ライティング講座）

資料 色彩基準について

届出を要する建築物の新築等及び工作物の建設等に係る景観形成基準のうち、色彩については、以下のマンセル表色系に示す各色相の **赤枠内** 又は **青枠内** が使用できる色彩です（屋根は除く）。

■ 自然景観保全ゾーン

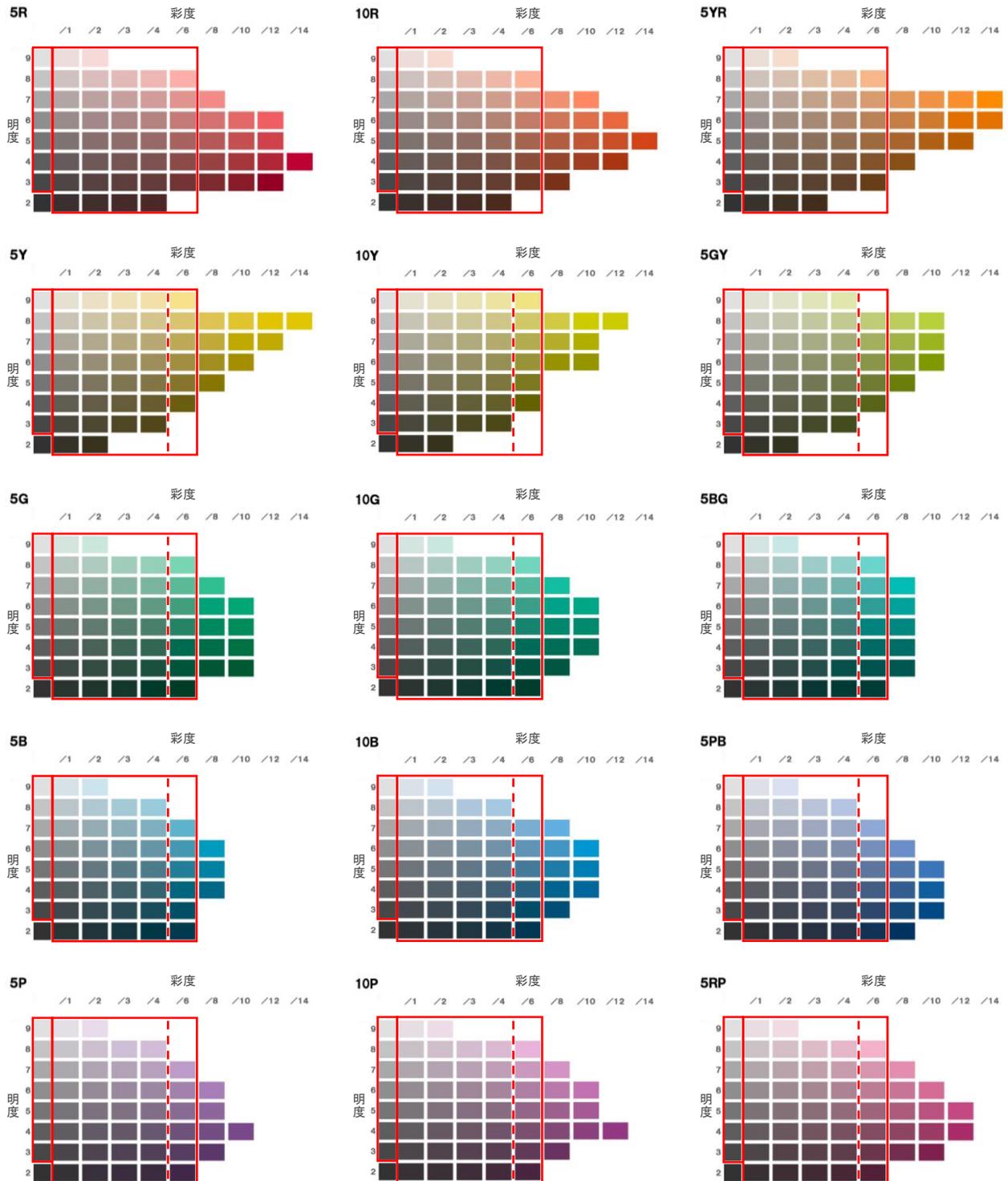


※各色相の代表色を示したものです。

※印刷によるものであり正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。

市街地ゾーン

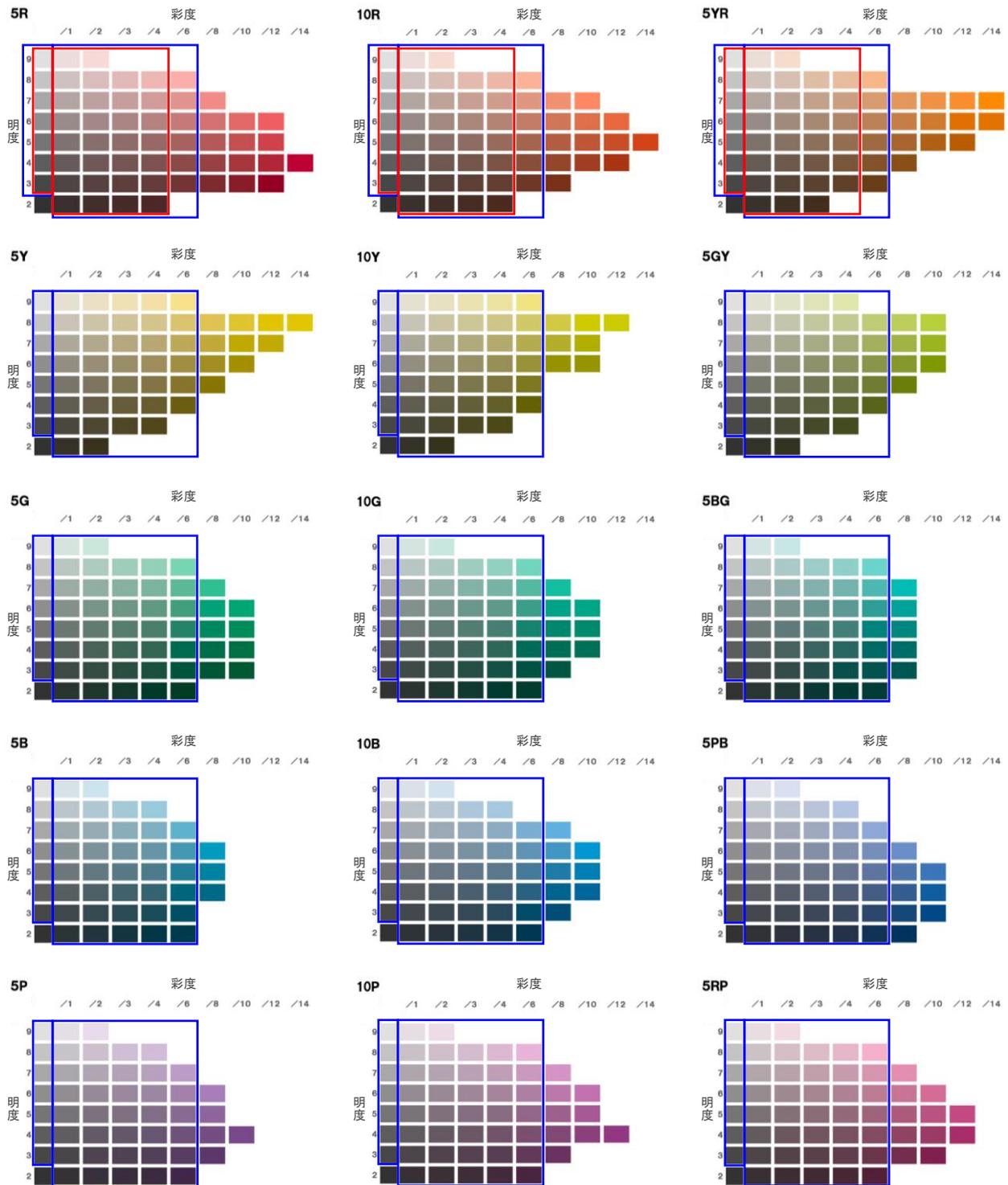
ふくちやま景観重点ゾーン（けやき通りまちなみ景観重点地区）



※各色相の代表色を示したものです。

※印刷によるものであり正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。

■ ぶくちやま景観重点ゾーン（城下町まちなみ景観重点地区）



※ 赤枠 は町家エリア、青枠 は商店街エリアの基準です。

※各色相の代表色を示したものです。

※印刷によるものであり正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。